

(三)「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会」関係資料

【728】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会について  
(59.7.20 内閣官房長官決定)
2. 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 名簿
3. 検討事項 (例)
4. 政府統一見解 (昭和53年・55年)
5. 靖国神社の概要
6. 戦後の総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝について
7. 自由民主党政務調査会内閣部会「靖国神社問題に関する小委員会」見解
8. 最高裁判所判決 (52.7.13 いわゆる「津地鎮祭判決」)
9. 戦没者追悼の日に関する懇談会 報告

【729】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会について（昭和59年7月20日内閣官房長官決定）

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会について

〔昭和59年7月20日〕  
〔内閣官房長官決定〕

1. 趣 旨

内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に関しては、近年、総理・国務大臣としての資格で参拝（公式参拝）の憲法上の可否を始めとして、参拝の在り方を巡る議論が絶えないう。また、自由民主党からは公式参拝の早期実現について要望があったところである。ところで、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝を巡る問題は国民意識にも深くかわる問題であるので、この際、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を求め、この問題に関して懇談会を開催することとする。

2. 出席者

懇談会は、内閣官房長官が次の有識者の出席を求めて開催する。

芦 部 信 喜	学習院大学教授
梅 原 猛	京都市立芸術大学学長、評論家
江 藤 淳	東京工業大学教授、評論家
小 嶋 偉 一	東京大学名誉教授
小 嶋 和 司	東北大学教授
佐 藤 一 郎	上智大学教授
末 鈴 次	青少年問題審議会委員
曾 野 治 雄	昭和電工株式会社社会長
田 上 綾 子	作家
知 野 虎 治	亜細亜大学教授
中 野 村 元 雄	元会計検査院長
林 林 敬 三	東京大学名誉教授
林 林 敬 三	日本赤十字社社長
横 井 大 三	弁護士、元内閣法制局長官 弁護士、元最高裁判所判事

3. 開催予定

懇談会は、おおむね1年間にわたり、原則として毎月1回開催する。

4. 庶務  
懇談会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣審議室において処理する。

【730】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回 (昭和59年8月3日)  
資料2 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会名簿

資料2

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会名簿

(五十音順)

喜 猛 淳 一 司 功 郎 雄 子 治 雄 元 三 三 三	学習院大学教授 京都市立芸術大学学長、評論家 東京工業大学教授、評論家 東京大学名誉教授 東北大学教授 上智大学教授 青少年問題審議会委員 昭和電工株式会社社長 作家
部 原 藤 口 嶋 藤 次 木 野 上 野 村 敬 修 大	
芦 梅 江 小 小 佐 末 鈴 曾 田 知 中 林 林 横	亜細亜大学教授 元会計検査院長 東京大学名誉教授 日本赤十字社社長 弁護士、元内閣法制局長官 弁護士、元最高裁判所判事

【731】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料3 検討事項（例）

資料3

検討事項（例）

- ① 靖国神社の性格  
（設立の由来、合祀範囲、儀式行事、戦前の参拝、その他）
- ② 憲法解釈  
（学説、判例、係争事件）
- ③ 各界意見  
（遺族会、宗教団体、自民党見解など各政党、その他）
- ④ 行政上の対応  
（神道指令、文部次官等通達、政府統一見解、国会答弁例）  
（総理・閣僚参拝の実態（変遷））
- ⑤ 千島ヶ淵戦没者墓苑等、国による戦後の戦没者慰霊の実態
- ⑥ その他、国及び地方自治団体における神社参拝等の実態
- ⑦ 外国の戦没者慰霊、政教分離の実態と憲法問題等
- ⑧ 総理・閣僚の参拝の在り方等

【732】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料5 靖国神社の概要

資料5

靖国神社の概要

1. 略年表
 

明治2年6月29日	九段坂上の現在地に招魂社仮本殿完成、第1回合祀招魂式
5年5月7日	本殿造営竣工、正遷宮祭
12年6月4日	靖国神社と改称し、別格官幣社となる
20年3月17日	陸海軍二省のみの所管となる
大正8年5月1日	靖国神社創建50年祭
昭和21年9月7日	宗教学法人令による単立宗教学法人登記
27年9月30日	宗教学法人法による単立宗教学法人設立登記
44年6月29日	靖国神社創建100年記念祭
2. 現在の性格
  - 宗教学法人「靖国神社」規則（昭和27年9月制定）（抄）
    - 第1章 総 則
    - 第1条（名称） 本神社は、宗教学法人法による宗教学法人であつて、「靖国神社」といふ。
    - 第2条（事務所所在地） 本宗教学法人（以下「法人」といふ。）の事務所は、東京都千代田区九段3丁目6番地に置きこれを社務所といふ。
    - 第3条（目的） 本法人は、明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者（以下「崇敬者」といふ。）を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務を行うことを目的とする。
  - 靖国神社社憲（抄）
    - 前 文
    - 本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永6年以降国事に殉ぜられたる人々を奉斎し、永くその祭祀を齎行して、その「みたま」を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治2年6月29日創立せられた神社である。いやしくも本神社に職を奉ずる者は、その任の軽重、職域の如何を問はず、深く本神社を信奉し、祭神の御神徳を体し、清明を以てその任に当り、祭祀を敬修し、祭神の遺族・崇敬者を教導し、御社運の隆盛を計り、以て万世にゆるぎなき太平の基を開き、本神社御創立のよつて立つ安国の理想の実現に一意邁進しなければならぬ。
    - 第1章 総 則
    - 第1条（名称） 本神社は靖国神社と称する。

第2条 (目的) 本神社は御創立の精神に基き、祭祀を執行し、祭神の神徳を弘め、その理想を祭神の遺族・崇敬者及び一般に宣揚普及し、社運の隆昌を計り、万世にゆるぎなき大平の基を開き、以て安国の実現に寄与するを以て根幹の目的とする。

3. 合祀対象

(1) 軍人軍属

- ① 戦地、事変地及び終戦後の外地において、戦死、戦傷死、戦病死した者
  - ② 戦地、事変地及び終戦後の外地において、公務に基因して受傷罹病し、内地に帰還療養中これにより死亡した者
  - ③ 満州事変以降、内地勤務中公務のため受傷罹病し、これにより死亡した者
  - ④ 平和条約第11条により死亡した者 (戦争裁判受刑者)
  - ⑤ 未帰還者に関する特別措置法による戦時死亡宣告により、公務上負傷し、または疾病にかかりこれにより死亡したものとみなされた者
- (2) 準軍属及びその他
- ① 軍の要請に基づいて戦闘に参加し、当該戦闘に基づき負傷または疾病により死亡した者
  - ア 満州開拓団員
  - イ 満州開拓青年義勇隊員
  - ウ 沖縄県一般邦人
  - エ 南方及び満州開発要員
  - オ 洋上魚漁監視員
  - ② 特別未帰還者の死没者
  - ア ソ連、樺太、満州、中国に抑留中死亡した者
  - イ 戦時死亡宣告により死亡とみなされた者
  - ③ 国家総動員法に基づき徴用または協力中の死没者
  - ア 学徒
  - イ 徴用工
  - ウ 女子挺身隊員
  - エ 報国隊員
  - オ 日赤看護看護婦
  - ④ 船舶運営会の運航する船舶の乗組員中死亡した者
  - ⑤ 国民義勇隊の隊員でその業務に従事中死亡した者 (広島原爆死亡者)
  - ア 学域組織隊
  - イ 地域組織隊
  - ウ 職域組織隊
  - ⑥ 旧防空法により防空従事中の警防団員
  - ⑦ 阿波丸 (交換船) 沈没により死亡した乗員
  - ⑧ 沖繩の疎開学童死没者 (対馬丸遭難)
  - ⑨ 外務省等職員

- ア 関東局
- イ 朝鮮総督府
- ウ 台湾総督府
- エ 樺太庁

4. 合祀柱数 (昭和58年10月現在)

総数	2、4	6	3、6	4	9	柱
(内訳)						
維新前後殉難者				7、	7	51柱
西南の役等				6、	9	71柱
日清の役				1	3、	619柱
台湾の役				1、	1	30柱
北清事変				1、	2	56柱
日露の役				8	8、	429柱
大正3～9年の役				4、	8	50柱
濟南事変等				1	7、	162柱
満州事変				1	9	0、
支那事変				3	7	0柱
大東亜戦争				2、	1	31、
				9	2	6柱

5. 儀式行事

(恒例祭)

新年祭	1月1日
靖国講社祭	3月10日
春季例大祭	4月21日～23日
天皇御誕辰奉祝祭	4月29日
御創立記念日祭	6月29日
みたま祭	7月13日～16日
秋季例大祭	10月17日～19日
明治祭	11月3日
月次祭	毎月1日、18日、22日

【733】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料6 戦後の総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝について

資料6

戦後の総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝について

- 吉田総理
  - 戦後靖国神社が宗教法人となった後の総理大臣として初参拝（昭和26年10月の秋季例大祭）
  - 以降田中総理までの歴代の総理大臣は春秋例大祭のみに参拝（ただし鳩山総理・石橋総理は参拝せず）
  - 三木総理
  - 終戦記念日に初参拝（昭和50年8月）
  - その際、内閣総理大臣が「公人」と「私人」を使い分けられるかどうか議論となる。（総理、「私人」と表明。）
- 福田総理
  - 公用車使用、肩書記帳、閣僚同行
  - これらに関して私的参拝と言えるかどうか議論となり、昭和53年10月17日に政府統一見解が出される。
  - 大平総理
  - （春秋例大祭のみ私人として参拝）
  - 鈴木総理
  - 歴戦多数参拝（昭和55年の終戦記念日から）
  - 奥野法相（当時）の公式参拝台憲発言が問題となり、昭和55年11月17日に政府統一見解が出される。
  - 「公人か私人か」を明確にせず。（昭和57年の終戦記念日から）
  - 中曽根総理
  - 「内閣総理大臣たる」として参拝（昭和58年春の例大祭から→昭和59年春の例大祭からは「内閣総理大臣である」）
  - 新春初参拝（昭和59年1月）

【734】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料7 自由民主党政務調査会内閣部会「靖国神社問題に関する小委員会」見解

資料7

昭和五十八年十一月十五日

靖国神社問題小委員会見解

自由民主党政務調査会  
内閣部会  
靖国神社問題に関する小委員会

当小委員会においては、憲法の所謂「政教分離に関する規定」の具体的な解釈運用について、学識経験者の意見を徴し、併せて靖国神社公式参拝についての憲法判断を得ようとする。その結果、次の結論を得た。

【註】憲法は次のように信教の自由を保障している。

憲法第二十条第一項前段 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

同条第二項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

また憲法は次のように政教分離の規定を設けて、間接的に信教の自由を確保する手段を講じている。

憲法第二十条第一項後段 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

同条第三項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを出し、又はその利用に供してはならない。

- 一、津市体育館起工式に当たっての地鎮祭神式行事に対する最高裁判決は、
    - (1) 国及びその機関の禁止される宗教的活動は、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為で、その典型的なもの、宗教の布教、教化、宣伝等の活動であり、
    - (2) 奉式に際し、相職に対する報償費及び供物料金を市の公金から支出しているが、特定の宗教組織又は宗教団体に対する財政援助的な支出とはいえないから、公金の支出を禁止した憲法八十九条に違反しない。
  - 二、憲法の宗教に関する規定の精神を具体的に敷衍したとされる教育基本法は「……宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」とすると共に、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定している。
- 禁止される宗教教育や宗教的活動は、「特定の宗教のための」ものであるから、憲法で禁止される宗教教育や宗教的活動は、宗派教育であり、宗派活動であると理解することができる。

【735】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第1回（昭和59年8月3日）  
資料9 戦没者追悼の日に関する懇談会 報告（昭和57年3月25日）

三、前二項から判断すれば、公的機関が、慰霊、表敬、慶祝等を行うことが適当であると考えられる場合に、その目的で神社・寺院等を訪れて礼拝等を行い、同時にまた宗教行事に参加して申意を述べ、功績をたたえ、祝意を表する等のことは、憲法が禁止する宗教的活動には当たらないと考えられる。

その際の玉串料、香華料等を公費で負担しても、それは供物、神饌、生花、楡等を整える経費などにあてられるものであって、当該宗教学法人に対する財政援助を目的とするものではないから憲法八十九条に違反しないと考えられる。

四、昭和二十年十二月十五日、日本政府が発せられた占領軍からの所謂神道指令によって、公務員がその資格において神社に参拝することが禁止された。当時の占領政策の基本は、日本が再びアメリカの脅威となるような存在にしてはならない、ということにおかれていた。そして神道は、国家主義の淵源をなし、国民を団結させる魔力をもつものとして、その排除を企図されていた。

既に独立を回復している今日において、占領軍の指令が効力を失っていることはいうまでもないが、占領政策の洗脳から自己をとり戻して考えて行くことが必要な時代を迎えている。五、靖国神社は国家のために生命を捧げた全国の戦没者をまつところである。戦没者の遺族のみならず、多くの国民がこゝを訪れる。それはもっぱら、戦没者が国家のために貴い生命を捧げたという事実に対し、感謝の敬意を表わし、みたまを慰め、訪れる者の決意を表明するなどの意図に出るものである。

国を代表する内閣総理大臣が時に靖国神社を訪れるのは当然の関係である。内閣総理大臣と記帳しながら、私人としての私的参拝だといって物議をかもしもてきた。内閣総理大臣と記帳しての参拝は、公人としての公的参拝とうけとめることができる。多くの人達の望んでいるのはこのことであって、あえて閣議決定などの形式を望んでいるのではない。

資料9 昭和57年3月25日

総理府総務長官

田邊 國 男 殿

戦没者追悼の日に関する懇談会

- 座長 石川 忠雄
- 江藤 野綾子
- 曾野 正巳
- 高野 須美子
- 高原 山賀博
- 中山 賀博

本懇談会は、昨年9月25日、総理府総務長官から、戦争で亡くなられた方々に思いを致し平和を祈念する日を新たに設けることについて検討するよう要請を受け、今日まで検討を続けてきました。が、別添のとおり意見を取りまとめましたので報告します。

報 告 書

○ はじめに

我々は、去る昭和56年9月25日、中山総理府総務長官から、戦争で亡くなられた方々に思いを致し平和を祈念する日を新たに設けることについて、どのように考えるべきか検討するよう要請を受けた。

その際、総務長官から示された具体的な検討事項は、次の4点である。すなわち、第1に、そのような「日」を新たに設けることとするかどうか、第2に、その「日」を設けるとすれば、その正式名称とその制定の手続はいかにすべきか、第3に、その「日」は何月何日にするのが適当か、第4に、その「日」に政府が行う追悼式等についてどのように考えればよいか、である。

我々は、今日まで9回にわたって会合を重ね、総務長官から要請された検討事項について、自由な立場から討議を行ってきた。この間、民間有識者の方々から意見を承るとともに、関係省庁の担当官からも説明を受け、また、欧米諸国における実情についても調査するなど、各方面の考え方をできるだけ広く参考とするよう努めた。このような審議を経て、次のように我々の意見を取りまとめた。



【376】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第1回懇談会議事概要
2. 閣僚の靖国神社参拝問題について（未定稿）  
（附属資料）
  - (1) 列格改称の経緯について
  - (2) 「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保證、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件」(いわゆる神道指令)（昭和20年12月25日）
  - (3) 「公葬等について」(昭和21年11月1日)
  - (4) 「戦没者の葬祭などについて」(昭和26年9月10日)
  - (5) 靖国神社の主な建造物
  - (6) 戦後の歴代内閣総理大臣の靖国神社参拝について
  - (7) 靖国神社法案（最終法案）
  - (8) 自由民主党「靖国神社問題に関する小委員会」決定（昭和56年7月16日）
  - (9) 国会答弁・質問主意書
  - (10) 憲法の政教分離に関する判例
3. 宗教団体等からの意見聴取について（案）
4. 国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査について（案）

【377】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第1回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第1回） 議事概要

1. 日 時 昭和59年8月3日（金） 午後1時30分～3時20分
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 菅部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、曾野、田上、知野、中村、林（敬）、林（修）、横井 の各委員（欠席 鈴木委員）  
（内閣） 藤波官房長官、水平官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議 事
  - (1) 藤波官房長官あいさつ。出席者紹介。懇談会の運営についての申し合わせ。
  - (2) 林敬三委員を座長に互選、座長から林修三委員を座長代理に指名。
  - (3) 懇談会開催の趣旨、経緯等説明。
  - (4) 懇 談・・・懇談会の運営、日程等について  
（主な意見の要旨）
    - 各方面からのヒアリングは、いずれ必要があればやることとして、当面はなるべく事務局で行い、文書により整理して会議へ出してもらう方が、能率的かつ客観的で良い。
    - 自由討議の時間をなるべく多くすべきである。
    - 多方面の観点から総合判断を行い、普遍的な基盤に立つて多くの人が納得できる結論を出す必要がある。
    - 戦没者追悼の仕方などについて外国のことをあまり気遣う必要はないが、宗教事情などが種々異なる諸外国でどのようなことが行われており、また、その理由付けや民族感情はどうかなど一応調べて参考にするには、広く納得のいく結論を出すために必要である。
    - この問題について、結論を一つにまとめるのは極めて困難なことである。しかし、ある点についてここまで意見が大体一致し、ある点については種々の意見があったというような形をとることができるのではないか。極力一致点を求めたい。
    - 時間的な制約もあるので、検討対象はなるべく靖国神社の性格や同神社への閣僚の参拝問題にしぼる方がよい。ただし、これに関連してある程度はみ出した議論があってもかまわない。
    - 懇談会は、大体1年間を目標に、順調に行けば4月頃までに、必要なら開催回数をやや増やすなどしながら進めたい。
  - (5) 次回（第2回）日時等・・・9月17日（月）午後2時～4時 内閣総理大臣官邸 大食堂



【738】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回 (昭和59年9月17日)  
資料2 閣僚の靖国神社参拝問題について (未定稿)

資料2

閣僚の靖国神社参拝問題について (未定稿)

——目 次——

1. 靖国神社の概要等
  - (1) 靖国神社の起源
  - (2) 戦前の靖国神社
    - ① 国家神道体制
    - ② 靖国神社
      - a 他の神社との相違
      - b 祭祀の概要
      - c 職制・財政等
      - d 合祀の基準・手続・対象等
      - e 天皇の親拝等
    - ③ 戦後の靖国神社
    - ④ 神道指令・現憲法体制
    - ⑤ 宗教法人への改組
    - ⑥ 儀式行事・信者の教化育成・境内施設等
    - ⑦ 合祀状況
    - ⑧ 参拝
    - ⑨ 護国神社
    - ⑩ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑・全国戦没者追悼式
2. 閣僚の靖国神社参拝問題の概要
- (1) 問題発生の経緯
  - ① 問題の根源
  - ② 国家護持法案問題
  - ③ 閣僚の参拝問題
  - ④ 信教の自由、政教分離に関する裁判の動き
  - ⑤ 関係団体の意見
3. 参考資料

閣僚の靖国神社参拝問題について (未定稿)

1. 靖国神社の概要等

(1) 靖国神社の起源

幕末、長州藩等においては、たびたび、国事殉難者・戦没者の霊を祀るため、招魂祭を営んだ。

朝廷においても、慶応4年(明治元年)5月、大政官布告を発し、嘉永6年(1853年)癸丑以来の国事殉難者と鳥羽・伏見戦争以来の戦没者の霊を、京都東山に社殿を設けて祀るものとした。また、東征大総督有栖川宮熈仁親王が東国を鎮撫し、江戸城に入城した後の慶応4年6月、東征軍戦没者のために城内の大広間において招魂祭を実施し、さらに同年7月、京都河東操練場において招魂祭を挙行了した。

各藩においては、上記大政官布告に倣って、各地の招魂場に鳥居・社殿を設け、招魂社(恒久施設)を設立するに至った。

東京遷都に伴い、東京に全国的規模の招魂社を新設することとなり、明治2年6月、軍務官副知官事大村益次郎が社地選定等を行い、九段田安台の現在地に仮神殿を造営して東京招魂社を創立し、軍務官知官事嘉彰親王(小松宮)が斎主となって、第1回合祀招魂式(祭神 3,588柱)を挙行了した。これが靖国神社の起源であり、以後、靖国神社は、多数の戦没者を祭神として合祀し、今日に至っている。

同年8月、明治天皇から祭祀料として高1万石が下賜されたが、政府の財政難のため、同年12月、5千石は返上された。

東京招魂社の所管は、当初兵部省であったが、明治5年2月、兵部省の廃止に伴い、陸海軍省共同所管となった。

東京招魂社は、明治12年6月、靖国神社と改称、別格官幣社に列せられ(当時の祭神は10,880柱)、内務・陸・海軍省所管となった。(別格改称の経緯については資料2～(1)参照)

(2) 戦前の靖国神社

① 国家神道体制

大日本帝国憲法(明治憲法)は、その第28条に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カルヲ限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定し、一応信教の自由を認めていた。

しかしながら、明治政府は、祭祀と宗教を分離した上、祭政の一致を国政の基本方針とし、神社は国家の宗祀であり、その祭祀は天皇の国家統治の大権の一つである祭祀大権に基づいて執行されるものとしたので、国家神道は信教の自由の対象外に置かれた。

(注) 国家神道

伊勢神宮・靖国神社を中心とする、天皇制と緊密に結びついた、神社の施設を有する神道の意であり、神社神道ともいう。(有斐閣 憲法小辞典)

神社に関する社格・祭祀・神職・経費等にわたる制度は、法律・勅令・省令等の法令の形で実施された。すなわち、社格制度は、官社以下定額、神官職制等に関する件(大

政官布告) によって定められた。

伊勢神宮は格別のもので、神宮司庁官制(勅令)・神宮祭祀令(勅令)等が定められて運営され、毎年国庫供進金が支給された。

官社(官国幣大中小社・別格官幣社 合計218社)は、官国幣社職制(勅令)・官国幣社以下神社祭祀令(勅令)等が制定され、毎年国庫供進金が支給された。

諸社(府県町村社・無格社 合計約11万社)は、府県社以下神社の神職に関する件(勅令)・官国幣社以下神社祭祀令(勅令)等により運営された。

すべての神社は国家の機関と同一視され、その職員たる神官・神職は国家の官吏ないし官吏待遇であり、これら神社の維持運営のために、国庫・地方費から補給金が出された。

(注) 社格制度

律令制時代以来、官社すなわち国家が祭祀した神社に、官幣社(神祇官奉幣の社)・国幣社(国司奉幣の社)の別があった。明治以後、新しい官国幣社の制度が定められ、官幣大中小社、国幣大中小社合わせて97社が定められた。また、明治5年、湊川神社(祭神 楠正成)が入田奉幣の社として、初めて別格官幣社(准官幣小社)に列せられた。その後、官国幣社、別格官幣社ともにその数を増やし、終戦時には、総計218社、うち別格官幣社28社となっていた。

官国幣社の折年・新嘗の2祭と官幣社の例祭には皇室から、国幣社の例祭には国庫から、一定の神饌幣帛料が供進された。

官社以外の神社を諸社といい、これを府県社、郷社、村社に分け、それに至らぬものを無格社とした。終戦時には、諸社の数は合計 109,712社となっていた。

(掘書店 安津素彦・梅田義彦監修 神道辞典)

## ② 靖国神社

a 他の神社との相違

靖国神社は、別格官幣社として、一応、一般の神社行政の対象となる面を有していたが、管轄・職制・祭祀・国庫補助等において他の神社とは異なる取り扱いを受けた。

すなわち、

(a) 管轄・職制

他の神社が内務省神社局(後に神祇院)所管であるのに、陸海軍省の管轄に属した。

招魂社時代は、神職を置かず、祭祀は陸海軍省から官員が参向して祭主を奉仕し祝詞を奏上した。

明治12年、靖国神社に改称後、神職が置かれ、当初神職の進退は内務省の、その他は陸海軍省の管轄であったが、明治20年以後神職の進退も陸海軍省に移った。

(b) 祭祀

祭神の合祀は上奏裁可によった。

祭式は、他の神社が神社祭式(内務省令)等に基づくのに対して陸軍省令で定められた。

大祭には、天皇の御親拝、又は宮内省から勅使の参向があった。

(c) 国庫補助

東京招魂社創建に際しては、官有地が寄進され、社殿は国費で造営された。靖国神社時代においても、社殿等の増改築に当たっては、常に多額の国費等が交付された。

祭祀に対しても国費が支出されたが、祭祀料5千石は明治9年から寄附金(後に国庫供進金)にかわり、戦前において、その額は年間1万2千円(陸軍省予算計上)であった。

b 祭祀の概要

祭祀は官国幣社以下神社祭祀令(大正3年1月26日勅令)に基づき、大祭として、折年祭・新嘗祭・例祭・遷座祭・合祀祭(臨時大祭)等があった。特に中心となる春秋例大祭・合祀祭には、天皇が親拝され、あるいは勅使が派遣されて、奉幣が行われ、総理大臣以下各閣僚、外国使臣等が参列した。

また、合祀祭には陸海軍の将官が大祭委員長となった。祭式は靖国神社祭式(大正3年4月1日陸軍省令)によって執行された。

本殿には、神体の鏡、剣とともに、合祀者の氏名等を記した霊篋簿が置かれ、社域には、砂を敷きつめ竹垣で囲んだ招魂斎庭と称する聖域があり、合祀の際は、ここに仮殿を設けて招魂の祭儀が行われた。

c 職制・財政等

職員として、宮司・権宮司・禰宜・主典等が置かれた。

宮司は勅任待遇、権宮司は奏任待遇で、陸軍大臣・海軍大臣の奏請により内閣が任命し、禰宜・主典は判任待遇で、陸軍大臣・海軍大臣が任命した。宮司は、陸軍大臣の指揮監督を受け、国家の宗祀に奉仕し、祭儀を司り、庶務を管理し、権宮司は、宮司を補佐した。

d 財政は、国庫供進金と崇敬者による社頭収入等によって賄われた。

d 合祀の基準・手続・対象等

合祀の基準については、当初陸海軍省で一定の定めを有していたようであるが、極秘に取り扱われていたため確実なことはわからない。ただ、前例を拡大しない方針で取り扱っていたようである。

昭和17年頃、合祀資格審査内規のごときものを前例に基づいて作成し、審査委員のみに配布したようである。(合祀資格審査内規は非公表。ただし、合祀対象については第1回資料5参照)

合祀の手続きについては、戦没者が生じた時点で陸(海)軍省大臣官房内に審査委員会(委員長 高級副官、委員 各部将校)が設置され、出先部隊長又は連隊区司令官からの上申に基づき、個別審査の上、陸海軍大臣(他省関係大臣合議の場合もある)からの上奏裁可を経て合祀が決定され、官報で発表、合祀祭が執行された。

合祀の対象については、創建以来、戦争のたびごとに合祀社数を増やし、満洲事変までに合計 124,191社となった。(詳細は第1回資料5参照)

e 天皇の親拝等

明治天皇は、靖国神社に、東京招魂社時代の列大祭、臨時大祭に3回、日清戦争後の臨時大祭に2回、日露戦争後の臨時大祭に2回廻拜された。  
大正天皇は、臨時大祭等に2回、今上天皇は、終戦までで臨時大祭等に20回、それぞれ廻拜された。

その他、皇后・皇太子・皇族の御参拜も行われた。

(3) 戦後の靖国神社

① 神道指令・現憲法体制

昭和20年12月15日、連合国最高司令官総司令部（GHQ）は、日本政府に対し、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保護、支援、保全、監督竝ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（いわゆる神道指令）なる覚書を発し、日本政府・地方公共団体・公務員・地方公務員等が公的資格において神道の保護、支援、保全、監督、弘布をなすこと等を禁止した。  
(注) 神道指令の概要（神道指令 資料2～(2)）

i 日本の国家又は公共団体（市町村等の自治体）が、神社神道を支援することは禁止する。公の財源による神社への援助は禁止する。

ii 内務省の神祇院は廃止する。

iii 公の機関で神道の教義を研究したり、教育してはならない（神宮皇学館等の閉鎖）。公立学校で神道的な教育をしてはならない（教科書等の改訂）。

iv 神社が国家公共機関から絶縁して、宗教として存続することは許されるが、その教義の弘布に関しても、軍国主義的ないし過激な国家主義的イデオロギーのものに厳禁する。

v この指令の趣旨とするところは、宗教を国家より分離する主義を徹底させるにある。

昭和20年12月28日、戦前からの宗教団体法が廃止され、宗教法人令（ポツダム勅令）が公布されたが、同令は神社神道を対象としないものであった。その後、神社を宗教であるとすし、その所管を一般の宗教と同様に扱うべく内務省から文部省に移すこととなり、同令は昭和21年2月2日改正され、神社神道もその対象となった。

また、同日、国家神道としての神社神道、社格制度が廃止され、神宮祭祀令、官国幣社以下神社祭祀令等の法規は効力を失い、神官・神職も従前の公の身分を失い、神社の経済は私法人の財産に移された。

さらに、昭和21年2月1日、内務省神祇院が廃止され、2月3日、全国神社を包括する民間団体として宗教法人神社本庁が発足した。

同年11月1日、内務・文部次官から地方長官あてに、「公葬等について」なる通達が発せられ、地方公共団体主催の宗教的儀式を伴う公葬、民間主催の戦没者に対する慰霊祭等への地方公共団体による参列・援助等が禁止された。（公葬等について 資料2～(3)）

同年11月3日、日本国憲法が公布され、翌22年5月3日から施行されたが、宗教に関しては、第20条及び第89条に信教の自由・政教分離・公の財産の支出又は利用の制限の規定が置かれた。

(注) 憲法の規定

第20条 ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

昭和26年4月3日、宗教法人令が廃止され、宗教法人法が施行された。

同年9月8日のサンフランシスコ対日講和条約調印（発効 昭和27年4月28日）の翌々日である昭和26年9月10日、文部次官・引揚援護庁次長は、都道府県知事あてに、「戦没者の葬祭などについて」なる通達を発し、一定の条件の下に、戦没者慰霊祭に自治体首長等が参列し、弔詞香華を奉呈することはさしつかえないものとした（21年11月1日の通達の一部変更）。（戦没者の葬祭などについて 資料2～(4)）  
(なお、上記通達には解釈に関する通知などが発せられているが、それらの詳細についても資料2～(4)参照)

② 宗教法人への改組

靖国神社は、昭和20年12月1日、陸海軍省廃止・復員省設置に伴い、第1復員省の管轄となった。

昭和21年2月2日、宗教法人令の改正に伴い、靖国神社も宗教法人令による法人とみなされ、6か月以内に届出がなければ解散したものとみなされることとなった。

さらに、昭和27年9月30日、宗教法人法に基づく単立宗教法人となった。  
これに際し、宗教法人「靖国神社」規則が制定されたが、同規則によると、宗教法人靖国神社の目的は、「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨に基き、国事に殉せられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者（以下「崇敬者」といふ）を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする。」（第3条）と定められている（下線部分は昭和58年12月1日改正追加）。

③ 儀式行事・信者の教化育成・境内施設等

a 儀式行事

祭祀は、基本的に、従前の例を尊重しているが、恒例祭は次のとおりである。

新年祭	1月1日
靖国講社祭	3月10日
春季例大祭	4月21日～23日
天皇御誕辰奉祝祭	4月29日
御創立記念日祭	6月29日
みたま祭	7月13日～16日
秋季例大祭	10月17日～19日
明治祭	11月3日
月次祭	毎月1日、18日、22日

棟札祭 12月25日  
除夜祭 12月31日

- b 信者の教化育成等  
靖国神社は、祭神の遺族その他の崇敬者を信者とし、これらに対し、祭典執行、社  
壇掲示、社報「靖国」・靖国暦の発行等の活動を行っている。

- c 境内施設  
本殿、拝殿、到着殿、社務所、神門、鳥居等がある。(詳細は資料2～(5))

④ 合祀状況

昭和20年11月19日～21日、靖国神社は、満洲事変・日中戦争・大東亜戦争中の未合祀  
戦没者の霊を一括して招魂することとし、臨時大招魂祭を挙行了(ただし、霊簿へ  
の記入はせず)。この臨時大招魂祭には、天皇・皇族、幣原首相以下閣僚、陸海軍部隊、  
遺族らが列席・参拝し、GHQダイク准将らが参観した。

その後、調査により合祀基準を充足することが判明する都度合祀祭を催し、霊簿に  
記入して、合祀の手続きを行っているが、その際には、終戦後の第1・第2復員省の資  
料及び厚生省を経由して各都道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海軍の取り扱  
った前例を踏襲して、合祀の取り扱いを決定している。

したがって、合祀柱数は戦後も逐年増加しており、昭和58年10月現在で、全体数は  
2,463,649柱となっているが、事変・戦争ごととの内訳は次のとおりである。

満洲事変以前	124,191柱
満洲事変	17,162柱
日中戦争	190,370柱
大東亜戦争	2,131,926柱
(合計)	2,463,649柱

また、合祀の対象は、軍人・軍属・準軍属(動員学徒・被備者等)・その他であって、  
戦死・戦傷死・戦病死した者が中心となっている。なお、の中には、女性、朝鮮・台  
湾出身者も含まれている。(詳細は第1回資料5参照)

⑤ 参拝

天皇は、戦後、上記昭和20年11月の臨時大招魂祭のほか、春秋例大祭等に7回親拝さ  
れた。

- 吉田総理以下歴代の総理大臣は、春秋例大祭、終戦記念日等に参拝をしているが、そ  
の形式については、公用車使用・肩書記帳・閣僚同行等の面で若干変遷が見られるもの  
の、玉串料については私費で負担している。(詳細は第1回資料6及び資料2～(6)参照)

(4) 護国神社

幕末から明治初年にかけて、各地に招魂社が創立され、幕末・明治維新期の国事殉難者  
を祀った。その祭祀・修繕には官費が供進された。

昭和14年には、これらの招魂社は約150社あり、神職・祭祀・神饌幣帛料等につき一般  
の神社とは若干異なる取り扱いがなされていた。同年3月15日、これを護国神社と改称、  
府県以下神社に関する一般神社制度が適用されるに至ったが、社格についてはこれを付  
さず、府県社相当のもの(指定護国神社)と、村社相当のもの(指定外護国神社)とに分

けた。

招魂社も護国神社も靖国神社と異なり内務省の所管であったが、護国神社の祭神はその  
地方出身の護国神社の祭神と基本的に一致していた。

なお、護国神社は、終戦後、他の神社と同様に宗教学法人になっている。

(5) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑・全国戦没者追悼式

戦後、戦没者の慰霊・追悼に関し、国として、千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設立し、また、毎  
年全国戦没者追悼式を実施するに至った。

① 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

政府は、昭和27年5月の平和条約発効を契機に、昭和28年1月以降海外諸戦場への遺  
骨収集団派遣による遺骨収集作業を実施したが、これによって収集した遺骨のうち、氏  
名が判明しないため、また、遺族が不明のため遺族に引き渡すことのできない遺骨をど  
うするかについて種々議論がなされた。

昭和28年12月11日、閣議決定により、国が無名戦没者の墓を設立し、これに収納して  
国の責任で維持管理する方針が決定され、これに基づいて、昭和34年3月、元賀陽官邸  
あとの現在地に千鳥ヶ淵戦没者墓苑が設立された。

昭和40年以降毎年拜礼式(厚生省主催)が行われている。

墓苑の性格は、太平洋戦争における戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのでき  
ないものを収納した施設であると考えられている。

② 全国戦没者追悼式

日中戦争を含めて太平洋戦争の戦没者は、軍人軍属、準軍属(動員学徒・被備者等)、  
一般市民も含めると、310万人余に達する。

政府は、これら犠牲者を追悼するため、閣議決定により、昭和27年5月2日、新宿御  
苑において、全国戦没者追悼式を実施した。この追悼式は、天皇・皇后両陛下の御臨席  
を仰ぎ、総理大臣出席の下に、宗教的儀式を伴わずに挙行された。

以後、昭和34年3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑設立の竣工式に併せ、同所において、  
昭和38年8月15日、日比谷公会堂において、昭和39年8月15日、靖国神社境内地におい  
て、昭和40年以降毎年8月15日に、日本武道館において、同様の形式による追悼式が実  
施されてきている。(なお、昭和56年までは、その都度の閣議報告ないし閣議決定に基  
づいていたが、昭和57年4月13日の閣議決定で、8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈  
念する日」とし、毎年同日に全国戦没者追悼式を実施することとされたので、以後は同  
閣議決定に基づいて行われている。)

2. 閣僚の靖国神社参拝問題の概要

(1) 問題発生の経緯

① 問題発生の経緯

靖国神社は、戦前、陸海軍共同所管の国営神社として、戦争や事変ごとに増え続ける  
戦没者の合祀奉斎を行ってきたが、敗戦によって進駐してきたGHQは、神道指令を発  
して国家と神社神道の関係を断ち、厳密な政教分離政策を推進した。

靖国神社もその例外ではなく、国家管理の手を離れ、宗教学法人となり、公務員の公式

参拜等は廃止された。

新憲法には、信教の自由・政教分離の規定(第20条・第89条)が置かれた。

その後、対日平和条約発効により我が国が独立し、神道指令が効力を失った後、日本遺族厚生連盟(後の日本遺族会)を中心に、靖国神社が全国の国事殉難者を祀るという特殊な性格と歴史を有するゆえに、これを国営化ないし国家護持すべきであるとの運動が活発となってきたが、前記憲法の規定との適合性や、戦没者追悼の在り方についての国民意識の多様性も関係して、問題が生ずるに至った。

## ② 国家護持法案問題

昭和27年11月6日、日本遺族厚生連盟は、第4回国戦戦没者遺族大会において、靖国神社慰霊行事には、その本質にかんがみ国費支弁の措置をすべきであるとの決議を行った。

これを契機として、昭和28年3月11日設立の財団法人日本遺族会、その他神社本庁、靖国神社、全国護国神社会が中心となり、自民党遺族族議員協議会等に働きかけを行い、その結果、昭和38年6月12日、同協議会に「靖国神社国家護持に関する小委員会」(小委員長 田口長次郎)が設置された。

昭和41年には靖国神社の国家護持を目的とする靖国神社法案が政治日程に上るに至り、昭和42年5、6月頃、同小委員会(ただし小委員長 村上勇)において、靖国神社を宗教性のない特殊法人とすることによって憲法との調整を図ることを基本とするいわゆる村上私案なるものを取りまとめた。

しかし、これは、日本遺族会、神社側の同意を得られず、問題は自民党政務調査会内閣委員会に置かれた「靖国神社国家護持小委員会」(小委員長 山崎謙)に引き継がれた。同小委員会では、途中、現状のままの靖国神社の国家護持を合憲とする青木一男議員(いわゆる青木意見書)、自民党憲法調査会長稲葉修議員(いわゆる稲葉意見書)等の反対を受けたが、前同様、宗教性排除を基本とするいわゆる山崎私案を取りまとめ、昭和43年5月、これが自民党総務会において党決定された。

昭和44年、この山崎案が再検討され、同年3月、やはり宗教性排除を基本として、根本政調会長がいわゆる根本私案を取りまとめた。

昭和44年6月30日(靖国神社創立100周年記念日祭の翌日)、これが最終的な自民党案となり、自民党による議員立法の形で、第61回国会に上程された。

ところが、野党、各種団体の反対が強くなり、同法案は廃案となり、以後毎年(3回)上程・廃案を繰り返した。昭和48年4月、第71回国会に5度目の提出をしたところ、継続審査となり、同年9月、いったん審査凍結となったが、同年12月、凍結解除になると、翌49年4月12日、衆議院内閣委員会において自民党の単独可決となり、さらに5月25日、衆議院本会議も単独可決によって通過し、参議院に送付された。

しかし、参議院では委員会に付託されることなく、6月3日の会期終了に伴い審議未了廃案となり、以後、この種の法案が国会に提出されることはなかった。

(注) 国家護持法案(最終案)の概要(法案 資料2～(7))

i (目的) 戦没者の遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行い、偉業を永遠に伝えることを目的とする。

ii (解釈規定) 靖国神社という名称を用いることにつき、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものとして解してはならない。

iii (戦没者等の決定) 戦没者等は、政令で定める基準に従い、内閣総理大臣が決定する。

iv (法人格) 靖国神社は法人とする。

v (非宗教性) 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成等宗教的活動をしてはならない。

vi (役員) 役員(任期) 理事長・監事は内閣総理大臣が任命する。

vii (経費) 国は、政令の定めにより、予算の範囲内において経費の一部を負担する。

## (2) 閣僚の参拜問題

総理大臣その他の國務大臣の靖国神社参拜については、昭和50年に入ってから国家護持法案に対する段階的措置として、衆議院内閣委員長藤尾正行議員提唱による表敬法案が検討されたが、私案の段階でとどまり、国会に上程されることなく終わった。これは、靖国神社は宗教法人のままにして、国から公金の支出をせず、ただ、天皇、閣僚、国の機関、外国使節等の公式参拜を可能にしようとしたものであった。

以後、総理大臣その他の國務大臣が靖国神社に私的参拜を行うことにつき、国民の側から、次第に、公の資格での参拜(公式参拜)を実施すべきであるとの意見や、これに対する憲法上の疑義あるいはその妥当性等の面からの反対意見の論議が活発となった。

日本遺族会等は、国家護持法案問題が中断した後、改めて国会と相呼応して国民運動を展開し、国民世論を喚起するとともに英霊顕彰の実をあげることなどを目的とし、昭和51年6月22日、「英霊にこたえる会」(会長 石田和外)を発足させた。

国会においても、昭和53年8月、福田総理が参拜(公用車使用、肩書記帳、閣僚同行)したことにつき、これが私的参拜と言いつつ問題となったので、昭和53年10月17日、参議院内閣委員会において、安倍官房長官が私的参拜に関する政府統一見解を明らかにした。

また、昭和55年11月、奥野法相が衆議院法務委員会において、憲法第20条で公式参拜が禁止されているとは受け取れないのではないかとの疑念を持っての旨発言したことに端を発し、11月17日、衆議院議院運営委員会理事会上において、宮沢官房長官が公式参拜の憲法解釈に関する政府統一見解を読み上げた。(政府統一見解 第1回資料4)

その後、英霊にこたえる会からの働きかけなどにより、国会においては、昭和56年3月18日、「みんなが靖国神社に参拜する国会議員の会」(会長 竹下登)が結成され、さらに、同年5月、自由民主党政務調査会内閣部会に「靖国神社問題に関する小委員会」(小委員長 三原朝雄)が設置された。

同小委員会では、靖国神社を巡る問題について検討を重ね、同年7月10日、

① 8月15日を「戦没者追悼の日」とする。

② 公的地位にある人等の靖国神社正式参拜を実施すべきである。

との決定をした。(小委員会決定 資料2～(8))

同決定につき、鈴木総理大臣は、公式参拜の問題については、政府は従来から憲法上問題があるとの立場をとっており、今後この方針により対応していく考えであるが、戦没

者追悼の日については前向きに取り組みを表明した。

その結果、昭和56年9月25日、総理府総務長官の私的懇談会として、「戦没者追悼の日に関する懇談会」(座長 石川忠雄) が開催され、同懇談会は、昭和57年3月25日、「毎年8月15日を戦没者を追悼し平和を祈念する日とすべきである」旨の報告書を提出したので、これに基づき、閣議決定により、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」(8月15日) が設けられるに至った。(懇談会報告書 第1回資料9)

その後、自由民主党では、更に、公式参拝の憲法判断につき検討することとなり、昭和58年7月21日、前記靖国神社問題に関する小委員会(小委員長 奥野誠亮) において検討を開始し、同年11月24日、公式参拝を合意とする見解を取りまとめた。同見解に基づき、昭和59年4月13日、自由民主党総務会の了承を得て、中曽根総理大臣に対し公式参拝実現方の申し入れが行われるに至ったところである。(小委員会見解 第1回資料7)

(注) なお、公式参拝を巡る国会答弁、質問主意書につき資料2～(9)参照

(3) 信教の自由、政教分離に関する裁判の動き  
昭和40年1月、津市が主催して同市体育館の起工式を行った際、神式に則る地鎮祭が奉行されたことにつき、同市市議会議員から同市市長に対し、右奉式費用7,663円を市の公金から支出したことは憲法第20条・第89条に違反するとして損害賠償を求める訴訟が提起された。

一審津地裁は、昭和42年3月16日、本件は習俗行事であるとして合憲と判断したが、二審名古屋高裁は、昭和46年5月14日、本件は宗教的活動に当たり違憲であるとした。最高裁は、昭和52年7月13日、本件は憲法で禁止される宗教的活動に当たらないとして破棄自判した。

(注) 津地鎮祭最高裁判決理由の要旨(判決書 第1回資料8)

憲法20条3項の政教分離原則は、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、宗教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであると認められる場合にこれを許さない趣旨である。

ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

本件起工式は、宗教とのかかわり合いを持つものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないと解する。

その他の憲法訴訟として次のようなものがある。

① 箕面忠魂碑違憲訴訟・・・大阪地裁 昭和57年3月24日判決

憲法違反認容(控訴中)

② 殉職自衛官合祀違憲訴訟・・・広島高裁 昭和57年6月1日判決

憲法違反認容(上告中)

③ 箕面忠魂碑違憲訴訟・・・大阪地裁 昭和58年3月1日判決

憲法違反認容(控訴中)

(以上3件につき詳細は資料2～(10)参照)

④ 靖国神社合祀奉斎事件・・・東京地裁 昭和49年1月31日判決

訴えの利益を認めず却下

⑤ 岩手県議会靖国神社公式参拝決議事件・・・昭和56年3月16日提訴、一審係属中

⑥ 岩手県玉串料公費支出事件・・・昭和57年6月28日提訴、一審係属中

⑦ 愛媛県玉串料公費支出事件・・・昭和57年6月28日提訴、一審係属中

⑧ 栃木県玉串料公費支出事件・・・昭和57年7月22日提訴、一審係属中

⑨ 群馬県護国神社奉賛会公費支出事件・・・昭和59年9月5日提訴、一審係属中

(4) 関係団体の意見——憲法適合性を中心として——

① 英霊にこたえる会(会長 井本臺吉)の意見は次の通りである。

「津地鎮祭最高裁判決で明確にされた最重要点は、憲法20条2項の「宗教上の行為等」と同条3項の「宗教的活動」とは別個の概念として区別されねばならないことである。つまり、2項の「宗教上の行為等」は、3項で公機関に禁止されている「宗教的活動」に含まれる場合もあるが、含まれない場合もあるというものである。

どのような場合に「宗教上の行為等」が「宗教的活動」に含まれるかについて、最高裁判決は、その行為の「目的」及び「効果」が特定の宗教宗派に対する格別の援助奨励になったり逆に特定宗派への圧迫干渉になる場合には、その「宗教上の行為」は、「宗教的活動」に該当するとしている。そのような特定宗派に対する格別の援助や圧迫にならぬ行為は、それを公機関が行っても(参加を強制しない限り)違憲ではないというわけである。

この判決理論(公権解釈)から言えば、首相等の靖国神社参拝は、これを「宗教上の行為」と解釈するとしても、決して「宗教的活動」と解すべきでないこと明瞭である。首相が靖国神社に参拝する「目的」が特に靖国神社の宗教的教義を宣伝しようとか、靖国神社の信者を増やそうとかの趣旨でないことは明白だからである。またその参拝の「効果」としても、そのために他教派が圧迫干渉されるなどのこともあるはずがない。更に言えば、この首相の靖国神社参拝は、「宗教的」行為ではなく、国民を代表して非宗教的な「表敬」行為であるとの解釈も十分に成り立ちうる。

天皇陛下が嘗て英国を御訪問になったとき、ウェストミンスター寺院に詣でられ、また同寺院内にある無名戦士の墓にも詣でられた。これは決して「宗教的」参拝をされたのではなく、英国に対する表敬が、この参詣となったものであり、つまりこれは国際儀礼としての「表敬行為」である。このことについては日本の憲法学者の間でも宗教者の間でも異論はない(実はエリザベス女王訪日の際の伊勢、靖国への表敬参拝の問題もこの見地で処理されるべきであった)。首相が靖国神社に参拝するのも、国民を代表して英霊に感謝し、慰霊するのであり、それは「表敬」行為であるとの憲法解釈も十分に成り立つ。ただ、今日のように議論の多い際、「宗教」か否かで無用の紛糾を生ずることを好ましくないと考えて、これを「宗教的」参拝とする主張を受け入れなくても、なおかつ、

右に述べたようにそれは憲法20条3項が禁止する「宗教的活動」には当たらず、したがって違憲ではない。」(英霊にこたえる会資料7「靖国神社公式参拝は合憲である」から抜粋)

(注) 英霊にこたえる会には参加団体として、日本遺族会・神社本庁も入会しており、公式参拝については、日本遺族会・神社本庁も同意見とのことである。

② なお、玉串料の公金支出につき、日本遺族会(会長 村上勇)は次のとおり意見を述べている。

「津地鎮祭最高裁判決は、国家と宗教とのかかわり合いを前提とし、そのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないものとするものであると解すべきであり、その相当性については社会通念に従って客観的に判断すべきであるとしている。

要するに公式参拝も玉串料の公金支出も、社会通念(社交上の儀礼)によって、政教分離規定に違反するかどうかを判断すればよいわけである。

次は玉串料とは何か、その性質が問題になる。

玉串料は、私たちが日本人が日常、神社、仏閣に参拝する際、お賽銭をあげて、礼拝する、あの「お賽銭」と同様の性質のものであり、したがってその額も各人まちまちで、金額の定まったものではない。

いずれにしても、玉串料は、神社に正式参拝する場合に欠くことのできない儀礼行為であり、我が国の慣習と言える。

したがって、閣僚や知事等公職にある人がその資格で神社に参拝する時、玉串料を供えるのは慣習的行為であり、儀礼とはいえず、これに公金を支出することも社会通念の範囲にとどまるといえる。

いわんや、今回問題になっているのは、祖国のために殉じた人々をお祀りする靖国神社や護国神社への玉串料についてである。これらの神社へ公職にある人が参拝するのは、戦没者を慰霊するのが目的であり、したがって、公の資格で参拝することに意味があるわけで、その際の玉串料が公金から支出されるのは、むしろ当然と言わねばならない。」(日本遺族会資料「玉串料の公金支出は憲法上何ら問題がない」から抜粋)

### 3. 参考資料

主要な参考資料は次のとおりである。

靖国神社百年史	資料編上中下	靖国神社
靖国神社誌		靖国神社
靖国神社略年表		靖国神社
神道辞典		堀書店
招魂社成立史の研究		錦正社
宗教関係法令類纂		文部省
靖国神社問題資料集		国会図書館

【739】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）

資料2—(6) 戦後の歴代内閣総理大臣の靖国神社参拝について

資料2—(6)

戦後の歴代内閣総理大臣の靖国神社参拝について

- 吉田総理 (21.5.22～22.5.24) / 23.10.15～29.12.10)
  - 戦後靖国神社が宗教法人となった後の総理として初参拝 (26.10.18 春季例大祭)
  - 参拝回数・・・5回 (26.10.18、27.10.17、28.4.23、28.10.24、29.4.24)
- 鳩山総理 (29.12.10～31.12.23)
  - 参拝せず
- 石橋総理 (31.12.23～32.2.25)
  - 参拝せず
- 岸総理 (32.2.25～35.7.19)
  - 参拝回数・・・2回 (32.4.25、33.10.21)
- 池田総理 (35.7.19～39.11.9)
  - 参拝回数・・・5回 (35.10.18、36.6.18、36.11.15、37.11.4、38.9.22)
  - ただし、35年（秋季例大祭）以外の4回の参拝は、外国訪問の直前に参拝したものである。
- 佐藤総理 (39.11.9～47.7.7)
  - 参拝回数・・・11回 (40.4.21、41.4.21、42.4.22、43.4.23、44.4.22、44.10.18、45.4.22、45.10.17、46.4.22、46.10.18、47.4.22)
- 田中総理 (47.7.7～49.12.9)
  - 参拝回数・・・5回 (47.7.8、48.4.23、48.10.19、49.4.22、49.10.19)
  - ただし、47年の参拝は内閣成立の翌日に参拝したものである。
- 三木総理 (40.12.9～51.12.24)
  - 終戦記念日に初参拝 (50.8.15)
  - 参拝回数・・・3回 (50.4.22、50.8.15、51.10.18)
- 福田総理 (51.12.24～53.12.7)
  - 参拝回数・・・4回 (52.4.22、53.4.21、53.8.15、53.10.18)
- 大平総理 (53.12.7～55.6.12)
  - 参拝回数・・・3回 (54.4.21、54.10.18、55.4.21)
- 鈴木総理 (55.7.17～57.11.27)
  - 参拝回数・・・8回 (55.8.15、55.10.18、56.4.21、56.8.15、56.10.17、57.4.21、57.8.15、57.10.18)
- 中曽根総理 (57.11.27～ )
  - 新春初参拝 (59.1.5)
  - 参拝回数・・・6回 (58.4.21、58.8.15、58.10.18、59.1.5、59.4.21、59.8.15)



【740】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）  
資料2—(10) 憲法の政教分離に関する判例

資料2—(10)

憲法の政教分離に関する判例

〔1〕箕面忠魂碑違憲訴訟第1審判決（大阪地裁昭和57年3月24日判決・判例時報1036号20ページ）

（事案の概要）戦前からA小学校の校庭の一隅に箕面市の遺族会が所有、管理する忠魂碑（以下、「本件忠魂碑」）が設置されていたが、箕面市で右小学校の増改築を行うために本件忠魂碑を他に移設する必要が生じたため、箕面市土地開発公社（以下、「公社」）から箕面市が借り受けて、B小学校の仮運動場として使用していた土地（以下、「本件土地」）について、用途廃止処分をするともに公社からこれを買受け、この場所に本件忠魂碑を移設した。

いずれも箕面市の住民である原告ら9名は、本件忠魂碑は宗教的な祭祀ないし礼拝の対象となる宗教施設であり、箕面市遺族会は宗教上の組織又は団体であるから、箕面市が行った本件忠魂碑の移設や、その敷地（本件土地のうち、碑の設置されている敷地部分の土地）の右遺族会への貸与行為は憲法20条、89条に違反するとして箕面市長に対し、箕面市が右遺族会に対し本件敷地部分の土地から本件忠魂碑を除去して土地を明渡せとの請求をすること等を各意することの違法確認並びにその他の関係者に対する関連の住民訴訟を提起した。

（判決要旨）本判決は、本件忠魂碑が宗教施設といえるかどうか、また、箕面市がこれを市有地に移設し、その敷地として市有地を無償で使用させていることが憲法20条3項、89条に違反するかどうかという点について、忠魂碑は、忠魂を顕彰する記念碑の性格を持つとともに、戦没者の霊を祭る礼拝の対象として機能しており、本件忠魂碑も宗教上の概念に基づく礼拝の対象物になっているとして、宗教上の行為に利用される宗教施設であるとした。そして、このような宗教施設である本件忠魂碑について、箕面市のした本件使用貸借や本件移設は憲法89条に違反するとし、更に、箕面市は、本件忠魂碑が礼拝の対象物とされていることを認識しながら本件使用貸借や本件移設をしたが、その費用の多額なことや継続的關係が生じていくことから、箕面市は、宗教施設に対し過度のかかわりを持ったものであるとし、箕面市の右各行為が宗教活動に対する援助、助長、促進になるとして、憲法20条3項にも違反すると判示した。

本判決は、以上から、本件使用貸借は、憲法89条、20条3項に違反するから、地方自治法2条10項により無効であり、箕面市は、本件土地のうち碑の敷地部分の土地所有権に基づき箕面市遺族会に対し本件忠魂碑を除去して右敷地部分を明渡すよう求めることができるのに、箕面市長はこれを違法に怠っていると、原告らの右市長に対する請求を認容するとともに、その余の請求の一部を認容した（控訴中）。

〔2〕殉職自衛官合祀違憲訴訟第2審判決（広島高裁昭和57年6月1日判決・訟務月報29巻1号1ページ）

（事案の概要）本件は、自衛官として公務に従事中殉職した者が、隊友会山口県支部連合会（以下「県隊友会」）の申請により、山口県護国神社に合祀されたところ、右殉職者の妻が、①本件合祀申請行為は、国の機関である自衛隊山口地方連絡部（以下「山口地連」）の職員と県隊友会との共同行為である、②山口地連職員のかかる行為は、憲法20条1項ないし3項に違反する違法なものであり、また県隊友会は、その設立目的からして合祀申請行為をなす自由を有せず、仮に有するとしても、故人の妻の意思に反して合祀申請することは、権利の濫用であって違法である、③本件合祀により原告は、キリスト教信者として自己の信仰に従って亡夫を追慕、記念し、亡夫を神社神道の祭神とされたいという宗教的人格利益を侵害され、また、合祀されることは亡夫の意思にも反するから、死者である夫の信教の自由も侵害されたことになると主張し、県隊友会に対して合祀申請手続の取消手続を求めるとともに、県隊友会及び国に対して慰謝料を請求するものである。

第1審山口地裁昭和54年3月22日判決は、①山口地連職員の行為は、本件合祀申請に向けられた個別的・積極的・核心的な行為であり、かかる行為がなければ、本件合祀申請に至ったとはみられない状況にあったから、本件合祀申請は山口地連職員と県隊友会の共同行為によるものである、②本件合祀がなされたことよって、原告は自らの信仰に従い宗教的に平穏な環境の下で亡夫を追慕する宗教上の人格権を侵害された、③県護国神社の行う合祀は宗教行為であり、更に合祀申請行為も右合祀が行われるための前提をなすものとして基本的な宗教的意義を有しており、かつ、県護国神社の宗教を助長、促進する行為であるから、憲法20条3項によって禁止された宗教的活動に該当する、④憲法の右条項に反した山口地連職員と県隊友会との共同行為は、憲法違反であり、我が国社会の公序に違反するものとして、私人に対する関係でも違法な行為になると判示し、原告の慰謝料請求を認容した。しかし、合祀の取消手続請求については、既に県隊友会が県護国神社に対して奉斎下げを要請しているとして、これを棄却した。

（判決要旨）本判決も、1審判決をほぼそのまま引用して国の控訴を棄却した。しかし、県隊友会に対する請求については、県隊友会は財団法人隊友会を構成する内部的な組織の一部であり、独立した訴訟能力を有しないとして、これを却下した（上告中）。

〔3〕箕面慰霊祭違憲訴訟第一審判決（大阪地裁58年3月1日判決・判例時報1068号27ページ）  
（事案の概要）

本件は、箕面市の住民であるXらが、戦没者慰霊祭に市が関与したことは憲法20条、89条に違反しているとして、地方自治法22条の2第1項第4号に基づき、Y<sub>1</sub>（市長）に対し、①右慰霊祭の開催のため市の財産を使用し消費したことによる損害、②慰霊祭開催準備や奉式のための事務に従事し、又はこれに参列した職員に対し、これに要した時間分の給与を支給したことによる損害、③Y<sub>2</sub>（市の教育長）に対し慰霊祭の参列に要した時間分の給与を支給したことによる損害の賠償を求め、また、Y<sub>3</sub>～Y<sub>6</sub>（市教育委員会の委員長と委員）に対し、①慰霊祭挙行为のため市の教育財産を使用したことによる損害、②Y<sub>2</sub>に対する監督を怠ったことによる給与過払分の損害の賠償を求め、更に、Y<sub>2</sub>に対し、①市の教育財産を提供したことによる損害の賠償と②慰霊祭の参列に要した時間分の給与の返還を求めたものである。

なお、本件は、箕面忠魂碑違憲訴訟第一審判決（大阪地判昭57．3．24）の関連事件である。

（判決要旨）

本判決は、Y<sub>1</sub>に対する請求のうち、①については、本件財産の管理権は、市財産規則等により市の下部職員に委任されており、Y<sub>1</sub>には管理権限がないから理由がないとし、②については、市職員がした本件慰霊祭の準備行為や後片付け行為は公務として評価できるから、公務としてこれらに従事した以上、これに対する給与の支払が過払になる余地はないとし、③については、一般に違法不当な利得を受けた職員の責任と違法な支出命令を発した者の責任との間には先後関係があり、まず第一次的に過払を受けた職員との関係で清算措置が講じられるべきであり、これを行ってもなお自治体に現実の損害が発生した場合に限って、第二次的に支出命令権者の責任が問われるべき関係にあるとした上、本件においては市に損害が発生したとはいえないとして、Y<sub>1</sub>に対する請求をいずれも棄却した。また、Y<sub>3</sub>～Y<sub>6</sub>に対する請求のうち、①については、市の教育委員会規則により、本件教育財産を貸与する権限はA小学校長に委任されており、市教育委員会には右権限は存しないから理由がないとし、②については、Xら主張の監督行為は、住民訴訟の対象となる財務会計上の行為に当たらないとして、いずれも棄却した。

更に、Y<sub>2</sub>に対する請求のうち、①については、右と同様の理由でY<sub>2</sub>は権限を有しないとして棄却したが、②については、次のような理由で認容した。すなわち、本件慰霊祭が典型的宗教儀式であることは、その実態に徴して明らかであって、このような宗教上の儀式に公務員が参加することが公務となり得るとすると、公務員に対し職務命令によって宗教上の儀式に参加することを強制し得ることになるが、これは、まさに、憲法20条2項の禁止するところであり、公務員が宗教上の儀式に参加することは、常に私人としての行為であると解するほかはないとした上、Y<sub>2</sub>が本件慰霊祭に参加した行為は、教育長としての公務の執行とはなり得ないのであるから、Y<sub>2</sub>は、右の行為のために要した時間分の給与を不当利得として市に返還すべき義務があるとした（控訴中）。

【741】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）  
資料3 宗教団体等からの意見聴取について（案）

資料3

宗教団体等からの意見聴取について（案）

1. 調査の趣旨  
靖国神社の性格について、及び、国務大臣の靖国神社への参拝の在り方についての考え方等について宗教団体等の意見を知り、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」における懇談の参考とする。  
このため、これらの点について各団体において作成した既成の資料があれば、それらの提供を求める。

2. 資料の提供を求める団体

- ① 宗教法人 神社本庁
- ② 教派神道連合会
- ③ 財団法人 全日本仏教会
- ④ 日本キリスト教連合会
- ⑤ 財団法人 新日本宗教団体連合会
- ⑥ 宗教法人 靖国神社
- ⑦ 財団法人 日本遺族会

3. 承知したい事項

- ① 靖国神社の性格にどう考えているか。（憲法の規定、他の宗教宗派との関係などを含む。）
- ② 国務大臣の靖国神社参拝を巡る問題（現在の参拝の在り方、望ましい参拝の在り方など）についてどう考えているか。（憲法の規定、他の宗教宗派、千鳥ヶ淵戦没者墓苑との関係などを含む。）
- ③ その他、関連意見

（備考）

なお、提供された資料のほか、さらに承知すべき点があれば、懇談会事務局において当該団体から説明を聴く。

【742】関係の靖国神社参拝問題に関する懇談会第2回（昭和59年9月17日）  
資料4 国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査について（案）

資料4

国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査について（案）

1. 調査の趣旨  
国・地方公共団体と宗教・宗派とのかわり方、及び、国のために戦没した者に対する追悼行事で国の元首・閣僚や地方公共団体の首長等の高官が出席するものの挙式方式等について、諸外国の実態を調査し、「関係の靖国神社参拝問題に関する懇談会」（内閣官房長官の私的懇談会）の検討に資するものとする。

2. 調査対象国  
欧米諸国 ・ ・ イギリス、フランス、西ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ  
（6か国）

アジア諸国 ・ ・ 大韓民国、インド、ネパール、フィリピン、ビルマ、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール（9か国）

3. 調査事項

- ① 国の宗教（宗派）別（仏教、キリスト教、イスラム教等及び無宗教）人口数とその構成比（百分比）はおおよそどうなっているか。（その統計数値の時点、調査方法も注記）
- ② 信教の自由について、及び、国・地方公共団体と宗教（宗派）との関係について憲法などの法令上、どのような規定があるか。（具体的な関係条文を全文列挙）  
また、いわゆる国教など、特定の宗教（宗派）を公的に尊重または優遇するような規定があるか。（具体的に記述）
- ③ 上記②の法令の規定の解釈・運用上、留意すべき又は説明を要する事項があるか。あれば具体的に記述されたい。
- ④ 国立・公立の宗教施設（寺院・教会堂・墓苑・納骨施設等）があるか。あれば具体的にその名称、目的・性格、設置者を列挙されたい。
- ⑤ 国の元首・閣僚や地方公共団体の首長等の高官（その代理者を含む。）が出席する形の戦没者追悼行事にはどのようなものがあり、それらの行事の主権者及び出席高官は誰か。当該高官の出席は私的なものか公的資格によるものか。また、それらの行事が行われる施設の名称、目的・性格、設置者も併せて具体的に記述されたい。  
さらに、それらの行事は、どのような宗教（宗派）の拝礼方式によって行われているか（非宗教方式か）。なお、高官が私的にではなく公的資格で出席する場合、それはどのような理由から、また、どのような法的根拠によるものか。
- ⑥ 特定の宗教・宗派の宗教的行事や記念式典等に、国の元首・閣僚や地方公共団体の首長等の高官（その代理者を含む。）が公的資格で参加することがあるか。あれば、公的資格

- で参加する理由、及び、その法的根拠を含めて具体的に記述されたい。
- ⑦ 国・地方公共団体が宗教（宗派）団体に対して財政補助その他の公的援助を行っている例があれば、その法的・制度的な根拠を含めて、具体的に事例を記述されたい。
  - ⑧ 上記②～⑦との関係で、国・地方公共団体と宗教・宗派とのかわり方や、戦没者追悼の在り方などを巡って、政党間や国民の間で異なる意見が対立したり、訴訟が行われているような事例があるか。あれば具体的に記述されたい。
  - ⑨ 上記⑧のような対立的状況が見られない場合、国・地方公共団体と宗教・宗派とのかわり方や、戦没者追悼の在り方などの現状全般に関するおおよその国民感情を説明されたい。
  - ⑩ 以上の諸点に関連して、他に特に説明すべき事柄があれば、説明されたい。

（参考）回答例

（注）この「回答例」は、相手国から適切な回答を得るため、外務省・在外公館及び相手国に参考として提供するものである。

①について

信者延べ数	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇人 (1 0 0, 0%)
仏教系	〇, 〇〇〇, 〇〇〇人 (〇〇, 0%)
キリスト教系	〇, 〇〇〇, 〇〇〇人 (〇〇, 0%)
〇〇〇教系	〇〇〇, 〇〇〇人 (〇, 0%)
諸教（上記以外の宗教）	〇〇〇, 〇〇〇人 (〇, 0%)

（出典：〇〇省編「宗教年鑑」1980年版）

- 上記の諸数値はすべて延べ数で一部重複があり、また、無宗教人口は含んでいない。
- なお、統計数値は、1980年〇月〇〇日現在のものです。各宗教団体から所轄行政機関へ報告されたものを集計したものである。

②について

「〇〇国憲法」

第〇〇条（信教の自由の保障、政治と宗教の分離等）	（条文を列記）
第1項 〇〇〇……………	
第2項 〇〇〇……………	
第〇〇条（宗教団体等への公的援助の禁止等）	
第1項 〇〇〇……………	
第2項 〇〇〇……………	

（なお、国教など、特定の宗教（宗派）を公的に尊重・優遇することは憲法によって禁じられており、したがって、設問に該当する法令等も存在しない。）

③について

【743】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

配布資料

配布資料

④について・・・(回答例省略)

⑤について

- (1) 「○○国戦没者追悼式典」・・・政府主催。内閣総理大臣、全閣僚等が公的資格で出席。式典会場は○○○館（○○○○の普及を目的とする非宗教施設で、○○法人○○協会所有の○○○○○施設）。拜礼方式は特定宗教・宗派の方式によらない。毎年○○月○○日（○○○○記念日）に実施。公的資格で出席する理由は、①戦没者を追悼することは当然のことであり、かつまた、②この拜礼方式の行事への公的出席が憲法○○条○項で禁止する国の機関の宗教的活動に当たらないからである。
- (2) 「○○協会戦没者慰霊・平和祈念式典」・・・同協会（民間団体）主催。内閣総理大臣が公的資格で出席。式典会場は○○○戦没者墓苑（無名戦没者のための国立納骨施設）。拜礼方式は特定宗教・宗派の方式によらない。毎年、○○月○○日（○○○○の日）に実施。公的資格で出席する理由は上記(1)と同じ。
- (3) 毎年、上記(1)の追悼式典の日またはその前後に、内閣総理大臣及び閣僚多数が○○教会（戦没者を合祀した○○教の民間宗教施設）を私的に参拝。拜礼方式は○○教の方式で、供物料を私費負担で奉納。（なお、内閣総理大臣は、他の時期にも年間数回、同施設を私的に参拝）。
- (4) 上記(3)と同様の戦没者追悼行事が各地方の○○教会（上記(3)の○○教会と同じ目的・性格の民間宗教施設）において行われた場合、県・市によっては知事・市長等の高官が参拝。拜礼方式は○○教の方式で、供物料を私費又は公費負担で支出しているものと思われる。

⑥～⑩について・・・(回答例省略)

【743】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

配布資料

配布資料

1. 第2回懇談会議事概要

2. 「閣僚の靖国神社参拝問題について（未定稿）」（第2回配布資料2） 関係補

足資料

- (1) 戦前における神社神道の宗教性について
  - (2) 靖国神社の宗教法人化等について
  - (3) 靖国神社境内地及び建造物の所有関係について
  - (4) 国葬・議院葬等について
  - (5) 東京都慰霊堂・鉄道神社・孔子廟について
  - (6) 憲法調査会における論議について
3. 宗教団体等からの意見聴取の結果について
- (1) 神社本庁
  - (2) 教派神道連合会
  - (3) 全日本仏教会
  - (4) 日本キリスト教連合会
  - (5) 新日本宗教団体連合会
  - (6) 靖国神社
  - (7) 日本遺族会

【744】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第2回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第2回） 議事概要

1. 日時 昭和59年9月17日（月） 午後2時～4時30分
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林（敬） 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林（修）、横井の各委員  
(内閣) 藤波官房長官、水平官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議事

(1) 資料2（閣僚の靖国神社参拝問題について）、資料3（宗教団体等からの意見聴取について（案））及び資料4（国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査について（案））について事務局から説明

(2) 質疑応答・協議（主な意見の要旨）

- ① 海外調査について
  - 在外公館を通して調査するのであれば、調査の趣旨・目的を十分理解してもらい、ある程度詳細な質問を用意しないと、有効な回答は得られない。
  - 調査事項は原案どおりで良いと思う。回答には資料として当該外国語の原文（原典）も付けさせて欲しい。
  - 在外公館を通じて相手国に答えさせる方式は、不正確かつ種々の誤解を招く恐れもあるので、自主的な調査が必要である。
  - 実地調査をして欲しい。
  - 調査対象国に社会主義国やアラブ、南米なども加えたい。
  - 靖国神社の問題は我が国特有の問題であり、海外調査はあまり参考にならないのではないか。
  - 宗教と国家との関係というよりも、戦没者慰霊と国家・政治との関係についてどう考えるかという観点にしばって調査するほうが良い。
  - 海外調査は、座長と座長代理及び事務局の間でさらに検討の上、実施することとする。
- ② 宗教団体等からの意見聴取について
  - 全部の団体から平等に意見を聴くべきである。
  - 各団体の意見の理由付けをはっきりさせたい。
  - 調査団体に靖国神社を含めることに賛成である。靖国神社が自らの宗教性などをどのように認識しているのかについても知りたい。
  - 懇談会としては、まず各団体の既成の資料を入手してみることにする方が妥当と思

う。この調査も、海外調査と同じ手順を経て実施することとする。

③ その他

- 元米、英語の〈RELIGION〉に対応する概念・言葉は東洋にはなかった。「宗教」という言葉はもともと仏教用語で、日本と韓国でのみ使用されていると思う。各国でどのような用語・概念規定をしているのかを海外調査で併せて聞きたい。
- 戦後、GHQが神社神道を軍国主義的と考え、ここから占領下の宗教政策が決まり、戦没者を祀る国家神道が問題となった。アメリカ・イギリスにおける如く戦没者慰霊が宗教でないならば、国がそれにかかわるのは当然であり問題はない。
- 一神教のキリスト教国と異なり、我が国で戦没者慰霊を宗教と考えるのは、多神教の考えによるものであり、また、慰霊の儀式が神道方式によるためでもある。
- 靖国神社の宗教性や宗教法人化を巡って、過去の事実、経緯をもっと詳しく知りた
- 能的に系統立った議論を進めるため、何人かの委員から、宗教論、憲法論など各自の専門分野に関してレクをしてもらい、そこから議論を展開するような形式も考えて欲しい。
- 宗教学の見地からは、祭祀は信仰とともに宗教の中核であり、神社が宗教（民族宗教）であることは論議の余地はない。この点に関し、靖国神社に、同神社をどうすべきか検討した資料があるはずなので、もらったらどうか。
- 憲法論としては、神社神道が宗教かどうか問題である。千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設置やそこの式典などは考え併せると、単なる祭祀、慰霊などは憲法上は宗教の範囲に入らないのではないか。
- 地鎮祭はある程度習俗的だが、戦没者の慰霊や靖国神社参拝はそれとは違うのではないか。国が行う行事であれば、慰霊であれ葬儀であれ宗教色の面から憲法への配慮が必要であろう。
- 津地鎮祭判決のポイントは「国家と宗教とのかかわり方が我が国の社会的、文化的諸条件に照らして相当かどうか」という点にある。そこであれば、関係団体等の意見ばかりでなく、「一般人の受け取り方」を知ることと大切と思われるので、何らかの調査を考えるなど工夫してみてもどうか。あるいは、何か既存の調査結果があるか。それとも我々の責任で判断する方が良いか。
- 戦没者の遺族にとっては、憲法が変化することは重要ではなく、国が祭祀・慰霊するという約束が戦後引き続き履行されていないということが問題なのである。
- 松平参議院議長、幣原衆議院議長、貞明皇后の葬儀などが参考となるのではないか。また、慰霊が宗教ならば、広島、長崎の慰霊式典への内閣総理大臣等の参列やその資格も問題になる可能性があるのではないか。
- 今後、懇談を進めながら論点を整理し、それについて討議していく必要がある。

(3) 次回（第3回）日時等・・・10月22日（月）午後2時～4時

内閣総理大臣官邸 大食堂

【745】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

資料2—(1) 戦前における神社神道の宗教性について

資料2—(1)

戦前における神社神道の宗教性について

1. 神社神道は、皇祖宗歴代天皇の神靈、天神地祇などを祀る道であるが、戦前の明治憲法下においては、仏教、キリスト教など神社神道以外の宗教につき、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」（第28条）信教の自由が認められ、神社神道については、神社は国家の宗祀、祖先の祀りであつて憲法にいう宗教ではないので、神社だけを特別に取り扱い、これに公的地位を認め、国民に神社への参拝を強制しても、憲法で定める信教の自由の原則に反しなされ、いわば国教的地位を与えられていた。

（注）第56回帝国議会貴族院宗教団体系外1件特別委員会（昭和4年3月2日）における内務省答弁は、神社神道の宗教性について次のように述べる。

「神社ヲ宗教ニ属スルヤ否ハ学問上別ニ研究ノ方法アルヘキモ之ヲ国家ノ制度ノ問題トシテ考フル場合ハ現行法制ニ基キテ其ノ性質如何ヲ決定セラルヘキモノナリ依而此ノ趣旨ヲ以テ神社ノ本質如何ヲ稽フルニ我カ国ノ神社ハ建国ノ大義ニ基キ皇祖皇宗ノ神靈ヲ始メトシ国家ニ功績アリタル諸神ヲ祭祀セテカ為メ国家自ラ之ヲ設置スルモノニシテ神社ノ祭祀並經營ニ関シテハ嚴ニ国法ヲ以テ之ヲ規定シ其ノ国家ノ宗祀タルノ実ヲ明カニシ又神社ノ祭祀ニ従事スル職員ニ対シテモ国ニ於テ其ノ職制ヲ規定シ神職ノ国家機関トシテノ職務権限ヲ明カニス・・・右述フルカ如ク現行制度ノ下ニ於テハ神社ハ国ノ公ノ施設タリ神職ハ国家ノ公務ニ当ル公ノ職員ニシテ個人ノ信仰ヲ以テ其ノ目的トスル諸ノ宗教トハ全ク其ノ性質ヲ異ニス

神社ニ於テ行ハルル折願祈禱等ノ如キハ神社崇敬ニ付随スル自然ノ結果ニシテ神社ノ本質ヲ創述ノ如クナル以上之等ノ行事アル為メ神社ヲ以テ宗教的施設ナリトスルハ当ラス」〔神社ハ宗教ノ施設ニアラサル結果憲法第28条信教ノ自由ニ関スル条規ハ神社ト関係ナキモノト思考スル〕

2. もつとも、これに対しては、神社は現に神札護符の授与や折願祈禱その他の宗教的行為を行つてゐるので宗教であるとする批判があつた。

しかしながら、神社を崇敬することは一種の臣民たるの義務であつたので、上記の「神社は宗教にあらず」と相まつて、他の宗教の信者に対し、神社参拝を義務付ける理論的根拠となつた。

（注）昭和7年9月22日、天主教教会東京大司教アレキシス・シヤンボンから鳩山一朗文部大臣に対し、天主教教徒たる学生・生徒・児童が神社参拝をすべき理由について文書による照会がなされたところ、同月30日、文部次官から、神社参拝の宗教性には何ら触れることなく、教育上の理由に基づく旨の回答がなされた。

（照会）

拜啓 学校行事トシテ天主教徒タル学生生徒児童が神社並ニ招魂社参拝ヲ要求セラルルニ際シテ生スル困難ニ関シテ閣下ニ数言ヲ呈スルヲ光栄ト致候  
日本ノ天主教徒ノ忠誠及ビ愛国心ニ就テ或ハ天主教協会カ日本ニ於テモ他ノ諸国ニ於ケルト同ジク正当ナル政府ノ権限ニ対スル衷心ヨリノ尊敬ヲ有成スルニ貢献スル所少カラザル事実ニ就テハ何人モ之ヲ信ジテ疑ハザル所ト存候却ツテ上述ノ困難ハ天主教徒ガ自己ノ信奉スル以外ノ宗教ノ儀式ト同一ノ觀アル諸儀式ニ参加スル事ニ対スル良心ノ反対ニ基クモノニ有之候

サレド前記ノ行事ニ参加スルヲ要求セラルル理由ハ言フ迄モナク愛国心ニ関スルモノニシテ宗教ニ関スルモノニアラズト被存候

故ニ若シ彼等ガカカル機会ニ団体トシテ敬礼ニ加ハル事ヲ求メラルルハ偏ニ愛国的意義ヲ有スルモノニシテ毫モ宗教的意義ヲ有スルニ非ザルヲ明ニセラルルナラバ参加スル吾人ノ困難ハ相当減少スベキ事ヲ茲ニ閣下ニ明言致候

以上申上旁々本職ハ重ねテ閣下ニ対シ敬意ヲ表シ候 敬具

（回答）

学生生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルハ教育上ノ理由ニ基ツクモノニシテ此ノ場合ニ学生生徒児童ノ団体を要求セラルル敬礼ハ愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス

【746】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料2—(2) 靖国神社の宗教法人化等について

資料2—(2)

靖国神社の宗教法人化等について

1. GHQ当局は、我が国占領後、直ちに国家神道廃止の方針を打ち出してきた（昭和20年9月24日発表日本管理政策等）。

そこで、神祇院、外務省終戦連絡事務局では、それぞれ、神社問題に関するGHQとの対応策を検討し、交渉案を作成した。

上記交渉案は、いずれも、国家と神社の分離を基本とするものであるが、未だ、神社の宗教法人化等の問題については触れられていない。（神祇院の案につき別紙1、終戦連絡事務局の神社神道問題対策案（要旨）につき別紙2参照）

2. 民間でも、大日本神祇会・皇典講究所、神宮奉斎会の3団体が中心となり、神社問題の対応策が検討された。皇典講究所常務理事吉田茂は、昭和20年11月8日、GHQに赴き、宗教課長パンス博士と神社問題について会談し、概略、①神社は民間法人として自立すること、②全国の神社関係事項を取り扱う本部を設けること、③伊勢神宮と皇室との関係、などについて述べたところ、パンス博士から、神道を弾圧迫害する意図はない、神道も民衆の宗教として盛んとなることは賛成である旨の返答を得た。（会談の詳細につき別紙3参照）

3. そこで、昭和20年11月16日、神祇院の神社制度調査会は、神社神道の今後の方針について協議のうえ、従来の国家の宗祀としての制度を廃止し、純乎たる宗教の建前をとって今後の維持・発展を図るべきであり、神社の維持・運営の方法は大日本神祇会等民間団体に任せる旨決定した。

11月20日、その方針は、「神社制度刷新要綱」として取りまとめられ、閣議決定された。

（神社制度刷新要綱 別紙4）

さらに、上記閣議決定を基礎として、11月27日、GHQに提出して了解を求めるべき「神社問題対策」が作成された。（神社問題対策 別紙5）

4. これにより、政府のGHQに対する交渉が始まった。

すなわち、昭和20年11月28日、神祇院副総裁飯沼一省は、終戦連絡事務局第一部長曾禰益とともに、GHQのパンス博士を訪問し、上記「神社問題対策」を手渡し、第1回会談を行った。ここでは特に、神道指令の発出に關し、パンス博士側では暗黙にこれを肯定しつつ、発出の場合は事前内示を行う旨述べている。

12月4日、第1回同様の形で第2回会談が行われたが、ここでは、指令の問題はパンス博士の手を離れて上層部に回されており、事前内示の希望に沿いがたい旨が述べられている。また、日本側が伊勢神宮は他の神社と同様の法人としたい旨述べたところ、パンス博士は何等発言せず、さらに、靖国神社につき、日本側が祭神の遺族を氏子とする一神社として存続することに差支えないと思う旨述べたことに対し、パンス博士から、今後戦死者の記念碑的なものとしてのみ存続を図ろうとする意見もある模様であるが、これに対する日本政府の意

見はどうかと質問されたので、異なる記念碑または廟としてではなく、一個の神社として存続することが政府の意向である旨答えたところ、パンス博士は何ら決定的意見は述べなかった。（第2回会談の内容につき別紙6参照）

（注）一時、伊勢神宮を守ればあの神社の問題は自ずから解決するという考え方で、伊勢神宮を皇室の先祖の廟であるとする解釈方針が立てられたが、途中で変更され、伊勢神宮は単なる廟ではなく、宗教機構であるという解釈になった状況が憲法調査会第3委員会第14回会議（昭和35年3月9日）に出席した岸本英夫参考人から述べられている。（別紙7参照）

また、靖国神社は陸海軍省の管轄であり、GHQから、陸海軍省廃止とともに、特に、その廃止を迫られる恐れがあったこと等の事情から、政府・民間3団体の動きとは別個に、横井時常権宮司（神祇院教務官から20.11.16就任）が中心となり、GHQ宗教課との窓口役をつとめていた岸本英夫博士と連絡をとって、GHQとの交渉に当たった。横井権宮司は、その際、靖国神社を英霊顕彰という国家神道の神社から慰霊安鎮という宗教的性格の廟宮に変更し、名称も「靖国廟宮」と改めることによってその存続を図るため、「靖国廟宮庁規則」（私案）も検討し、かかる名称変更につきパンス博士側の了承も得るに至ったが、結局、靖国神社も、靖国廟宮も、その実質に変化がない以上、英訳上は同じ「Shrine」であって区別はなく、それによって存廃が左右されるものではないとの最終的判断から、この案は消滅した。

（別注）この（注）は、「招魂社成立史の研究」を参考とした。なお、上記の状況につき別紙8「横井権宮司談」参照

5. 昭和20年12月15日、神道指令が発出され、伊勢神宮以下の神社は、すべて、一つの宗教としてのみ存続することが認められた。

12月28日、宗教法人令が公布されたが、同令は、宗教団体法で取り扱われていた宗教団体をそのまま対象としたものであつて、神社神道に關して触れることはなかった。

昭和21年2月2日、上記宗教法人令が改正され、全国の神社は好むと好まざるとにかかわらず、この宗教法人令による宗教法人としてのみ、存続が許されることとされた。その際、靖国神社はこの宗教法人令による法人とみなされ、6か月以内に届出がなければ解散したものとみなされることとなった（昭和21年9月7日登記終了）。

2月3日には、宗教法人神社本庁が設立された。

（注）その間、大日本神祇会が中心となって、神社神道を、仏教、キリスト教同様の全国的規模を有する教団組織とする旨の神社教構想が提唱され、さらに、一部で、全国神社を個別の財団法人とし、また、これを統制するために財団法人全国神社連盟を設立する案等も検討されたが、結局、上記のように、一般の宗教と同様、宗教法人とすることになったものである。

また、靖国神社が宗教法人になった状況等の当時の靖国神社の動きにつき、別紙9「GHQ宗教部長・靖国神社権宮司会談記録」参照

6. 神社本庁が最初に直面した問題として、神社の国有境内地問題があつた。

神社に対する政府の公的援助禁止を含む憲法改正の動向を踏まえ、神社が従来のように国有地の無償貸与を受け、これを回避するため、神社本庁はGHQ、政府、議会に積極的に働

き掛け、その結果、神社は、昭和22年4月12日、国有境内地の無償譲与を受けられることとなった（杜寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）。

ところが、昭和21年11月13日、GHQ 覚書（宗教団体使用中の国有地処分に関する件）第3 F 項により、この法律は、靖国神社、護国神社、招魂社等軍国的神社には適用されなかった。

このことは、GHQ がこの当ても、靖国神社、護国神社を将来廃止するか、もしくは、平和的な公共施設に転換することを考えていたためと見られる。

（注）昭和21年8月3日、当時GHQ が世論形成のために利用していたとされるニッポン・タイムズにこれに関する記事が掲載されている。（別紙10 ニッポン・タイムズ記事参照）

もともと、上記11月13日GHQ 覚書が出された段階では、靖国神社総代の中から、靖国神社の宗教色を取り除いて記念堂的な性格のものとしてその存続を図る旨の意見が出されたが、横井権宮司らは、岸本博士と懇談し、GHQ の感触によれば、慰霊安鎮を目的とする神社ということでのその存続を許すことが可能であるとの印象を受けたので、その結果をもって、神社本庁はじめ有志の者が記念堂案を主張した総代らを説得したという経緯もあった。（その状況につき、別紙11 淡川謙一著「占領下の靖国神社」の記載参照）

昭和26年9月8日、サンフランシスコ対日講和条約が調印され、同月14日、上記GHQ 覚書第3 F 項は無効とされて、同覚書は靖国神社等にも適用されることとなった。（靖国神社の境内地取得の詳細につき、資料2—(3)「靖国神社境内地及び建造物の所有関係について」参照）

7. 昭和26年4月3日、宗教法人法が公布、施行されたのに伴い、靖国神社は、昭和27年9月5日、東京都知事に規則認証申請を行い、同年9月30日設立登記を行って、同法による宗教法人となった。

（以上は、神社新報社編「神道指令と戦後の神道」を参考とした。）

【747】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料2—(3) 靖国神社境内地及び建造物の所有関係について

資料2—(3)

靖国神社境内地及び建造物の所有関係について

#### 1. 境内地

靖国神社境内地は、戦前において、国有地であり、国において神社の用に供する土地として、「国有財産法」（大正10年4月8日 法律第43号）に基づく公用財産であった。

終戦後の昭和21年2月2日、「明治39年法律第24号廃止等の件」（勅令第71号）により、上記国有財産法が改正され、公用財産とされていた境内地は雑種財産となり、同時に、靖国神社（宗教法人）に無償で貸し付けられることとなった。

（注）公用財産は一般に譲渡することが許されなかった。雑種財産は一定の場合に譲渡が可能であった。

昭和21年11月13日、「宗教団体使用中の国有地処分に関する件」なるGHQ 覚書が発せられ、一定の条件のもとに、現に宗教団体が利用中の公有地でその宗教的活動に必要な公有地の所有権は、申請により無償でその団体に与えられるものとされたが、上記規定は軍国的神社（靖国神社、護国神社、招魂社）には適用されないとされた（第3 F 項）。（GHQ 覚書 別紙1）

これを受けて、「杜寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年4月12日 法律第53号）が公布され、杜寺等に無償で貸し付けてある国有財産の無償譲渡ないし時価の半額での売却が実施された。

その後、昭和26年9月14日、上記GHQ 覚書第3 F 項が無効とされ、覚書は靖国神社等にも適用されることとなったのに伴い、昭和27年11月15日、関東財務局より靖国神社に対し、境内地の無償による譲渡許可書が交付され（申請 昭和23年4月27日）、以来、境内地は宗教法人靖国神社の所有となっている。（境内地使用に関する申請書・境内地譲与に関する申請書及び同譲与許可書 別紙2）

#### 2. 建造物

靖国神社の本殿、拜殿、到着殿、社務所等の建造物は、戦前において、国からの寄附金ないし供進金、一般からの寄附金その他の収入等によって建築、修復されたもので、公法人たる靖国神社の神社財産であり、国有財産に準ずる取り扱いがなされていた。

これらの建造物は、戦後、靖国神社が宗教法人になるのに伴い、宗教法人靖国神社の所有となっている。



【748】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
別紙1 宗教団体使用中の国有地処分に関する件

別紙1

宗教団体使用中の国有地処分に関する件

（昭和二十一年十一月十三日連合国軍最高司令官総司令部発 AG 六〇二号終戦連絡中支事務局経由日本帝国政府宛覚書）

- 一、一九四六年九月二十日附 CLO 第四八四二号 (pp-E) 覚書参照  
件名、神社寺院が使用して居る国有地及森林の処分並にそれと同封してある法律及び勅令の草案を参照すること。
- 二、提案の法律及び勅令には何等反対はしない。但し下の第三項に挙げた標準に抵触する様な規定は修正又は削除しなければならぬ。
- 三、提案の法律及び勅令によって国有地を処分するに当り日本帝国政府は次の標準に依る様にと指令する。
- A、現に宗教団体が利用中の公有地でその宗教的活動に必要な公有地の所有権は適當なる日本政府機関に申請すれば無償でその団体に与へられる。
- 一、但し一八六八年—明治元年以前に宗教団体（神社寺院）が其の土地を所有し又国家が其の土地を土地せしめた際に宗教団体は何等償を受けなかつたことを条件とする。
- 二、其の土地は政府以外のものから得たものであり公金を消費したものでないことを条件とする。
- B～E (略)
- F、土地所有権を宗教団体に移管する規定は軍國的神社（靖国神社、護国神社、招魂社）には適用されない。一九四五年十二月十五日現在の分類が斯かる神社の資格を規定する。
- 四、日本帝国政府は現在宗教団体が使用中の国有地処分について採られた總ての行為は詳細に毎月説明して当司令部に包括的な報告書を差出さねばならぬ。

副 官 部 長  
ジ ョ ン ・ ピ ー ・ ク ー ー

【749】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料2—(4) 国葬・議院葬等について

資料2—(4)

国葬・議院葬等について

1. 松平恒雄参議院議長の参議院葬 (24.11.17)
  - (1) 経緯  
24.11.14 死去（現職参議院議長）  
15 参議院葬とすること等の葬儀に関する件を協議・決定（議院運営委員会）  
17 追悼演説・弔詞決定・内閣総理大臣追悼演説（本会議）  
参議院葬執行
  - (2) 式の概要
    - ① 参議院葬
    - ② 葬儀委員等  
委員長・・・新任議長  
副委員長・・・副議長  
委員・・・参議院各派代表、両院事務局長、両院法制局長、内閣官房長官、内閣総理大臣（友人として）、衆議院正副議長（友人として）等
    - ③ 日時 昭和24年11月17日  
午後1時～2時 葬儀、 2時～3時 告別式
    - ④ 場所 参議院議長公邸
    - ⑤ 葬儀次第・・・神式による（斎主 千家尊宣（大社教））  
喪主以下親族並びに参列諸員着床→斎主以下着席→修祓→総拝→幣帛供進→献饌→祭文奏上→弔辞→勅使拜礼→皇后宮使拜礼→皇太后宮拜礼→皇族拜礼→喪主拜礼→葬儀委員長拜礼→親族並びに参列諸員拜礼→総拝→葬儀委員長挨拶→一般告別式  
⑥ 所要経費 583千円（神宮等への謝金、広告料、食糧費、通信費、自動車借料、消耗品費等）
2. 幣原喜重郎衆議院議長の衆議院葬 (26.3.16)
  - (1) 経緯  
26.3.10 死去（現職衆議院議長）  
12 衆議院葬とすること等の葬儀に関する件を協議・決定（議院運営委員会）  
13 追悼演説・弔詞決定・内閣総理大臣追悼演説（本会議）  
16 衆議院葬執行（同日は衆議院は休会となる）
  - (2) 式の概要
    - ① 衆議院葬

## ② 葬儀委員等

委員長 …… 新任議長  
副委員長 …… 副議長  
委員 …… 衆議院各派代表、内閣事務総長、内閣官房長官、内閣総理大臣（友人として）、参議院正副議長（友人として）等

## ③ 日時

昭和26年3月16日  
午後1時～2時 葬儀、2時～3時 告別式

## ④ 場所

築地西本願寺

⑤ 葬儀次第 …… 仏式による（導師 大谷光暢（真宗））  
喪主以下親族並びに参列諸員着席→導師出仕→勅使焼香→皇后宮使焼香→皇太后宮焼香→導師焼香→弔詞→読経→喪主焼香→葬儀委員長焼香→親族並びに参列諸員焼香→葬儀委員長挨拶→一般告別式

⑥ 所要経費 1,944千円（僧侶読経料、広告費、食糧費、通信費、式場借上料、自動車借料、消耗品費等）  
これらを予備経費から支出

## 3. 尾崎行雄衆議院名誉議員の衆議院葬（29.10.13）

## (1) 経緯

29.10.6 死去

8 衆議院葬とすること等の葬儀に関する件及び弔詞を協議・決定（議院運営委員会）

13 衆議院葬執行（同日は衆議院は休会となる）  
11.30 追悼演説

## (2) 式の概要

① 衆議院葬

② 葬儀委員等  
委員長 …… 議長  
副委員長 …… 副議長

委員 …… 衆議院各派代表、参議院正副議長、衆議院事務総長、内閣総理大臣  
臨時代理等

## ③ 日時

昭和29年10月13日  
午後1時～2時30分 葬儀、2時30分～3時30分 告別式

## ④ 場所

築地西本願寺

⑤ 葬儀次第 …… 仏式による（導師 朝比奈宗源（円覚寺管長））  
喪主以下親族並びに参列諸員着席→導師出仕→天皇皇后両陛下御使焼香→導師焼香→読経→引導→弔詞→読経→喪主焼香→葬儀委員長焼香→親族並びに参列諸員焼香→葬儀委員長挨拶→一般告別式

⑥ 所要経費 2,295千円（僧侶読経料、広告費、食糧費、通信費、式場借上料、自動車借料、消耗品費等）

これらを予備経費から支出

## 4. 吉田茂元内閣総理大臣の国葬（42.10.31）

## (1) 経緯

42.10.20 死去

21 内閣官房長官以下関係省庁の打ち合わせにより、葬儀の日時及び葬儀形式（戦没者追悼式のように無宗教的な形とすること）について内定。

23 「故吉田茂の葬儀の執行について」閣議決定（国葬とすること、葬儀の日時・場所、経費を国費で支弁すること等）

25 （注）国葬は戦後初（戦前に12人（皇族を除く））

30 「故吉田茂葬儀当日における弔意表明について」閣議決定  
31 故吉田茂国葬儀費の予備費使用について閣議決定  
国葬儀

## (2) 式の概要

① 国葬儀  
② 葬儀委員等

委員長 …… 内閣総理大臣  
副委員長 …… 総理府総務長官  
委員 …… 内閣官房副長官、総理府総務副長官、内閣・総理府・関係省庁担当官

③ 日時 昭和42年10月31日 午後2時～

④ 場所 日本武道館

⑤ 葬儀次第 …… 無宗教方式による  
（遺骨到着）→開式の辞→黙禱→追悼の辞（内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、友人代表）→勅使・皇后宮使御拝礼→供花（皇太子同妃両殿下等）→献花→閉式の辞→葬儀参列者献花→一般参列者献花

⑥ 所要経費 18,096千円（一般会計予備費使用 総理府所管 亡吉田茂国葬儀に必要な経費）

## 5. 佐藤栄作元内閣総理大臣の国民葬（50.6.16）

## (1) 経緯

50.6.3 死去

内閣・自由民主党打ち合わせにおいて、内閣・自由民主党・国民有志の主催する国民葬とすることを決定

5 内閣・自由民主党・国民有志による国民葬準備委員会が開催され、日時・場所、葬儀委員長等について決定

6 「故佐藤栄作の葬儀の執行について」閣議決定（1. 内閣は、自由民主党及び国民有志と共同して故佐藤栄作の葬儀を執行する。2. 葬儀のため必要な経費の一部は、国費で支弁する。）

11 「故佐藤栄作国民葬儀当日における弔意表明について」閣議決定

13 故佐藤栄作国民葬儀費の予備費使用について閣議決定  
16 国民葬儀

(2) 式の概要

- ① 国民葬儀  
② 葬儀委員等

委員長 …… 内閣総理大臣  
副委員長 …… 副総理、総理府総務長官 (内閣)、副総裁、幹事長 (自由民主党) 及び国民有志 (4人)

- ③ 日時 …… 全閣僚・内閣法制局長官等、自由民主党全国会議員、国民有志  
昭和50年6月16日 午後2時～

- ④ 場所 日本武道館

- ⑤ 葬儀次第 …… 無宗教形式による

(遺骨到着) → 開式の辞 → 黙禱 → 追悼の辞 (内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、友人代表) → 天皇皇后両陛下お使御拝礼 → 供花 (皇太子同妃両陛下等) → 献花 → 閉式の辞 → 葬儀参列者献花 → 一般参列者献花

- ⑥ 所要経費 20,040千円 (一般会計予備費使用 総理府所管 故佐藤栄作国民葬儀 (国庫負担分・予算) に必要な経費)

6. 大平正芳内閣総理大臣の内閣・自由民主党合同葬 (55.7.9)

(1) 経緯

55.6.12 死去 (現職内閣総理大臣)

24 伊東内閣総理大臣臨時代理と西村自由民主党副総裁との協議で葬儀の形式 (内閣と自由民主党との合同葬儀とすること、儀式は宗教色のないものとする) など、日時・場所、葬儀委員長等について決定

「故大平正芳の葬儀の執行について」閣議決定 (内閣は自由民主党と共同で葬儀を執行すること、葬儀の日時・場所、必要経費の一部を国費で支弁すること等)

27 「故大平正芳」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について閣議決定

7.4 「故大平正芳」内閣・自由民主党合同葬儀費の予備費使用について閣議決定

9 合同葬儀

(2) 式の概要

- ① 内閣・自由民主党合同葬儀  
② 葬儀委員等

委員長 …… 内閣総理大臣臨時代理  
副委員長 …… 法務大臣、総理府総務長官 (内閣)、副総裁、党四役 (自由民主党) 及び国民有志 (4人)

委員 …… 全閣僚・内閣法制局長官等、自由民主党全国会議員

- ③ 日時 昭和55年7月9日 午後2時～

- ④ 場所 日本武道館

- ⑤ 葬儀次第 …… 無宗教形式による

(遺骨到着) → 開式の辞 → 黙禱 → 生前の声 → 追悼の辞 (内閣総理大臣臨時代理、自由民主党副総裁、衆参両院議長、最高裁判所長官、友人代表) → 天皇皇后両陛下お使御拝礼 → 供花 (皇太子同妃両陛下等) → 献花 → 葬儀参列者献花 → 一般参列者献花 → (遺骨退場=閉式)

- ⑥ 所要経費 36,437千円 (一般会計予備費使用 総理府所管 故大平正芳内閣・自由民主党合同葬儀に必要経費)

(参考) 貞明皇后の大喪儀 (26.6.22)

(1) 経緯

26.5.17 崩御

19 「皇太后大喪儀挙行要綱」を閣議了解 (御葬儀を皇太后大喪儀と称すること、葬場・陵の場所、必要な費用は国費で支弁すること等)

6.7 御追号決定 (貞明皇后)

22 葬場殿の儀・陵所の儀

(2) 式の概要

- ① 皇太后大喪儀

- ② 大喪儀委員等

委員長 …… 宮内庁長官

副委員長 …… 内閣官房副長官、宮内庁次長

委員 …… 宮内庁関係官、皇宮警察本部長、総理府人事課長等

- ③ 日時 昭和26年6月22日

- ④ 場所 葬場殿の儀 豊島岡墓地、陵所の儀 多摩東陵

- ⑤ 大葬儀の次第 …… 大葬儀の各儀については、神式により、概して旧皇室葬儀令に則り挙行されたが、その詳細は以下の通りである。

陵所地鎮祭の儀 (5.21) → 齋宮移動の儀、櫛殿撤除の儀 (6.2) → 齋宮移動後

1日祭の儀 (6.3) → 齋宮日供の儀 (6.3～21) → 齋宮20日祭の儀 (6.5) →

追号奉告の儀 (6.8) → 齋宮30日祭の儀 (6.15) → 斂葬前齋宮拜礼の儀 (6.19)

→ 陵所撤除の儀、靈代奉安の儀 (6.21) → 権殿日供の儀 (6.21～翌年5.16) →

斂葬当日齋宮祭の儀、轎車誘引の儀、斂葬の儀 (葬場殿の儀・陵所の儀) (6.22)

→ 斂葬後1日権殿祭・山陵祭の儀 (6.23) → 山陵日供の儀 (6.23～翌年5.16)

→ 権殿・山陵40日祭の儀 (6.25) → 権殿・山陵50日祭の儀 (7.5) → 権殿・山陵

100日祭の儀 (8.24)

- ⑥ 所要経費 58,093千円 (昭和26・27年度皇室費 (宮廷費))

【750】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

資料3—(1) 宗教法人 神社本庁

資料3—(1)

宗教法人 神社本庁

#### 1. 国務大臣の靖国神社参拝について

〔基本的考え方〕

- 殉国戦没者の慰霊は国が公式にこれを行うべきものであることは、諸外国の実例を徹するまでもなく、極めて当然の道理である。我が国においては、靖国神社の慰霊祭儀を公的性格のものとして、天皇陛下をはじめ、内閣総理大臣その他公職機関が公式に参拝できるようにすることが、靖国神社創建の由緒からいっても、現実の国民感情からいっても望ましい。(「宗教評論」P122)
- 首相が真に国民の代表として靖国神社に参り、国に殉じた英霊に対して国としての最高の敬意を表す——それが国として当然のごとであり、国民もまたそれを期待している。(神社新報「論説」53.4.17、53.8.28)

- 靖国神社公式参拝の問題は、靖国神社に対して国が敬意を表する最低限の行為である。今日の国の態度は、靖国の英霊に対して非礼である。(同「論説」52.8.22、54.11.19)
- 公式参拝が合憲だからといって、直ちにそれが実行されるということにはつながらない。その実行を強く要請する運動が必要となる。(同「論説」52.8.22、53.8.28)
- これまでのあいまいかつ不見識な政府見解が早急に正されることを期待する。一日も早く国民感情を十分に汲み上げた政府見解の確立されることを願う。(同「論説」59.4.30)

〔憲法との関係〕

- 津地鎮祭最高裁判決の理論に照らせば、首相の靖国神社参拝は、「宗教上の行為」とは解されても、「宗教的活動」と解すべきでないことが明瞭である。なぜなら、首相が靖国神社に参拝する「目的」が、靖国神社を宣伝するとか、あるいはその信者を増やすとかの趣旨でないことは明らかであり、またその参拝の「効果」としても、そのために他の宗教宗派が圧迫干渉されるごときこともあるはずがないからである。

さらに言えば、首相の靖国神社参拝は、外国国賓の参拝の趣旨と相似た「国民を代表しての表敬行為」と解することもできるのではないか。その解釈に立てば、首相の参拝行為はもはや宗教的行為ではなく、憲法20条の範囲外となる。(同「論説」53.4.17、53.8.28、靖国神社問題に関する小委員会会議録P13)

- 「政教分離」というのは、もともと信教自由の権利の保障を一層確実にしようとの目的で設けられている制度であり、信教自由の保障を超えて意味を持つものではない。したがって問題は、常に、信教自由が侵されるか否かであり、その点に疑問がなければ、公機関が宗教と関わることも許される、と解されるべきものである。

津地鎮祭訴訟の最高裁判決が、国が「実際上宗教とある程度の関わりを持たざるをえない」場合があるとしつつ、その国の行為が政教分離原則に抵触するかしらないか、つまり信教自由を破るか否かは、「我が国の社会的・文化的条件に照らし」「社会通念によって」客観的に判断されるべきものだ、と判示している点を熟読玩味すべきである。(同「論説」59.8.13)

- 自民党見解は、「公的機関が、慰霊、表敬、慶祝等を行うことが適当であると考えられる場合に、その目的で神社、寺院等を訪れて礼拝を行い、同時にまた宗教行事に参加して用意を述べ、功績をたたえ、祝意を表す等のことは、憲法が禁止する宗教的活動には当たらないと考えられる」としている。つまり公式参拝は、単に靖国神社だけでなく、広く「神社、寺院等」を対象にした場合にもあり得ると指摘しているわけで、それは極めて重視されてしかるべき点である。

例えば昭和55年10月、奈良・東大寺で大仏殿修理の落慶法要が営まれた時、鈴木内閣総理大臣は代理として官房副長官を参拝参列させ、総理大臣の慶讃文を奏上させた。昭和53年8月には、天皇陛下の御名代として皇太子殿下が東京カテドラル・聖マリア大聖堂での故ローマ法王パウロ6世追悼ミサに御参列になったし、昭和58年6月には、同大聖堂での故駐日教皇庁大使ガスパリ大司教の国葬に中曽根首相及び後藤田外相代理が参列した。毎年春秋2回、東京都慰霊堂で行われる戦災者震災犠牲者の慰霊大法要に皇族や東京都知事などが参列していることは、すでに周知の事実である。

宗教施設外での特定宗教の行事への公機関の公的参列に至っては枚挙にいとまがない(横浜市・英連邦戦没者墓地での恒例慰霊祭に外相や防衛庁長官、神奈川県知事などが参列、また横須賀市主催のペリ―上陸記念式典(キリスト教式)に外相、神奈川県知事などが参列、等々)。これらの行政実例はすべて是認しながら、ひとり靖国神社への公的参拝のみを違憲として許さないとするのは、あまりにも国民感情無視の偏頗な憲法解釈ではないか。(同「論説」59.4.30)

〔公私の区別〕

- 政府の姿勢も甚だ良くない。おそらく国会の与野党勢力伯仲という条件下の政治配慮があるのであろうが、いやしくも靖国の英霊に関するこのような大切な問題について、三百代言的に「私的参拝だ」「私人としての参拝だ」と弁解して通り抜けようとするのは、非礼というものである。(同「論説」53.8.28)

○ 角田内閣法制局長官としては、憲法上認定が「灰色」を脱するまでは「私的参拝」の方針でいくのだ、というのだろうか、その認定は大体政府自身が決すべきことではないか。そして最後は、違憲・合憲の審査権を持つ最高裁が決すべきことではあるが、その依るべき最高裁の憲法判断は既に示されている。(同「論説」55.11.17)

- 鈴木首相が「内閣総理大臣」としての立場で参拝する以上、ことさらに「私的活動」などと無用の釈明をしないとなれば、それは大平首相の場合と同じく、事実上の公式参拝と解する。(同「論説」57.8.2)

〔玉串料〕

- 昭和26年の通達が、今も有効合法であることを政府・宮沢官房長官が確認した。これは護国神社等への玉串料公金支出を認めたものである。

公の機関がそれぞれの立場で、公のために功のあった人、公のために殉じた人への追悼とか葬儀に際して、然るべき程度の玉串料などの公金を支出するのは当然のことである。同じ殉国者に対するものであっても、それが神道・仏教であるが故に、あるいは非宗教であるが故に、一方では支出するが、他方では拒否するというのは、憲法14条の信条差別となって、違憲のそしりを免れない。

公の資格で表敬する公人が、玉串料を公金で支出しようと、自らの私財から支出しようと、それはその地位にある人の判断に任すべきで、第三者が「強制」すべき筋のものではない。(同「論説」57.8.2)

## 2. 靖国神社の性格について

○ 宗教学上も、靖国神社を「宗教」と解すべきか否かについて、これを疑問視する学者が少なくない(例えば堀一郎教授は「靖国神社は宗教的ではあるが宗教とは明確に断定しにくい点もあり、それは宗教の周辺にあるものと言える」と言っている)が、少なくとも憲法学上は、靖国神社を現憲法にいわれる「宗教」に含むことは適当でない。なぜならば、政治との関係において宗教が問題とされるのは、常に「信教自由」に関してもあり、したがって、憲法において「宗教」とは、あくまで「国民個々の信仰に関する問題」という条件下に包えられるべきものである。そのことは信教自由・政教分離の制度が西欧近代の憲法規範の中に確立されていった歴史の経緯を見れば明瞭であり、日本憲法においてもそれは変わらない。

しかし靖国神社は、日本憲法との関係において見る時、右にいうような国民個々の宗教信仰の問題とは本質的に全く別個の関係のものであるとして存在している。その創立の由緒からいっても、英霊祭祀の実情から見ても、それは決して国民個々の信仰生活と矛盾しない。現に、靖国神社に毎日参拝している遺族はじめ多数の国民は、その個人的信仰としていろいろの宗教宗派に属しているにもかかわらず、その個人的宗教信仰と靖国神社に対する崇敬との間に、何ら矛盾を感じてはいないのが実情である。そのようなセクテリク的宗教宗派の信仰対象としてではなく、全国民的崇敬対象であるところに、実は靖国神社の本質がある。このような性格のものをも憲法上「宗教」と包えるのは不当である。

靖国神社の社殿、鳥居等の施設、あるいは儀式などに見られる宗教的(神道的)色彩を取り上げる者もあるが、これも憲法上問題はない。〔宗教評論〕P123)

## 3. 全国戦没者追悼式について

○ 政府は、8月の全国戦没者追悼式を厚生省発案のいわゆる無宗教儀式によって行っているが、この慰霊方式については、かねて遺族たちからはもちろん、宗教者の間でも、甚だ不満が強い。〔宗教評論〕P123)

## 4. その他関連意見

〔国家護持〕

○ 靖国法案は、靖国神社が憲法にいうところの「宗教」「宗教団体」に含まれず、また、憲法20条2項・3項の「宗教的儀式、行事」と「宗教的活動」とは明らかに区別されているので違憲ではない。〔宗教評論〕P123)

○ 国による公的慰霊の主旨が買われるのであれば、その管理組織に関する法人格の如何は、必ずしも拘泥する必要はない。

靖国神社国家護持問題で問われているのは、「国は殉国の英霊を祀る靖国神社に無関心、冷淡であつていいのか」という国と靖国神社との関係つまり「国の姿勢」であつて、神職や崇敬者の靖国神社に対する姿勢を問題にしてはならない。(「宗教評論」P123・125)

〔世論調査〕

○ 昭和50年に日本宗教放送協会が行つた世論調査の結果でも、「靖国神社に天皇陛下が公的なお立場で参拝されること」について、80%が「問題ない」と答えている。(神社新報「論説」52.8.22、54.11.19)

【751】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

資料3—(2) 教派神道連合会

資料3—(2)

教派神道連合会

1. 回答

「本連合会の性格上、このような問題に関しては、連合会としての統一の見解を表明しないことになっております。」

2. ただし、傘下各教団の意見として次のようなものが提出されている。

- 各大臣が靖国神社に参拝することは最も大切なことと考える。（実行教、道主 柴田道守）
- 伝統的宗教である神道を再評価し、国に殉じた英雄をなぐさめる一種の国民的習俗である靖国神社への公式参拝、国家援助はなすべきものであり、そのため、憲法を改正して疑義の生じないようにすべきである。（神道修成派、神道大教本局管長 品田聖平）
- 靖国神社法制定には賛成できない。その理由は、靖国神社は慰霊の祭祀を行うので、明らかに宗教上の儀式行事であり、宗教活動である。したがって、憲法違反である。信教の自由が侵害されることにつながる恐れがあり、宗教と政治の分離の原則があいまいになり、国家神道化の道を開く結果になり、戦争を美化し、正当化する風潮が生ずる危険性につながることを憂慮する。靖国神社が立法によって無名戦士の墓と同じ存在になることは今日の遺族感情としては是認できるのか問題である。靖国神社において、諸宗教による共同礼拝が実施できれば問題解決へ大きな前進となる。（大本教）

【752】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

資料3—(3) 財団法人 全日本仏教会

資料3—(3)

財団法人 全日本仏教会

1. 国務大臣の靖国神社参拝について

〔基本的考え方〕

- 本会はこれまで一貫して靖国神社を巡る諸問題に重大な関心を払い、靖国神社法案、靖国神社正式参拝に対し、都合3回にわたって声明を発表して反対の意志表示を行ってきた。自民党が公式参拝を合憲とする内閣部会靖国神社問題小委員会の見解を党見解として正式に決定し、政府統一見解の見直しを要請したことは極めて遺憾である。（59.6.25 [本会の見解]）
- 自民党が「靖国神社等への正式参拝について」の党議決定をしたが、これは靖国神社法案の延長線上にあるものであり、憲法上の疑義も否定できないので、本会として、これを照視することはできない。（56.11.4 声明書）
- 本会としても、護国神社に祀られている英霊及び戦災殉難者への追悼・供養の心は、何人にもひげをとらない。（56.11.4 声明書）
- 国民各自がそれぞれの信仰により厳かに追悼し平和に向かって努力することこそ、真に戦没者に報いる道である。（「靖国神社問題—真宗の書60」P5～6）

〔憲法との関係〕

- 公式参拝は憲法20条に違反する。なるほど、昭和52年7月の「津地鎮祭違憲訴訟」では、地鎮祭は宗教的行事ではあるが、世俗的な一面を持つから、宗教的活動には当たらないという判決が出たが、これと靖国神社のような特殊な成り立ちを持つ神社への参拝と一緒にできない。（「真宗にとって靖国神社とは」P28）
- 「法案」や「公式参拝」を通じて国家護持が進むと、神社への参拝が強制され、これを拒むと非国民扱いを受けるようになり、信教の自由の否定・基本的人権の破壊につながる。（「真宗にとって靖国問題とは」P42～43、その他）

〔公私の区別〕

- 昭和52年、三木内閣のもとで、真田法制局長官は私的参拝の要件として4条件を挙げたが、昭和53年、福田首相により、玉串料私費負担を残して他の3条件は破られた。玉串料は別に昇殿参拝の必須条件ではないので、実質的な公式参拝ということになる。公式といふ私的といふ、その時々都合のいい基準を勝手に作って、公式参拝の既成事実を作っている。（「真宗にとって靖国問題とは」P31～32）

〔玉串料〕

- 一部の県では、靖国神社、護国神社に公費から玉串料が支払われており、はなはだ遺憾である。（「真宗にとって靖国問題とは」P34）

2. 靖国神社の性格について

〔神道の宗教性〕

- 「神道は天皇を本尊とする宗教である」という説を立てて物議をかもした神道家がいるが、そう言う面もある。神社の根底には、原始宗教に顕著な靈魂信仰がある。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 8)

〔靖国神社の宗教性〕

- 靖国神社は戦没者を神として祀っている。どこまでも神社であって、完全な宗教施設である。靖国神社もとの名は招魂社であるが、招魂社も、天から死者の霊を招き、なぐさめ、神道祭式を行う施設であり、神事の専門家がよいといまいと、宗教施設である。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 10～12・16・40)
- 靖国神社は、神道に立脚し、伝統的な神道祭祀を行う特定の宗教施設であり、宗教団体である。〔靖国神社問題—真宗の書60〕 P 9、その他)
- 靖国神社は、戦後宗教法人令によって一つの宗教法人となっており、現に宗教団体として存在している。それは、祭壇を設け、祝詞、大祓、降神の儀など種々宗教儀式を執行していることを見ても明らかである。〔靖国神社問題—真宗の書60〕 P 19)

3. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑について

- 千鳥ヶ淵墓苑については、政府は、特別の事情にある遺骨を納める施設と考えている。同所において、毎年5月に政府主催の拜礼式、秋に維持法人である墓苑奉仕会主催の追悼式が行われているが、時とともに、単なる墓苑ではない、全戦没者に対する怨親平等の気持ちを表すための施設と見なされるようになってきた。現に、浄土真宗本願寺派、カトリック、新宗連加盟の教団等はここで追悼式を行っている。今後の靖国神社問題を考える上で、千鳥ヶ淵墓苑の存在は見落とせない。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 35)
- 戦没者追悼の国家的施設としては、いかなる宗教にも立脚しないということが条件になる。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 38)
- 国家が戦没者に哀悼の意を表すための国家的記念行事を行い、同時に遺族をも慰めるというのであれば、靖国神社とは別の施設を建設すべきである。〔靖国神社問題—真宗の書60〕 P 15)

4. その他関連意見

〔国家護持〕

- 本会は従来の靖国神社法案には下記の理由により絶対反対である。
  - ① 英霊の選定に問題が多い。
  - ② 犠牲者の遺族がいかなる宗教的方法をもってしても礼拝できるような新たな形式をとるべきである。
  - ③ 宗教法人に対し、国家権力をもって存廃を左右してはならない。
  - ④ 法案成立には各政党一致して審議を尽くすべきである。(結局、憲法20条・89条違反である。)
 (43.4.6、49.4.24 声明書、「真宗にとって靖国問題とは」 P 71、「靖国神社問題—真宗の書60」 P 8～12)

- 公式参拝の要請は国家護持推進運動の挫折から出てきたものであり、公式参拝の次は全面的な国家護持の要求に決まっている。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 28)

- 靖国神社を改組して、国家的弔意を表す施設を作るのであれば、全ての宗教がそれぞれの宗派の儀式に従って、自由に宗教的行事が行われることが前提であり、廟墓的な形態をとるべきである。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 71)

〔国家主義・軍国主義〕

- 靖国神社の国家護持や公式参拝は、戦前の国家神道復活に道を開くものであり、国家主義・軍国主義につながる。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 40～41、「靖国神社問題—真宗の書60」 P 13～14、その他)

〔護国神社と靖国神社の関係〕

- 靖国神社の地方版が護国神社である。祭神は重複する。なかには、戦後、地方文化の功労者を祀ったところもあるが、例外である。護国神社の元締的存在が靖国神社である。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 22)

〔真宗教徒と靖国参拝〕

- 神社神道は日本社会の内では適用しない民族宗教として生き続け、次々と交代した政治権力を権威づけ、支配の宗教的基盤となってきたが、真宗は時代や国を超えて、あらゆる人間の平等な救いを目指す普遍(世界)宗教であるので、真宗の信仰は神社神道とは相容れない。したがって、真宗教徒は靖国神社に参拝すべきではない。〔真宗にとって靖国問題とは〕 P 46・54、その他)

【753】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）

資料3—(4) 日本キリスト教連合会

資料3—(4)

日本キリスト教連合会

### 1. 懇談会への協力依頼について

○ 靖国神社参拝の在り方という宗教上の問題を政府の機関である「私的懇談会」で決定することは、政教分離の原則を踏みにじるものであり、明らかに違憲である。また、公式参拝の是非については、従来の内閣法制局の見解を待つまでもなく、違憲であることは明白であり、公式参拝の在り方を国家機関が決定することはできない。したがって、懇談会の設置そのものを認めることができないので、協力依頼については断らざるを得ない。（送付書）

### 2. 国務大臣の靖国神社参拝について

〔基本的考え方〕

○ 公式参拝を実現するときは、「追悼の日」と相まって、国家機関による神社参拝を全国的に波及させ、自衛隊の参加も公然化し、事実上の国家神道復活に道を開くとともに、靖国神社は再び軍国主義の精神的支柱としての性格をあらわすものと思われるので、阻止すべきである。懇談会は慎重な行動をするよう強く要望する。（1984.9.27 要望書）

〔憲法との関係〕

○ 閣僚の公式参拝は、天皇・自衛隊の靖国神社・護国神社への公式参拝、教育の場における神社参拝へと波及し、信教の自由を侵害する事態が生じかねない。（1984.9.13 抗議声明）

○ 自民党の「見解」は「靖国神社公式参拝合憲」の法的根拠として、津地鎮祭判決（1977年）を援用しているが、同判決の「多数意見」によっても、総理大臣らの靖国神社公式参拝を地鎮祭と同列に論ずることができないばかりでなく、「違憲」の可能性さえあることが、「見解」作成段階の審議において、現法制局当局者によって指摘されている。（1984.9.27 要望書）

### 3. その他関連意見

〔懇談会の審議〕

○ 内閣官房長官の私的諮問機関によって、日本国憲法の根幹にかかわる総理大臣や閣僚の靖国神社公式参拝が、政府任命の委員による非公開の審議において決められようとしている。これは、民主主義の原則に違反するものとして強く反対する。（1984.9.27 要望書）

〔国家護持との関係〕

○ 自民党の「見解」作成に当たって「公式参拝問題」と「国家護持問題」は区別されたが、「懇談会」でも同様な考え方が踏襲されているものと考えられる。しかし、両者が

一体不可分のものであることは、靖国神社問題の経過そのものが証明している。

「靖国神社国家護持」問題については、1969～74年の国会において、5回廃案になった経緯からして、すでに憲法上決着がついている問題であると言わなければならない。国会で決めることができないものを、私的懇談会で決めることができるならば、国会は有名無実の存在を憂える。（1984.9.27 要望書）

靖国法案成立が困難となり、その既成事実化、実現的先取りとして、靖国神社「公式」参拝の実現が推進派の最大の運動として展開された。政府・自民党・推進派は、靖国神社「公式」参拝早期実現を国会の審議によらず、力の論理・政治決着によって強行しようとしている。（資料3）

〔過去の朝鮮との関連〕

○ 日本植民地下の朝鮮では「神社参拝」が強制され、投獄者2,000人、殉教した牧師50名、閉鎖された協会200を教え、その苦難の記憶は決して忘れられていない。いまわしい記憶のまつわる「神社参拝」の道備えをする「公式参拝」は思いとどまるべきである。（1984.9.27 要望書）



【754】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回 (昭和59年10月22日)  
資料3—(5) 財団法人 新日本宗教団体連合会

資料3—(5)  
財団法人 新日本宗教団体連合会

1. 国務大臣の靖国神社参拝について

〔基本的考え方〕

○ 靖国神社を巡る問題は、長年にわたり、国論を二分して議論され、私どもでも大きな関心を持ってきた問題である。それは、国家護持、公式参拝問題であり、ともに、憲法に保障する信教の自由、政教分離にかかわる重大な問題である。一口に戦没者の追悼といっても、その言葉の定義、国家と宗教、平和の概念、かつての戦争の評価、さらにはアジアの諸国との関係等々、広範な問題をばらんでいる。今ここで、この問題については短兵急に、誤った結論をもったならば、将来に重大な禍根を残すことになる。慎重の上にも慎重を期されたい。〔資料提出に当たって〕

○ 戦没者を護国の英霊として祀り、その神霊を尊崇し、敬意と感謝の念を表し、その遺徳をしのび、その偉業を永遠に伝えたいということは、日本人として当然の国民感情である。(43.5.10 声明書)

○ 新宗連加盟教団は、戦没者の慰霊供養を重要視し、それぞれの礼拝形式にしたがって朝に夕に行じており、宗教団体としての靖国神社を大いに尊重しているが、慰霊という宗教的営みは、宗教心を持つ国民が自らの意志で行うものであり、国や地方公共団体が関与すべきものではない。〔靖国問題に対する新宗連の見解〕P2、新宗教新聞8枚目、47.4.5)

〔憲法との関係〕

○ 内閣総理大臣の公式参拝は憲法20条違反である。〔靖国問題に対する新宗連の見解〕P3、その他)

○ 公式参拝は、最高裁判決理由の表現を借りれば、国家と宗教とのかわり合いが相当とされる限度を超えるものである。(55.5.28 要望書)

○ 54年6月、衆議院法制局は、英霊にこたえる議員協会の席上、①靖国神社公式参拝の実質的意味合いは、靖国神社に祀られている神とのかわり合いを、公に認めようとする国の意志の表明と見るべきである、②かわり合いの効果から見れば、まさに特定の宗教団体に精神的援助を与えることになり、そこに大きな影響をもたらすことは不可避であり、政教分離の根幹に触れる問題であると言わなければならない、との見解を示しているが、これは、公式参拝が憲法の下ではありえないという結論を公正に指摘しており、新宗連としては、この見解を全面的に支援する。〔靖国問題に対する新宗連の見解〕P3～4、55.5.28 要望書)

○ 靖国神社公式参拝は、国が慰霊という神道的宗教活動を行うことであり、憲法20条に違反する。しかも、これは、国家神道の再現につながる。公式参拝は、思想・信条・良

心の自由を犯し、天皇の元首、神格化を招来するとともに、自衛隊に精神的支柱を与えようとするものである。これらは、基本的人権、国民主権、平和主義のいずれも侵害する。(1978.8.8 声明)

○ 靖国神社公式参拝は、同神社があたかも、国家と特別な関係にある如き印象を与え、憲法20条に違反し、ひいては、国家神道に途を開く危険がある。神社神道は再び国の機関となり、その他の宗教が差別されるという事態が起こる。(1978.8.8 声明、「信教の自由読本」P39)

○ 公式参拝が実現すると、首相・閣僚をはじめ市町村の首長といった公人は、本人の持つ信仰にかかわらず靖国神社などに参拝しなくてはならなくなって、憲法20条に違反する。(伝統と現代・国家より国民へ)庭野日敬P85)

○ 自民党の見解につき、公式参拝が宗教的活動に当たらないというのは、宗教的活動を狭い範疇に押し込んだ上での見解で、納得できない。(59.4.27 意見書)

〔公私の区別〕

○ 最近の首相による靖国神社の参拝は、玉串料を私費で払うだけになっていて、事実上公式参拝への道を開くものとなっている。(伝統と現代・国家より国民へ)庭野日敬P85)

○ 参拝問題を閣議で話題にしたり、多数の閣僚とともに参拝するのは、実質的に公式参拝であり、公式参拝へのゴリ押しである。〔拜啓鈴木総理大臣殿〕〔玉串料〕

○ 自民党の見解につき、玉串料公費負担は財政的援助を目的とするものでないから憲法89条に違反しないと言うが、金銭の多寡によって論ずべき事柄でなく、ささやかな供物であっても、特定宗教法人に対する財政的かつ精神的援助となる。(59.4.27 意見書)

2. 靖国神社の性格について

〔神道の宗教性〕

○ 神道は、岸本先生の説に従えば自然宗教の一つである。(伝統と現代・国家より国民へ)庭野日敬P84)

○ 神道は、徳川期には寺社奉行の管轄下に置かれていた宗教である。(同上P86)

〔靖国神社の宗教性〕

○ 靖国神社は、神霊をあがめ祀る行いをなすので、宗教の領域に入ることとは明らかである。靖国神社も自ら宗教団体と認めているからこそ、宗教法人の申請をして、都知事の認証を得ている。(だれにでもわかるヤスクニ法案の問題点)4項)

○ 靖国神社は、まさに神社であって、欧米でいうところの墓地とは明らかに異なる。イギリスのウェストミンスター寺院の堂内に設けられている無名戦士の墓は、参拝の形式は自由であり、世界いずれの宗教をもって礼拝しても良いことになっていて、キリスト教の礼拝形式を強要されることはない。(伝統と現代・国家より国民へ)庭野日敬P85)

○ 靖国神社の宗教性については、布教を行っているかとか、教義や祭儀があるかということよりも、「人間の死生観に決定的影響を与える存在」、これこそ宗教の本質であり、

靖国神社の戦前において果たした役割は当時の日本国民の死生観を左右した。今でも、靖国神社は、人々の死生観に関するすべからず宗教そのものの存在である。(伝統と現代・靖国問題を問う) 力久隆貴P90・94)

○ 靖国神社公式参拝は、いわゆる墓地において慰霊をささげる性質と同じではない。戦没者を英霊として、神として祀るという宗教的意義を認められる信仰の表現が靖国神社への参拝行為である。(同上P94)

### 3. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑について

○ 我が国には、全戦没者を象徴するものとして、すでに千鳥ヶ淵戦没者墓苑がある。私たちはこの地で毎年8月14日にアジアの人々等を含めた全戦没者の慰霊を心より行っており、しかも、宗教・宗派のいかに問わず、自己の信仰のままに慰霊が行われている。敵も味方も区別をつけずに供養してこそ、心からの慰霊となる。(「伝統と現代・国家より国民へ」庭野日敬P85～86、新宗教新聞8枚目)

○ 総理は、全戦没者の象徴的遺骨を奉安した、特定の宗教・宗派によらない国立の唯一の墓苑である千鳥ヶ淵に参拝すべきである。(55.8.14「戦没者に捧げることば」、「拜啓鈴木総理大臣殿」、「誓い18歳」、その他)

○ 外国でいう無名戦士の墓に当てはまるのは靖国神社であるという動きがあるが、靖国神社は、宗教団体であり、お骨を納める「墓」ではない。一般的にいつて、墓とは決して宗教施設ではない。外国でいう無名戦士の墓とは、国営の戦没者の墓から一体だけを取り出して、これをもって全戦没者を象徴するものという建前をとっている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑と靖国神社とどちらが格が上か下かをあげつらうのはばかばかしい。千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の根本精神が「無名戦士の墓」を作ることであったことは、34年3月の閣議報告等の経緯により、明らかである。ただ、「無名」という言葉が我が国になじまなかったため、現在の名称が採用されたのである。墓苑は、全戦没者の象徴的墓地であり、遺骨は全戦没者のそれを象徴するものである。諸外国でも、この墓苑を「無名戦士の墓」と認め、外国使臣や武官が表敬訪問している。(新宗教新聞50.4.10、15枚目)

### 4. その他関連意見

[国家主義・軍国主義との関係]

○ 靖国神社は、戦前において国家主義・軍国主義の精神的支柱であったので、公式参拝は国家主義・軍国主義の鼓吹になる。(1978.8.8声明)

[靖国神社法案]

○ 従来靖国神社法案は、憲法20条・89条違反である。(1978.8.8声明、新宗教新聞、その他)

○ 靖国神社法案が実施されれば、靖国神社は実質上、国の手によって解体されたと同然であり、宗教団体に対する国のゆゆしき介入であって、政教分離の精神に大きく反する。(靖国問題に対する新宗連の見解) P 3、43.1.22 声明書、その他)

○ 公式参拝は、靖国神社法案の核心であり、それが実現された場合は、同法案の成立と等しい意味を持つ。(1978.8.8声明)

○ 靖国神社法案は、英霊として祀られている戦没者から神格を剝脱し、単なる「もの」

として扱うことになる。また、靖国神社から宗教性がぎとられ、尊厳性が損なわれることに問題がある。(43.5.10 声明書、「だれにでもわかるヤスクニ法案の問題点」7項)

○ 靖国神社法案によって靖国神社から宗教性を取り除くとした場合、現在行われている降神・昇神といった宗教的儀式や行事はどうされるのか。御霊代(神鏡・神剣)、副霊代(霊簾)という極めて宗教性の高いものはどうなるのか。護国の英霊として祀られるみたまから神性を剝脱することは、国家護持を進めている人々の本意に沿っているか問題である。(「伝統と現代・国家より国民へ」庭野日敬P84)

○ 靖国神社は、今の姿のまま、神職によって厳かに祭祀が行われるのが、一番望ましい。(「だれにでもわかるヤスクニ法案の問題点」まとめ)

[靖国神社の護持]

○ 靖国神社は、国家でなく、国民が護持すべきものである。(「伝統と現代・国家より国民へ」庭野日敬P87～88)

【755】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料3—(6) 宗教法人 靖国神社

資料3—(6)  
宗教法人 靖国神社

1. 国務大臣の靖国神社参拝について
  - 当事者であるので意見陳述を差し控えたいところであるが、閣僚等の公式参拝は憲法に違反した行為ではないと考える。  
なぜならば、公式参拝は戦没者に対する慰霊表敬という目的であり、閣僚等が参拝したからといって、靖国神社に援助、助長したわけでもなれば、それによって他宗教を圧迫、干渉することにもならないからである。
2. 靖国神社の性格について
  - 靖国神社は、昭和21年2月2日勅令第70号宗教法人令改正の付則2項、3項により宗教法人になったが、当時、神社を存続していくためには、宗教法人となるより他には方法手段がなかった。
3. 靖国神社祭祀制度調査委員会の記録について（昭和54年2月に委員会の一人の委員が記録した概要書「靖国神社の顛末」草稿があり、その提出を受けた。）

【756】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第3回（昭和59年10月22日）  
資料3—(7) 財団法人 日本遺族会

資料3—(7)  
財団法人 日本遺族会

1. 国務大臣の靖国神社参拝について
  - 【基本的考え方】
    - 靖国の英霊に対し、尊崇感謝の誠を捧げ、国として公式儀礼を尽すことは、極めて当然のことであり、世界いずれの国においても行われている。戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下の御参拝も、内閣総理大臣などの参拝も、すべて個人的なものとして扱われ、また、国際儀礼として当然の国賓の靖国神社参拝も行われていないが、極めて遺憾である。政府は、速やかに、国の代表並びに国賓の靖国神社公式参拝を表現すべきである。（靖国神社公式参拝実現のために）P 2、その他
  - 【憲法との関係】
    - 津地鎮祭最高裁判決は、憲法20条2項の「宗教上の行為」と同条3項の「宗教的活動」とは別個の概念として区別し、その行為の目的及び効果が特定の宗教宗派に対する格別の援助奨励になったり、逆に圧迫干渉になる場合には、その宗教上の行為は宗教的活動に該当するが、そのような特定宗派に対する格別の援助や圧迫にならないならば、それを公機関が行っても（参加を強制しない限り）違憲ではないとしている。この判決理諭からいえば、首相等の靖国神社参拝は、これを宗教上の行為と解釈するとしても、決して宗教的活動と解すべきでないこと明瞭である。首相が参拝する目的が靖国神社の宗教的教義を宣伝しようとか、信者を増やそうとかの趣旨でないことは明白だからである。また、その参拝の効果としても、そのために、他宗派が圧迫干渉されるものではない。さらに言えば、首相の靖国神社参拝は、宗教的行為ではなく、国民を代表しての非宗教的な表敬行為であるとの解釈も十分成り立ちうる。ただ、今日、宗教か否かで無用の紛糾を生ずることを好ましくないと考えて、これを宗教的参拝とする主張を受け入れても、なおかつ、憲法が禁止する宗教的活動に当たらず、したがって、違憲ではない。（靖国神社公式参拝実現のために）P 4～5
  - 【公私の区別】
    - 公私の区別に関する内閣法制局が示したいいわゆる4条件や福田首相の場合の安倍官房長官の見解などは、全く便宜的なものであり、野党・マスコミからの違憲攻撃をかわすための方便に過ぎない。  
肩書を付して参拝している現状を見ると、事実上の公式参拝であるから、政府は、率直にそれを認めるべきである。（靖国神社公式参拝は合憲である）P 10～11
  - 【玉申料】
    - 玉申料は、正式参拝（公式参拝は正式参拝を意味する）において欠くことのできない儀式の一部である。参拝者の神への供物、つまり、お賽銭と同性質のものであり、金

額も定まっていない。儀礼行為、慣習的行為であるので、これを公金から支出しても、社会通念の範囲にとどまっておき、政教分離規定に違反しない。（「玉串料の公金支出は憲法上何ら問題がない」P 4～5、「靖国神社公式参拝は合憲である」P 14～15）

## 2. 靖国神社の性格について

○ 靖国神社は宗教法人として登録されており、宗教法人法による宗教団体である。

しかし、靖国神社が宗教法人になったのは、戦後神道指令に基づき諸措置のなかで、靖国神社も一般神社とともに宗教法の列に加えられ、6か月以内に届け出ないと解散したものとみなされるなどとされたためであり、占領軍の圧力による解体を免れるためであった。

独立後は、理論的には、靖国神社が自発的に宗教法人を離脱することも可能であったが、27年以來、日本遺族会等の国家護持運動が起こったので、その成り行きに期待をかける等の事情から、宗教法人のまま今日に至った。

要するに、今日、靖国神社が宗教法人法による宗教団体に登録しているのは、そうせざるを得なかった事情があった——つまり、宗教法人になったのではなく、ならせられたと言ふべきである。（「靖国問題の疑問に答えて」P 11～12）

○ 神社の施設、神職の服装、作法等といったものは、いずれも神社の祭典、儀式と深くかかわる長い伝統のある慣例に基づくものであるから、全然似ても似つかぬものに変更することは無理な話である。（同上P 12）

## 3. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑について

○ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑と靖国神社の関係は、お墓とみたまとの違いである。千鳥ヶ淵は、日中戦争以後の戦没者のうち、遺族不明で引き取り手のない遺骨を収容した墓であるが、靖国神社は、幕末以來、国事に挺身して亡くなられた人々のみたまを祀っているところである。千鳥ヶ淵は、外国の無名戦士の墓と誤解される恐れがあるが、すべての戦没者を象徴するものではない。

千鳥ヶ淵の慰霊は当然で、本会も努力しているが、全戦没者の英霊がしずまる靖国神社での公式な慰霊、顕彰こそそれ以上に大切である。（「靖国問題の疑問に答えて」P 16～18）

## 4. その他関連意見

〔公式参拝と軍国主義との関係〕

○ 一部で言われている国家神道の復活とか軍国主義の復活など、我々にとって無縁である。（「靖国神社公式参拝実現のために」P 3）

〔公式参拝と国家護持との関係〕

○ 公式参拝が実現したことによって国家護持になるかという点と、国家護持の定義にもよるが、公式参拝と国家護持とは次元の異なる面もある。公式参拝は他の社寺や協会等へもありうる。ただ、公式参拝を実現することによって、国家護持に一步前進となることは確かである。（「靖国問題の疑問に答えて」P 8）

【757】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第4回（昭和59年11月19日）  
配布資料

配 布 資 料

### 1. 第3回懇談会議事概要

#### 2. 前回質疑事項の説明資料等

- (1) 大平内閣総理大臣の靖国神社参拝について
- (2) 津地鎮祭訴訟名古屋高等裁判所判決に伴う建設省の通達について
- (3) 「宗教の定義をめぐる諸問題」
- (4) 戦犯の合祀について

【758】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第4回（昭和59年11月19日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第3回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第3回） 議事概要

1. 日時 昭和59年10月22日（月） 午後2時～4時
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 林（敬）座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林（修）、横井の各委員  
（内閣） 藤波官房長官、水平官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議事

- (1) 資料2（閣僚の靖国神社参拝問題について（第2回配布資料2）関係補足資料）、資料3（宗教団体等からの意見聴取の結果について）及び海外調査の進行状況について事務局から説明
- (2) 質疑応答・協議（主な意見の要旨）

① 懇談会開催の趣旨等について

- 懇談会において懇談すべき問題は閣僚の参拝の在り方に絞るものと考えてよいのか。
- （官房長官）基本はそれとおりである。ただし、問題の解決に役立つようなその他の関連事項についても御意見があれば是非伺いたい。
- 自由民主党内にも異なる意見があったと思うが、いわゆる奥野小委員会の見解は党の正式見解となっているのか。
- （官房長官）小委員会の結論が総務会に報告され、総務会長がその報告を受け止めて、政府に対しその実現方を求めてきたものであり、それを党議決定したのだと言う者もいれば、そうでないと言う者もいる。ただし、この懇談会の開催や自民党小委員会での検討などの一連の動きの発端が、内閣と党の両方で良く勉強をしてみようという考え方にあることは御理解願いたい。
- ② 今後の進め方その他について
  - クリスチャンである大平総理大臣が靖国神社に参拝した理由、津地鎮祭の名古屋高裁違憲判決後に建設省が出した通達の内容及び最高裁判決後の同通達の変更措置、並びに公明党の議会進出の時期について調べてもらいたい。
  - 大平総理の参拝の理由は個人の内面の問題であり、真相は分からないのではないか。
  - 昭和26年9月10日の「戦没者の葬祭などについて」の通達が出された経緯、その際のGHQと関係調べてもらいたい。
  - 「宗教の定義をめぐる諸問題」という冊子を出してもらいたい。
  - 海外調査の結果は12月の会合に報告する。
  - 次回及びその次の回切りは自由にデリアスセッションを行い、その中から論点を整理

し、絞っていい方はどうか。  
○ 外部から講師は呼ばない方がよい。  
○ 大きな論点は、宗教・憲法・国民感情の3つに絞るべきだと思う。

(3) 次回以降の日時等

- 第4回・・・ 11月19日（月）午前10時～12時
- 第5回・・・ 12月17日（月）午前10時～12時

【759】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第4回（昭和59年11月19日）

資料2-1(1) 大平内閣総理大臣の靖国神社参拝について

資料2-1(1)

大平内閣総理大臣の靖国神社参拝について

大平内閣総理大臣は、昭和54年4月21日（春季例大祭）、総理就任後初めて靖国神社に参拝し、その後、現職総理のまま死去するまでの間、同神社に2回（54年秋・55年春の例大祭）参拝している。

54年春の参拝が、個人的にも全く初めての参拝であったかどうかについては正確に確認する術はないが、当時の新聞記事の中には個人的にも初参拝である旨の記述をしたものが見られる。（別紙1）

また、参拝の理由については、大平総理は、記者団からの質問や国会での質問に対し、内心の問題であるとして明言していない。（別紙1及び2）

【760】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第4回（昭和59年11月19日）

資料2-1(2) 津地鎮祭訴訟名古屋高等裁判所判決に伴う建設省の通達について

資料2-1(2)

津地鎮祭訴訟名古屋高等裁判所判決に伴う建設省の通達について

1. 昭和46年5月14日、津地鎮祭訴訟で名古屋高等裁判所が違憲判決を出したが、その直後の5月22日付けで、建設省大臣官房長から各地方建設局長及び北海道開発局長宛に「神式地鎮祭等について」との通達が出されている。（なお、同通達は、（参考）として、関係公団総裁及び各都道府県知事にも送付されている。）

その内容は別紙1のとおりであるが、「最終判決が確定するまでの間は、国の事業に関し、みずから国費をもって地鎮祭等の神式行事を主催することは、慎まされたい。」としている。

2. 次に、昭和52年7月13日に最高裁判決が出された後の同通達の取り扱いについては、同通達自体が時限的なものであったため、建設省としては、新たな通達を出す等の措置は取っていない。

ただし、新聞記事（別紙2）によれば、当時、建設省から、「通達は失効するので、今後は、神式に限らず、仏式、キリスト教式などどのような形式で地鎮祭を行うかは、地域の風俗習慣に従えばよい」などとする内容の見解が出された模様である（口頭の談話であって正確な内容は確認できない）。

【761】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第5回（昭和59年12月17日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第4回懇談会議事概要

- (1) イギリス
- (2) フランス
- (3) 西ドイツ
- (4) イタリア
- (5) アメリカ
- (6) カナダ
- (7) オーストラリア
- (8) ソ連
- (9) エジプト
- (10) ブラジル
- (11) 中国
- (12) 韓国
- (13) インド
- (14) ネパール
- (15) フィリピン
- (16) ビルマ
- (17) インドネシア
- (18) タイ
- (19) マレーシア
- (20) シンガポール

2. 国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査結果

【762】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第5回（昭和59年12月17日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第4回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第4回） 議事概要

1. 日 時 昭和59年11月19日（月） 午前10時～12時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 小食堂
3. 出席者 (委員) 林（敬）座長、芦部、梅原、小口、小嶋、佐藤、末次、曾野、田上、中村、林（修）、横井の各委員（欠席：江藤、鈴木、知野委員）  
(内閣) 山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 資料説明

- ① 資料2（前回質疑事項の説明資料等）及び公明党の議会進出の時期について内閣審議室長から説明。

「戦没者の葬祭などについて」（昭和26年通達）発出の経緯等について文部省宗務課長から説明。

- ② 資料2-(3)（「宗教の定義をめぐる諸問題」）について小口委員から、資料2-(4)（戦犯の合祀について）について横井委員からそれぞれコメント。

(2) 質疑応答・協議（主な意見の要旨）

① A級戦犯の合祀に関して

○ 開戦→敗戦の中心的な責任者であるA級戦犯と若い学徒を一緒に祀り、合わせて英霊に感謝し慰めるというのは違和感がある。津地鎮祭最高裁判決の目的効果論によれば、当該行為の一般に与える効果、影響が問題になるが、A級戦犯を合祀した靖国神社に閣僚が多数参拝することは相当問題であり、政教分離というよりも政教をくつつけるという感じを一部国民は持つものと思う。

○ A級戦犯の問題は合祀される祭神の評価の問題であるが、人間はすべて罪人であるとするキリスト教の立場からは、戦没者の中でA級戦犯だけを区別するのはおかしい。○ 個々の「英霊」について祀られる資格があるかどうかはよく分からない。外部が言うべきではない。

○ A級戦犯の合祀そのものは、宗教団体である靖国神社の信教の自由の問題であるが、大平総理がそこへ参拝したことは、やはりそれを国が権威付ける、正当化するという意味合いを否定できないところに問題がある。

② 国民感情に関して

○ 国民感情は重視すべきである。しかし、宗教団体の意見などを見ると、戦没者の慰霊を当然とする国民感情から閣僚の公式参拝を当然とする結論を導いているが、この二つのことは厳格に区別しなければならぬ。これを区別しないかぎり世論調査を行っても無駄である。また、世論調査は正確に行われるかどうか疑問がある。国民感情

- は目的効果基準の判断の中で考慮すればよく、この懇談会では、まず、靖国神社が宗教団体かどうか、公式参拝が宗教的活動かどうかなどの点を中心に検討すべきである。
- 宗教放送連盟の世論調査によれば、天皇が公式に靖国神社に参拝することについて、80%が問題ない旨回答しているというが、そのような調査があったのか。また、宗教界の意見だけを一般国民の意識と考えるのは危険である。
  - ③ 公私の区別に関して
    - 閣僚の行動について公と私を二分できるか疑問である。例えば文相の始球式や私的懇談会などはどちらとも言えないし、従来の靖国神社参拝もこの考え方だったのでないか。私でないから公、公でないから私ということにはならない。
    - 公私は厳格に分けられないにしても、従来の形以上に公的参拝という形にするのは、一歩進んだ意味を与えることになり、一般国民を受け入れられないのではないか。
    - 何が公式かをまず決めておきたい。ただし、公式参拝が制度化されるとキリスト教徒は総理大臣になれなくなる。玉串料等は各総理大臣の判断で良いのではないか。また、内心の問題である公私の区別について何故返答しなければならぬのか疑問である。
    - 公私の区別は非常に難しい。職務として法律に書いてなくとも、公的-私的の中間段階、準公的と見るべき行為は多数あろう。天皇の公的行為と考えられるべき行為でも憲法に書かれていないものはある。どこまでを公式参拝と考えるのかをまず議論すべきであろう。
    - 公的-私的という概念は極限の概念としてははつきりしていても、その中間においてはいろいろな段階がある。靖国神社参拝についても、任意性、玉串料の負担、使用する車、肩書の記載などいろいろな問題があり、公的-私的のカテゴリーにとらわれず、それぞれの事項毎に評価していく方が具体的な解決に資するのではないか。
    - 行為のカテゴリーだけでなく、参拝の対象も大きな問題である。地鎮祭と靖国神社とは違う。
    - ④ 崇拜の対象・神道論に関して
      - 崇拜の対象としてどこまで含めていいかも問題である。本来日本では敵の冥福も祈っていたが、明治以降ナショナリズムの高揚とともにその考え方がなくなつた。
      - 日本の神道は、本質的に味方よりも犠牲にした相手方を厚く祀る。「和をもって尊しとなす」とはこれである。ところが明治以降この考え方が変質してしまつたが、このことと今の靖国神社の問題とは密接に関係している。神道をどう見たらいいのか基本的な問題がある。
      - 外国でも敵を追悼する習慣はあると思う。日本も昔は怨親平等であつた。
      - ⑤ 宗教の定義に関して
        - 宗教学では宗教の定義について通説というものはない。なお、教団の方では自分の宗教だけを本當の宗教と考えるのが多い。
        - 19世紀のヨーロッパでは、キリスト教が最終的な宗教で他はそれに至る段階であると考えられる傾向が強かつたが、最近では宗教を見る目が相対化している。
        - 欧米の学者の考える宗教の定義は、どうしてもキリスト教が強く念頭にあっては
- ないか。
- 法律上の宗教の概念と宗教学上の宗教とは違うと思う。
  - 宗教の定義を考える際、「宗教」に“RELIGION”を当てて考えているが、それはキリスト教中心の考え方であり、仏教など他宗教の国でいう「宗教」に当たる単語では、また意味内容が違ってくる。
  - ⑥ 憲法の規定に関して
    - 西ドイツなど宗教を促進することを規定している国に比べ、我が国の憲法の規定は宗教に対して抑制的ではないか。
    - 憲法の規定そのものはそれほど違わない。西ドイツはむしろイタリヤに近いが、信教の自由を認めている点では同じであり、ただ、我が国では政教分離の原則を明文で規定しているので厳しく見えるだけである。それが違つて見えるのは、憲法の規定上の差よりも国民生活の中で宗教の果たすフアンクシヨンの違いであろう。
    - 現在の憲法解釈には神道指令が影響しているので、我が国の憲法は宗教に対し抑圧的であると感じる人がいるのではないか。
    - 神道指令の発出に際して、アメリカ側はバプテスト宗教学長、日本側は岸本教授が中心となつたが、ともに神道の理解が不十分であつた。
    - 憲法20条は神道指令の趣旨を憲法で永久化しようとしたものであると考える。しかしそれは、宗教を抑圧するものではなく、すべての宗教宗派について、国家と宗教との正しい関係、あるべき宗教の姿を実現しようとするものである。
    - ⑥ その他
      - 太平洋戦争の敗戦の前と後とでは靖国神社についての見方が変わつて当然である。この点を無視して、戦前の靖国神社に参拝するのと同じ考え方で現在の靖国神社に参拝するのは時代錯誤である。
      - 個人の信教の自由の問題と、政教分離の問題とは、宗教についての考え方が異なる。前者は個人の主観の問題であり、本人が宗教と信じていればそれは宗教と認められなければならない。後者は客観的に考える必要があり、多数の人が宗教と考えるとこのものこそ宗教であり、それと政治との関係の問題である。この二つは画然と区別されなければならない。



【763】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第5回（昭和59年12月17日）  
資料2 国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査 一覧表

資料2

国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査  
—— 一覧表 ——

1	イギリス	法令の規定 ○成文憲法なし ○信教の自由	追 悼 行 事		そ の 他	
			月 日	公 衆 的 別 等 追 悼 行 事		
1	イギリス	○成文憲法なし ○信教の自由	11月11日直前 の日曜日	女王、閣僚等 が公的資格で 出席	ロンドン司教 の折りあり	実質的に英国 国教会が国教 である
2	フランス	○信教の自由 ○国家と教会の分離 (非宗教的共和国)	5月8日、11 月11日	大統領、首相 等が公的資格 で出席	凱旋門前及び 記念碑前の行 事は宗教色な し サン・ル イ教会の行事 はカトリック のミサあり 一環として各 宗教宗派の追 悼行事あり	国家と教会の 分離は徹底せ ず(国公有の 教会あり)
3	西ドイツ	○信教の自由 ○国教の否定	11月の第2又 は第3日曜日	大統領、首相 等が公的資格 で出席	宗教色なし	○教会税あり ○州の追悼行 事には教会 の儀式が入 ることあり
4	イタリア	○信教の自由 ○カトリックの特殊 な地位	4月25日、11 月4日など	大統領、首相 等が出席	ミサあり	
5	アメリカ	○信教の自由 ○国教の否定	5月の最終月 曜日、11月11	大統領等が公 的資格で出席	チャプレンの 折りあり	チャプレンの 折りは、特定
6	カナダ	○信教の自由	11月11日	総督、首相等 が公的資格で 出席	チャプレンの 折りあり	チャプレンの 折りは特定宗 教宗派に偏ら ない
7	オースト リア	○信教の自由	4月25日、11 月11日	総督、首相等 が公的資格で 出席	宗教色なし	
8	ソ連	○信教の自由 ○国家と教会の分離	5月9日	国防大臣等が 出席	宗教色なし	
9	エジプト	○国教(イスラム 教) ○信教の自由	4月25日、10 月6日	大統領、閣僚 等が公的資格 で出席	宗教色はほと んどなし	○国有モスク あり ○イスラム教 の主要な祝 日の礼拝へ 大統領等が 出席
10	ブラジル	○信教の自由 ○政教分離	5月8日	大統領、三軍 大臣が公的資 格で出席	宗教色なし	ローマ法王の ミサに大統領 が出席した事 例あり
11	中国	○信教の自由	特になし			宗教は愛国的 でなければな らず、また現 政策に反して はならない
12	韓国	○信教の自由 ○政教分離	6月6日	国務総理、国 會議長等が公 的資格で出席	焚香あり(特 定宗教色な し)	○国民葬等 は、仏教、 プロテスタ ント、カト リック三者 の聖職者が 宗教儀式を 行うのが通

						例 ○国立の殉国者、愛国者の祠あり
13	インド	○信教の自由	1月30日	大統領、首相等が公的資格で出席	宗教色なし	○ヒンズー教は特殊な地位を有する ○各宗教の行事へ首相等が出席
14	ネパール	○国教 (ヒンズー教) ○信教の自由	特になし			○ヒンズー教の行事に国王等が出席 ○王立寺院あり
15	フィリピン	○信教の自由 ○国家と教会の分離	5月6日	大統領等が公的資格で出席	カトリックのミサあり	○カトリックとの結びつきが強い ○宗教行事に大統領等が出席
16	ビルマ	○信教の自由	特になし			仏教国教化の動きあり
17	インドネシア	○信教の自由	特になし (8月16日に英雄墓地で献花が行われ、大統領等が公的資格で出席するが、特定宗教方式によらない)			○イスラム教国教化の動きあり ○各宗教の行事に大統領等が出席
18	タイ	○国教 (仏教) ○信教の自由	11月11日	国王等が公的資格で出席	仏式行事あり	○仏教の祭に国王等が出席 ○王立寺院あり
19	マレーシア	○国教 (イスラム教) ○信教の自由		最高元首、首相等が出席	イスラム教方式による	イスラム教の祝日の行事に最高元首、首相等が出席

20	シンガポール	○信教の自由	特になし	相等が出席 主な宗教の行事に大統領等が出席
----	--------	--------	------	--------------------------

【764】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第6回（昭和60年1月23日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第5回懇談会議事概要
2. 宗敎色の伴う追悼行事に政府高官が出席する場合の資格（公私の別）について（メモ）
3. わが国の宗敎信者数

【765】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第6回（昭和60年1月23日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第5回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第5回） 議事概要

1. 日 時 昭和59年12月17日（月） 午前10時～12時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 小食堂
3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、田上、知野、中村、林 (修)、横井の各委員（欠席：梅原、曾野委員）  
(内閣) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 資料説明

① 資料2（国家と宗敎との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査の結果）について事務局から説明

② 資料に関する質疑等

- 政府高官等の追悼行事への出席資格を「公的」とする国がほとんどであるが、それらの国では、議論がなされた上で「公的」とされているのか。  
—（江川内閣審議官）特に議論を経た上でのものではなく、儀式全体の状況等から判断されたものと思われる。
- 個人の信敎の自由を政府高官等が追悼行事へ出席する理由とする国があるが、個人の信仰に基づくものであるとすれば「私的」ではないか。
- 個人の信仰に基づくものであれば、自らの信仰する宗敎宗派の儀式にしか出席しないはずである。そうでないとすればやはり職責上出ていると考えるべきであり、また、それを公的と言うのではないか。
- 調査によれば、戦没者追悼の面では民族宗敎は大した役割は果たしていないと思われる。例えば、東南アジア諸国の宗敎別人口数で世界宗敎だけが表面に出ているのは、各人の複数敎信仰によるためであろうが、やはり、民族宗敎があまり重要な意味を持っていないためであろう。
- (2) 自由討議（主な意見の要旨）
  - 靖国神社参拝問題は、「国家の持続と憲法典の変化」の間の矛盾の問題であり、これを考える際に憲法典至上主義では解決不可能である。そもそも、「Constitution」という単語は、「成り立ち、メイクラフツ」という意味が原義であり、「憲法典」というのは派生的な意味である。それゆえ、我が国の伝統、習慣、歴史等々を含むメイクラフツをまず踏まえなければならず、具体的には、「国のために戦って死んだ人々だけはこれを除外しておくわけにはいかない」という日本人の死者に対する考え方、常民の常識を基礎とすべきである。

- 政教分離の原則に関してアメリカ憲法修正第1条がよく引かれるが、この条文はアメリカ独立当時の歴史的背景を有するものであり、決して普遍的なものではない。すなわち、清教徒、メソヂイスト等々の相互排他的な宗教宗派のいずれにも“Favoritism”を与えないというのが、この特殊アメリカ的な規定であり、この文言のみから政教分離の原則を抽出して考えるのは正確な議論ではない。
- また、そのアメリカにおいても、5月のメモリアル・デーの式典の中では、アメリカのために死んだ人々への感謝と信頼感ということを契機として、対立する各宗教宗派、各団体が融和し、コミュニテリイ全体に対する信頼と信仰が表される。これは、アメリカン・ウエイ・オブ・ライフ、アメリカの現実のメイクアップに対する信仰であり、言わばアメリカン・レリジョンとでも言うべきものである。それゆえ、このメモリアル・デーの儀式は、憲法修正第1条を超越する儀式であると考えられているのである。
- 自分のところに来る投書を見ると、連族からの推進論と、国家神道・軍国主義の復活につながるという絶対反対論に両極化している。一般国民は“Silent Majority”であり、その意識（常民の常識）はあまり表に現れない。
- しかし、自分が常識派の人々から聴くところでは、次のような意見が一般的である。すなわち、
  - ① 靖国神社公式参拝が軍国主義の復活につながることは、種々の截止めがある今日、誇張に過ぎる。
  - ② 靖国神社公式参拝は、神道を区別して特権を与えるものであって、信教の自由による悪影響を与えるというが、靖国神社が仮に宗教であるとしても、他の宗教とは異なっている経典や布教活動がなく、宗教色は少ないので、他の宗教への不利な影響も考えられないと思う。
  - ③ どここの国でも、戦没者追悼行事を国民的に行うべきであるという考え方は普遍のものである。ただし、式典のやり方は宗教色のないが多いのではないか。
  - ④ 靖国神社は諸外国の無名戦士の墓に相当すると思う。
  - ⑤ 8月15日の参拝は実質上「公式」参拝となり、しかもそれは一般的に承認されつつあるのではないか。
  - ⑥ ただし、公式参拝推進論者が、精神的なものだけでなく靖国神社への財政援助等の具体的なメリットを期待しているのであれば問題である。
- といったところである。
- なお、靖国参拝時の儀式はチャペレンの折りと同程度の儀式に過ぎないとか、逆に宗教法人の登録をやめ、儀式ももう少しニュートラルにしたらといった意見もあった。そこで、左右両極からの意見や既成宗教団体の意見などにはこだわらず、常民の常識に基づいて素直に結論を出し、その上で憲法論と整合させれば良いと思う。このような方向でさらに細かく考えていきたい。
- そもそも参拝の公私の別の議論は国会で始まったものであり、その原因は、政府が論議を避けるために妥協的な答弁を繰り返してきたことにある。その結果として、クリスチャンの総理が参拝するのにも私人の信仰心に基づくものであるというおかしな、つまり、宗教的に無節操とでも言うべきことになったのである。この点については、「国のため

に死んだ人々の霊を慰めるためにお参りに行く」という自然の感情に基づくものであるとするのが常識的であり、例えば、A級戦犯合祀が問題になった昭和54年の国会で、天皇陛下の靖国参拝につき宮内庁次長が行った答弁もこういう素直なものであった。なお、公私の区別については、天皇陛下、総理以下各大臣、最高裁判所長官の国会開会式への出席が参考となる。

憲法第20条との関係は、津地鎮祭判決に照らして考えるべきであるが、その際、我が国の国民の宗教心も考慮に入れなければならぬであろう。また、A級戦犯合祀の問題については、歴史の審判に待つべきものである。

○ 国務大臣の靖国神社参拝は、公的かどうか、すなわちその職務権限に含まれるかどうか明確ではない。しかし、国民感情から言えば私的と言うことはできないであろう。天皇陛下の国会開会式への出席も、国事行為として憲法に明記されていないが、その職務に関する行為として国事行為に準ずるものであり、公的行為として考えられている。国務大臣の靖国神社参拝もこれと同様、国民を代表して国政を担当する国務大臣としての行為であって、単純ではないが、公的な色合いの行為であることは確かであり、準職務行為とでも言うべきものである。

そこで問題となるのは憲法20条との関係、すなわち、国家が宗教に関与したかどうか、国家が宗教活動を行ったかどうかという点であるが、これについては、国務大臣の靖国神社参拝が公的行為であったとしても、祭祀の主祭者は靖国神社であって、参拝行為が宗教行為としての主体性を持つものではないので、ただちに同条に違反するものではないと考えられる。

また、国務大臣は、総理から強いられではなく、一面、信教の自由から参拝しているのであり、また、これは直接職務上の行為ではない。つまり、半ば私的なものであり、信教の自由という個人の自由権の問題としては憲法上問題がない。

そうであれば、国民の多数が賛成のときに、少数の反対意見に従う必要はなく、公的参拝が明確に憲法違反とは言えない以上、国民の同意がどの程度得られるかという含みのある政治的判断の問題が残るのみである。

### (3) 次回 (第6回) 日時等

○ 昭和60年1月23日(水) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸

○ 次回も自由討議を行う。その後は、概略の意見が大体出揃ったならば、問題点毎に整理をしていく方向で考える。

【766】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第6回（昭和60年1月23日）  
資料2 宗教色の伴う追悼行事に政府高官が出席する場合の資格（公私の別）について（メモ）

資料2

宗教色の伴う追悼行事に政府高官が出席する場合の資格（公私の別）について（メモ）  
第5回懇談会配布資料2（国家と宗教との関係及び戦没者の追悼に関する海外調査） 補足説明

上記資料一覧表の「追悼行事・宗教色」欄に宗教色がある旨記載されている国につき、上記資料に基づいて、行事の外形から政府高官の出席資格（公私の別）を検討したところ、次とおりである。

一覧表の記載	公私の別の検討結果
1 イギリス 女王、閣僚等が公的資格で出席	追悼行事は、内務省・国防省が主催するので、公的である。
2 フランス 大統領、首相等が公的資格で出席	追悼行事は、在郷軍人省が主催するので、公的である。
4 イタリヤ 大統領、首相等が出席	追悼行事は、レーニン・スターリン会場・統一記念館前会場とも、国防省が主催するので、公的である。
5 アメリカ 大統領が公的資格で出席	追悼行事は、「追悼の日」についてはG. A. R. 追悼の日社団法人が主催するが、「復員軍人の日」については大統領布告により発足した復員軍人の日全米委員会（会長 復員軍人庁長官）が主催するものである上、いずれも、政府から、チャプレン・軍楽隊が派遣されるので、いずれについても、公的と言わざるをえない。
6 カナダ 総督、首相等が公的資格で出席	復員軍人省が戦没者追悼の式典に関する事項を所管している上、オタワ市内国家戦争記念碑前の行事については、カナダ復員軍人会が、政府・自治

12 韓国 国務総理、国会議長等が公的資格で出席	追悼行事は、大統領令により護国挺身隊長主管で開催されるので、公的である。
15 フォイリン 大統領等が公的資格で出席	追悼行事は、国防省が主催するので、公的である。
18 タイ 国王等が公的資格で出席	追悼行事は、第1次世界大戦戦友協会が主催するが王室後援であり、各国武官も招待されるので公的である。
19 ヲレインシア 最高元首、首相等が出席	追悼行事は、総理府が主催するので、公的である。

【767】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第6回（昭和60年1月23日）  
資料3 わが国の宗教信者数

資料3

わが国の宗教信者数

（単位 人）

年	昭和30年 (%)	昭和40年 (%)	昭和50年 (%)	昭和58年 (%)
系統				
神道系	89,232,649(65.6)	79,431,730(51.0)	89,062,866(47.3)	116,889,434(52.9)
仏教系	42,573,844(31.3)	70,002,672(44.9)	86,607,272(46.0)	87,469,117(39.6)
キリスト教系	605,016(0.4)	739,668(0.5)	885,862(0.5)	1,574,630(0.7)
諸教	3,563,632(2.6)	5,731,450(3.7)	11,655,201(6.2)	14,849,964(6.7)
総計	135,975,141(100)	155,905,520(100)	188,211,201(100)	220,783,145(100)
総人口	90,076,594	99,209,137	111,939,643	119,483,489

出典

1. 宗教信者数については、文化庁編「宗教年鑑」による。  
同年鑑は、文化庁（文部省）が、毎年12月31日現在で実施している宗教統計を掲載している。同統計においては、信者は、「信者名簿などに登録され、信者としての義務を果たしている者」をいうとして、包括宗教法人、非法人の包括宗教団体及び都道府県知事から報告のあったものを集計したものである。
2. 総人口については、昭和30、40、50年は総理府統計局編「昭和55年国勢調査報告」（調査日、10月1日）、昭和58年は同局編「人口推計月報」（10月1日）による。

【768】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第6回（昭和60年1月23日）  
今後の審議の進め方についての私見メモ

1985.1.23（佐藤）

今後の審議の進め方についての私見メモ

問題は、宗教学・歴史・思想・文化等の視点から広く、深く、多角的に検討すべきであるが、諮問された事項は直接には、閣僚の公的参拝に関する従来の政府（法制局）の憲法解釈についてである。したがって、今後の審議に当たっては、上記の多角的な検討を加えながら、下記のような問題点（順序）について審議を取りまとめ行くことが望ましいと思われる。

（別紙）  
問題点

1. 神道・神社は宗教か——宗教とは何か
2. 靖国神社は憲法にいう宗教（宗教団体・宗教施設）か
3. 戦没者の慰霊そのものは、憲法にいう宗教上の行為・宗教的活動か
4. 閣僚の靖国神社参拝は、憲法にいう宗教上の行為・宗教的活動か
5. 公的（公人としての）参拝とは何か——私的（私人としての）参拝と区別することができるか——区別するとすれば、その基準は何か
6. 最高裁の地鎮祭判決は、どの点で（どの点まで）参考となるか
7. 靖国神社における国の行事としての戦没者慰霊及び閣僚の公的参拝がな憲法の疑いを否定できないとするならば、どのような対策が考えられるか

（以上）

【769】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第7回 (昭和60年2月12日)  
配布資料

配 布 資 料

1. 第6回懇談会議事概要
2. 論点 (仮案)

【770】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第7回 (昭和60年2月12日)  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第6回) 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第6回) 議事概要

1. 日 時 昭和60年1月23日 (月) 午後2時～4時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林 (修)、横井 の各委員  
(内閣) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 資料説明

資料2 (宗教色の伴う追悼行事に政府高官が出席する場合の資格 (公私の別) について (メモ)) について江川内閣審議官から、資料3 (わが国の宗教信者数) について村上文部省宗務課長からそれぞれ説明の後、質疑応答。

(2) 自由討議 (主な意見の要旨)

- ① 神道について
  - 神道をどうとらえるかは大変難しい。神道という名は仏教に対して鎌倉時代にできたものである。神道自体は、仏教、儒教、道教の渡来以前から日本にあった土着宗教であり、その基礎になったのは縄文時代の宗教で、以後、各時代に種々発展してきたものである。

その世界観は、①神とは力の強いものであるが、その神を祀ることによってマイナスのエネルギーをプラスに転化することができる、②人間や動物や植物はみな霊の仮の姿であって平等なものであり、生命はすべて同類である、③霊は天の世界と地の世界を無限に循環している、という考えに基づいており、その結果、霊を天に送ることを最も重要とする宗教的意識が生じた。

このような土着の宗教であった神道はその後大きな変化をいくつか経ている。その第一は律令時代であり、国家最高神が考案されると同時に、国家の権力の犠牲となった神々、怨霊神を手厚く祀り、鎮魂するという思想が生じた (伊勢神宮と出雲大社)。第二は仏教の伝来とその日本の変容である。日本の土着宗教の世界観が、エネルギーとしての仏崇拝とか山川草木悉皆成仏、あるいは本来の仏教と異なる死霊崇拝など、仏教を変質させ、神道固有の思想や儀式はほとんど仏教に吸収されてしまった。第三は明治以降の神道である。それは、神道の自己主張である幕末の平田神道に影響された神道であり、仏教を排撃するとともに、国家に尽くした人を祀るという面が強調され、律令神道であった怨霊神の鎮魂という面が失われたように思われる。

我々が今日標準としがちな明治以降の神道は、土着の宗教であった神道の一面は受

け続けているものの、落とした部分も多く、今日神道を考える場合にはそのことにも注意する必要がある。

- 靖国神社は特殊ではあるが、怨霊神ではないから、伊勢神宮の系列である。
- 靖国神社は戦前までは伊勢系で、戦後国家体制が変わってからは怨霊系になったのではないか。

② 今後の進め方等全般について

○ 問題は広く、深く、多角的に検討すべきであるが、その中心となるべきものは、関係の靖国神社公的参拝についての憲法解釈問題であり、次のように論点を追って考えていく必要があるのではないか。

第一点は、神道・神社は宗教か——宗教とは何かという点で、これについては、神道・神社、さらに靖国神社は特殊な性格ではあるが宗教であると考える。政府の従来の見解もそのことを前提にしていると思われる。

第二点は、靖国神社は憲法という宗教かという点で、これについては、宗教学上の宗教と憲法上の宗教とは一致し、また一致すべきものであり、したがって靖国神社は憲法上の宗教であると考ええる。

第三点は、戦没者の慰霊そのものは憲法という宗教上の行為・宗教的活動かという点で、この問題は結局、慰霊という行為が宗教的性質を持つか、つまり信仰の表現であるかということであり、難しい問題であるが、靖国神社の例大祭などは神社という場所での神式の儀式を行うわけで、それに参加することは、やはり外形から来るところの宗教的な性格が出て来ることになると思う。

第四点は、関係の靖国神社参拝は憲法という宗教上の行為・宗教的活動かという点で、これはやはり該当すると考える。なお、憲法20条2項の「宗教上の行為」と3項の「宗教的活動」との関係については、2項は個人の立場から信仰の自由を保障し、3項は国の側からみて個人の信仰の自由を干渉してはならないということであるから、この二つの言葉は同じ範囲を示すものと考ええる。

第五点は、公的参拝とは何か——私的参拝と区別することができるか——区別するとすればその基準は何かという点で、これも難しい問題であるが、肩書・公用車・玉串料などにこだわると末梢的な議論になってしまう感じがする。靖国神社の例大祭のような公的な行事に参加するものである以上、この資格の問題は避けて通れない。

第六点は、最高裁の地鎮祭判決はどの点で参考となるかという点で、多数意見を尊重するとしても、どの点まで参考になるかということについては問題が多い。一つは対象の問題であり、地鎮祭の宗教的性質と靖国神社参拝の宗教的性質の違いである。二つは理論的な問題であり、その1は政教分離原則をどう解釈するかという点、その2は政教分離原則を緩やかに解釈するとした場合の目的効果基準についてであり、この基準の唱えられた背景に鑑み、それ自体が宗教性を持つ行為に適用しうるかどうかという点、その3は社会通念をどのように理解するかという点である。これらの点で参考にするには慎重にならざるを得ない。

最後に第七点は、もし靖国神社における国の行事としての戦没者慰霊及び関係の公的参拝がなお違憲の疑いを否定できないとするならばどのような対策が考えられるか

という点で、現在のように例大祭などの都度問題になるということは常軌的に言うそのままにはしがないので、常民の常識により何らかの新しい方式を考えたいと思う。

- 憲法20条2項の「宗教上の行為」と3項の「宗教的活動」との関係については、判例の見方は、この二つが同じ範囲を示すという考え方は、違っているように思う。
- 憲法20条2項と3項との関係については、津地鎮祭最高裁判決の多数意見は、政教分離は制度的保障であるという考え方から、「宗教上の行為」と「宗教的活動」を別のものであるが、学界の多数説は、信仰の自由と政教分離とを密接不可分と考えるので、「宗教上の行為」と「宗教的活動」とは同じものと考えている。

- 靖国神社参拝問題を扱う場合、社会通念、常民の常識で解決すべき面があることは間違いないが、すぐれて憲法問題でもあることも間違いない、憲法的にどう考えるかについては、提示された論点の筋道で議論していくことだろうと思う。

- 地鎮祭判決のとらえ方は考えの分かれるところであり、社会通念、目的効果論、宗教上の行為と宗教的活動など、一義的にのみ理解すべきではなく、十分検討する必要がある。

- 明治時代に靖国神社に戦没者を合祀したということは、靖国神社を宗教と考えていなかったからであり、また、国家が戦没者を遇する道としてそれが当時の社会常識であったからであると思う。それが、戦後、戦没者に対する処遇をどうするかということから根本的に考えられずに終わってしまい、現在に尾を引いている。その辺りの基本的な考え方から議論する必要があるのではないか。

- 葬式とか殉職者の慰霊祭などが宗教的儀式で行われている場合に、公的地位を持つ人が出席する例があり、それは公的資格での出席であると思われるが、これかいいのかわいのか、その問題と靖国神社における戦没者慰霊とはどう違うのか、などの点をもっと議論すべきではないか。

- 何といっても靖国神社の問題であるということが、政治的、社会的に、また憲法解釈論としても他の場合とは違ってくるのだと思う。

(3) 次回以降の日時等

- 第7回 2月12日(火) 午後2時～4時
- 第8回 26日(火) ”
- 第9回 3月6日(水) ”
- 第10回 25日(月) ”
- 第11回 4月16日(火) ”
- 第12回 22日(月) ”
- 次回以降、論点を整理し、平行して自由討議を行う。



【771】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第7回（昭和60年2月12日）  
資料2 論点（仮案）

資料2

論 点（仮案）

1. 公的立場にある者の戦没者の慰霊・追悼について
  - (1) 公的立場にある者の戦没者の慰霊・追悼の必要性をどう考えるか。
  - (2) 現在、千鳥ヶ淵墓苑・追悼の日・全国戦没者追悼式等があるが、靖国神社についてはどのように考えるか。
2. 閣僚の靖国神社参拝は憲法上の宗教的活動か。
3. 津地鎮祭最高裁判決の位置づけ、参考となる点はどうか。
4. 閣僚の靖国神社公式参拝とは何か。私的参拝と区別することができるか。区別できるか。その基準は何か。
5. 閣僚の靖国神社参拝はいかにあるべきか。
6. 戦没者の慰霊・追悼に関して他に考慮すべき事柄について

【772】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第8回（昭和60年2月26日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第7回懇談会議事概要
2. 「公式参拝」と「正式参拝」について
3. 全国戦没者追悼式の木柱の文字を書き変えた経緯等について

【773】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第8回（昭和60年2月26日）

資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第7回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第7回） 議事概要

1. 日時 昭和60年2月12日（火） 午後2時～4時
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林（敬）座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、林（修）、横井 の各委員（欠席：中村委員）  
(内閣) 山崎官房副長官、藤森官房副長官 ほか
4. 議事

(1) 自由討議（主な意見の要旨）

- ① ○ 公式参拝に反対する側からの投書を見ると、公式参拝を認めると、神社参拝が強制され、戦争が賛美され、軍国主義の復活につながると思っているが、それは行き過ぎた考えではないか。  
また、他宗教が弾圧されて神道に優先的地位が与えられることになることも言うが、一般人は本当にそう見ているか疑問である。  
○ 現実にはできないが、靖国神社が宗教法人であることをやめたらどうか。また、例えば神職ではなく総理府の職員が祭祀を行うなど、ニュートラルな形をとってはどうか。
- 伊勢神宮、明治神宮などに総理・閣僚が参拝するのも靖国神社へ行くのと同様と考えられ、公的な資格で行けば問題である。ただし、靖国参拝に比べてそれほど議論されていないのは、やはり靖国神社の場合は特別な問題があるからであろう。  
○ 国会でも議論されているようだが、私の懇談会の性格について伺いたい。  
—（藤森副長官） いわゆる私的懇談会は、組織体ではなく、個々の出席者に意見を自由に述べてもらうものである。それゆえ、多数決などにより一つの結論を出してもらうことは必ずしも期待していない。もとより、コンセンサスが得られればそれに越したことはない。  
○ 懇談会を依頼した官房長官としては、できるだけコンセンサスが得られれば望ましいと考えているのではないか。
- ② ○ 靖国神社が自ら申請して宗教法人となり、神道による神社の形式を取る以上、特定の宗教を持つ神社でないとは言えず、また、日本古来の伝統的行事と慰霊を行うだけの場所であるとも言えない。それゆえ、閣僚が公的に参拝すれば違憲である。  
○ もしも、占領中の特殊な時代を生き延びるための処置として宗教法人となったのであれば、靖国神社の境内でいかなる宗教的行事も公平に行えるようにすべきである。  
○ 靖国神社参拝を公務に就く者の職務とすれば、信教の自由を侵すこととなる。しかし、公人といえども精神の内面まで公表することは強制されない。参拝するかしない

か、参拝するとした場合に公人として参拝するか私人として参拝するかは個人の判断によるべきものであり、また、それを表明するかどうかも同様である。人間の心理は公人と私人に完全には分けられないし、また、総理・閣僚の場合、時間的にも物理的にも公用と私用とを分けられない場合が多いからである。それゆえ、玉串料をどこから出すかということなども個人の判断によることであり、しかも、かかる些事によって靖国神社参拝を軍国主義復活などに結びつけるのは大袈裟である。  
国民は、総理・閣僚の対応をみて、自由に個人と党への判断を下げれば良い。

○ 靖国神社を国のために自らの命を投げ出した人々の慰霊の場とするなら、戦後の生活の中で人命救助、安全確保などのために死した人々や原爆犠牲者なども祀る必要がある。

○ 靖国神社問題をすつきりさせるためには、靖国神社及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑とは別に、過去とは無関係な記念廟を建設し、いかなる特定の宗教とも無関係に、国と社会と同胞のために様々な分野、形で命を捨てた人々を記録し、その人々に感謝する催しを行う場所とすべきであろう。

○ 記念廟ではなくて、超宗教・宗派的な霊の鎮魂の場所ができないであろうか。

○ 記念廟での祭祀に鎮魂の意味を加えるかどうかは、祭儀を行う者の判断によれば良い。

③ ○ 靖国神社参拝問題については、戦没者の慰霊が当然であるという国民感情とは別に、憲法の規範的な要求を見極める必要がある。

○ 国家と宗教との関係は、国家・時代によって違うが、イギリス・イタリア・アメリカが三大典型とされる。我が国の憲法は、このうちアメリカ型を採用し、国家と宗教を分離し、相互に干渉しないという立場をとっている。

しかし、アメリカでも連邦最高裁判所の判例などを見ると、完全分離ではなく、一定限度までは国家と宗教とのかかわり合いを認めており、その際の判断の原則が目的効果基準である。この基準は、財政援助などの福祉国家政策の場合だけでなく、国家が宗教団体に対して何か価値のある便益、又は力を与えるような措置を取る場合にも広く一般的に用いられている。

それは次の3つの要件からなっており、このうち一つでも違反すれば、そのかかわり合いは憲法上許されないことになる。

i 国の行為は世俗的な目的を持つものでなければならぬ。  
ii 国の行為の主要な効果が宗教を助長促進するものでも、抑圧するものでもあってはならない。

iii 国の行為は宗教との過度のかかわり合いを助長するものであってはならない。  
この基準の歴史的な背景として、考え方の変遷を追ってみると、1940年代は国と宗教との厳格な分離の考え方であったのが、1950年代に国が宗教に中立的であれば補助金交付などの援助を行っても合憲であるという考え方に変わり、さらに1960年代になり判例で目的効果基準が採用され、1970年代の初期に確立されたという経緯がある。

この基準の問題点は、それぞれの要件の中身を厳格に絞ってもあいまいな点が残るし、具体的な事件に適用する際に判断に困難な問題を生ずることである。ただし、現

在のアメリカの判例と学説は、要件をかなり厳格に絞っている。

- 津地鎮祭最高裁判決には、この目的効果基準の「過度のかわり合い」という要件は問題にされていないが、国と宗教とのかわり合いが相当とされる限度を超えるも許されない旨述べている点に、その趣旨を読み取ることができる。目的効果基準は我が国においても参考に値する。

しかし、この目的効果基準によっても、過度のかわり合いの要件との関係で、閣僚の靖国神社公式参拝には疑義がある。過度のかわり合いとは、行為の性質と程度の問題であるから、何がこれに当たるか一概には言えないが、考慮すべき論点として、そのかわり合いが象徴的な意味を持つかどうか、政治的分裂を引き起こすかどうかということが大きな意味を持つ。そこで、靖国神社について考え、靖国神社はかつて国家神道の一つの象徴的存在であり、現在でも神道の象徴的存在であるので、そこに閣僚が公的に参拝することは象徴的な意味を持つかわり合いを生ぜしめることになるし、また、現在の日本の状況では政治的な分裂を引き起こす蓋然性も明白でかつ大きい。それゆえ、地鎮祭が台憲であっても、靖国神社公式参拝が同じ論理で台憲となるわけではないと考える。

- ④ 各団体からの意見聴取のうち、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会の意見は、常民の常識を擱む上からは疑問であろう。軍国主義の復活につながるという議論は靖国神社へ行つたことのない人の空論であり、若い人々を含めて靖国神社へ参拝した人はむしろ逆に戦争反対論者になると思う。これは、靖国神社の意義という面で重要な点である。

○ 国家神道の復活につながるが、神職の中には国家護持、国家神道を考えている者はおらず、現に靖国神社法案には靖国神社自身が反対している。このような短絡的な意見に対しては、遺族会なり関係者なりが誤解を解くよう努力すべきである。

○ 戦犯については、東京裁判で決まり、平和条約第11条で守ることになっていると言われるが、事後法で裁かれたものであるのでおかしい。A級戦犯の合祀も、既に昭和45年に決定されて実施の時期が官司に一任されていたのを昭和53年に行つただけである。そのことを批判するのであれば、昭和27年以降、援護措置の面では恩給法の改正などにより一般と同様の処遇となっているので、この段階にこそ問題があつたことになるが、逆にこれは、A級戦犯合祀の法的根拠になりうる。

- ⑤ 記念廟による方式はよいが、それでは現在の靖国神社参拝問題の解決にはならない。
- 靖国神社が宗教であるかどうかについては、現在の宗教法人法は申請主義をとっており、靖国神社が自分を宗教と言っている以上、それだけでは判断が難しいとしても、一応宗教と言わざるをえないのではないか。また、靖国神社と軍国主義との関係については、戦前には参拝拒否に対する迫害の例があつたが、仮に靖国神社に公式参拝が行われても国民が不利益を受けてはならない。

それゆえ、公式参拝のためには、靖国神社が少なくとも形式的には神道の形式による祭りの形をできる限り直す必要がある。また、公式参拝が行われたとしても一般の国民の参拝が強制されないようにしなければならない。そうしなければ違憲である。

- ⑥ 宗教施設であってもなくても良いが、例えば遺族会主催で、神式・仏式・キリスト教式等で慰霊祭が行われた場合、そこに閣僚が公的資格で出席することは違憲か。

- 主催者が遺族会であれば違憲とは思わない。
- 靖国神社で、神式ではなく、各自自由な方式で参りする場合はどうか。
- 本件は、総理が靖国神社に公的資格で参拝することはどうかという問題であるから、そこまで考える必要はないのではないか。

- 社殿に礼拝するのでなく英霊に礼拝するのであれば、形式は本来自由であるはずである。それを公的な立場にある人がやるかどうか。
- 例大祭などの場合には、神社の定めた方式で参拝するのではないか。
- 「正式参拝」と「公式参拝」とはどことが違うのか調べて欲しい。
- 今まででは、外形的には公的参拝に見えても、私人であるということであつて免れてきたように思うが、それは許されないのか。

- 政府の考え方はそういうことで現在まで来ているのではないか。
- 全国戦没者追悼式の標柱の言葉が変わつた経緯及び理由を調べて欲しい。

- (2) 論点の整理及び今後の進め方について

- ① 資料2（「論点（仮案）」について江川内閣審議官から説明。

- ② 主な意見

- 論点をもつと縛るにはあと1〜2回ぐらい自由討議の時間が必要である。このペーパーは今日の段階ではもうおこくこととして、意見は後日述べることにしたい。

- 国家が靖国神社を非宗教法人化すればすべて問題は解決するといった議論は避けたい。

- 靖国神社への参拝問題の議論には、どうしても軍国主義との関係が影響してくる。そこで、消防殉職者や警察殉職者の慰霊・追悼という問題で国家と宗教との関係を考えれば、軍国主義の影響がなくなり、憲法論を純粋化して考えることができるのではないか。

- それは憲法論として当然議論すべきである。また、それにより憲法第20条・89条の趣旨がはつきりするであろう。

- 祀られるべき霊の範囲が重要である。

- (3) 次回（第8回）日時等

- 2月26日（火）午後2時〜4時 内閣総理大臣官邸大食堂
- 次回も自由討議を中心とする。

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第8回） 議事概要

配布資料

○ 第8回懇談会議事概要

1. 日時 昭和60年2月26日（火） 午後2時～4時
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 林（敬）座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、田上、知野、中村、林（修）、横井 の各委員（欠席：曾野委員）  
（内閣） 山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議事

(1) 資料説明

- ① 資料2（「公式参拝」と「正式参拝」について）について吉居内閣審議室長から、資料3（政府主催の全国戦没者追悼式において式壇の中央に建てられる木柱の文字を「全国戦没者追悼之標」から「全国戦没者之霊」に書き変えた経緯等について）について熊代厚生省援護局庶務課長から、それぞれ説明。

② 資料に関する質疑等

○ 「霊」という字を使えば、本質的な意味での宗教的色彩があることになる。厚生省の説明は、特定の宗教の儀礼の色彩を持たないという意味であろう。

(2) 自由討議（主な意見の要旨）

- ① ○ 「中立」と「無色中立」とは同じではない。例えば、アメリカの大統領の就任式や裁判での証人の宣誓の形式は、「中立」ではあっても「無色」ではない。また、占領下で公葬を行うことができたのも、この両者を区別する考え方が占領軍当局にあったためである。

ところで、目的効果論は、政教分離の原則は「中立」を要求しているに過ぎず、また、極端な感受性の持主や非寛容的な者までも満足させる必要はないということを前提としている。つまり、中立＝宗教色を持ちうるとして、その場合の目的効果を判断しようとするものである。

その結果として、具体的には「中立」の判断が難しい場合が生ずる。

- しかし、従来、政治と宗教との間に強い結合関係のあった国では、両者の「分離」が強調されて「無色」の要求と考えられがちである。例えば、フランスでは、“Laïcité”の原則と言われ、1905年に政教分離法が制定されている。（ただし、判例を見ると、中立の要求はしても決して無色までは要求していない）

津地鎮祭最高裁判決の中にも、「無色中立」の要求が現れている。「国家と宗教の徹底的な分離」とする少数意見はまさにそうであるし、また、多数意見も、政教分離規定について「国家が政治的に中立であることを要求するものではない」と述べており、ここに「無色中立」のニュアンスがある。（なお、この判決が靖国神社国家護持

への道を開いたものであるとする新聞の批評は、「無色」の要求の面のみを考え、「中立」の要求の面を見落とし、最高裁が宗教色があっても良いと認めたと誤解したものであると思う。)。

- 次に最高裁判決の論理は次のとおりである。

まず、政教分離規定について、「国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするもの」であり、「国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが右の諸条件(社会的・文化的諸条件)に照らし相当とされる限度を超えるものであると認められる場合にこれを許さないとするものである」と解し、憲法20条3項が禁止する「宗教的活動」については、「当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう」とする。

なお、憲法20条2項については、「狭義の信教の自由を直接保障する規定」であり、3項とは「目的、趣旨、保障の対象、範囲を異にする」とする。

そこで、具体的事案についての判断であるが、①「一般人の意識においては、起工式にさしたる宗教的意義を認めず、建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価しているものと考えられる」、②「わが国においては、・・・宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の宗教的関心は必ずしも高いものとはいわがたい」という二つの事実認定をした上で、神社神道形式は「参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすものになると認められない」と結論している。

- このような最高裁判決は大筋において承認しうるものである。大胆な事実認定をしているように見えるが、裁判とは具体的な事件について判断を下すものであり、裁判官があるべき姿を想定して判断するものではないという意味において是認しうるものである。ただし、20条3項の宗教的活動に関する解釈については、それが宗教的「中立」を前提としての規定であることへの配慮が欠けており、絞り過ぎていいいかという印象を持っている。

なお、最高裁判決はその論理の中間において目的効果論を用いているが、そこから先に憲法20条2項と3項の解釈についてもう一つ別の論理を導入しており、アメリカの目的効果論とは少し異なる。

- ただし、この考え方を具体的に閣僚の靖国神社公式参拜問題に当てはめて考えてみると、やはり問題がある。

第1は、閣僚の靖国神社公式参拜が一般人の意識においてどう受け止められるかという点であり、地鎮祭の起工式のように「さしたる宗教的意義を認めず」と言えるかどうか疑問である。

第2は、司法的事実判断と行政的決定との関係であり、前者は裁判官があるべき姿を想定して判断してはいけませんが、後者においては別の判断をしようのものであり、司法的事実判断にそのままのつて良いか疑問である。

第3は、「公的」といわれるものにも様々な程度があるということであり、本質的に私的自由をもつ靖国神社に対して国家制度としての参拜がおりうるかどうかは疑問であるが、公式参拜の程度、態様によって一般人の意識や社会的効果も異なってくるものと思う。

- 教育基本法9条の宗教教育に関する規定は、信教の自由、政教分離に反するものではないと思うが、あらゆる宗教を国家から切り離す立場ではないという点において、同様な問題があると思う。

- 「中立」と「無色中立」が異なるというのはそのとおりであるが、アメリカの判例も「中立」なら何でも良いという考え方はなくなっている。すなわち、1965年ごろからの判例は、受益者層がどのくらいかということや、過度のかわり合いをもつかどうかということをも判断要素とするようになっていく。

- 津地鎮祭最高裁判決は、目的一効果についてのみ言及し、かわり合いということには触れていないが、相当の限度を超えてはいけな言っているところから考えて、過度のかわり合いという要素も意識しているものと思われる。

- 「中立性」については少数意見も考慮しており、完全な「無色」を主張しているのではなく、多数意見と少数意見との違いは、かなり差はあるが、本質的な違いではなく、程度の違いであると思う。

- 靖国神社公式参拜は、すべからず政治的な問題であり、この懇談会が成立するに至った事情その他を考えても、求められているのは、法制局の見解を細かく詰めていくことのみであるまい。

- 第1にみるべきは、この問題と類似の憲法問題を含む案件について政府が常に同じ態度をとってきたとは限らないことである。第1の例は自衛隊(←憲法9条)であり、憲法上の議論はあっても、現在自衛隊の存在は法制化されている。第2の例は、仮定の問題であるが、新天皇の踐祚の儀(←憲法1条、2条)であり、法律上の解釈にかかわらず、伝統に従った儀式が行われるであろうと考える。このように、憲法論は種々あるとしても、政府がある決定をなし、それが必要だから実行すると判断することはありうるところである。

なお、公葬等については昭和26年に解釈が変更されているが、昭和25年のGHQ指令による自衛隊の創設とパラレルに考えられるべきものである。

- 第2は、およそ憲法典が国家の習俗・伝統に対して拘束的に機能することがあるとすれば、政府はこれに対していかなる判断をなすべきかということである。

具体的には、本件について法律論にとどまらず、死者については政府は関知しないという態度のままで良いのかということである。そもそも、国家・文化は、生者と死者が相つどって作るものであり、生者のみを対象とするのは貧しい政治である。憲法典が国を律する習俗に対して拘束的であるとすれば、どうして政府は常民の常識を満足させることができるであろうか。また、日本人は宗教的に寛容であるが、そこに西洋的な擬制を持ち込んで日本に存在するものと仮定するのは大きな誤りである。ブライエトリーナリテをアブゾリエトマジオリテと同一視すべきではない。

- 第3には、諸外国においては公的の追悼行事が行われているのに、何故我が国のみ

が行っていないかということである。

死者を公的に弔ってもらうことは基本的人権の中に含まれるはずである。その理由が、日本人が自己処罰をしようとしているためであるとすれば、それは納得できない。結論として、公的参拝は当然認められるべきである。それについて議論があるのは結構であるが、それと政治的判断は別である。危ない橋を渡らずに済ませたいと政府が考えているのであれば、改めてもらいたい。

○ 8月15日の追悼式は、中途半端な形で行われており、妥協の上での慰霊であり、それはそれで結構であるが、靖国神社という存在がある以上、過去との継続性なども考慮する必要があるのではないかと。

○ 憲法1条、2条に関しては、公と私とが微妙に入り組んでおり、別の問題であろう。また、外国で公的と言われる中にも色々な段階がある。

○ 政治問題と憲法論とを截然と区別できるかは疑問である。最高裁においても、政治問題であってもその中に憲法問題があれば議論してきている。本件が政治的決断のみ問題であり、憲法論は無用であるというのか。

③ ○ 鎮魂の儀式は古くからの日本の宗教的儀式である。鎮魂するべき霊は祖霊と怨霊に大別されるが、この両者は、祖霊も祭らなければ怨霊となり、怨霊も祭れば守護霊となるという関係にある。伊勢神宮は祖霊の系統であり、出雲大社は怨霊の系統である。終戦前の神道の性格は、平田神道の影響により排仏的の神道であり、また、怨霊神を祭る部分を喪失していた。明治神宮、靖国神社ともに伊勢の系列であった。

○ 戦後になると、国家が本来自ら行うべき鎮魂事業を放棄し、その結果として一宗教法人たる靖国神社が国家に代わって鎮魂事業を行うという矛盾が生じた。そのような状況下の公式参拝の意味を考えると、今になって一日ではあるが国家が鎮魂を行うということであろうが、私的な性格と公的な性格が曖昧になっている。

○ 次にこの問題についての対策を考えると、第1に戦前の靖国参拝に復帰することが考えられるが、明治以降の神道は、仏教の排斥や出雲的要素の欠如など神道の性格が国家主義によってゆがめられており、賛成できない。また、第2に靖国神社の性格を変更することも考えられるが、これも国家が関与することになりよくない。あるいは一日だけすべての宗教へ自由にするという方向もあるが、難しい問題がある。

そこで、新しい鎮魂の場を建設することが考えられる。これについては、①記念碑と鎮魂事業との二重性をどうするか、②多神論と一神教（キリスト教など）とをどう扱うか、③祭られるものの範囲をどうするか、④出雲的鎮魂の場所をどうするか、などの問題があるが、やはりどうしても鎮魂の場が必要であると考ええる。

④ ○ 閣僚の公式参拝の問題は、従来憲法20条3項の宗教的活動との関係で考えられていたが、もしもこれが宗教的活動に該当しないとすれば、公的-私的といったことは大した問題ではなくなる。

今までは私的であれば良いとされ、それは個人の信教の自由であると説明されていたが、これは非常識的な説明であると思う。

天皇陛下の靖国神社参拝については、昭和54年5月22日の参議院内閣委員会で山本宮内庁次長が、陛下の自然な気持ちによるものであるという率直な答弁をしている。

それを宗教的活動であり、私的参拝であるというのにはどうにも理解しがたい。

國務大臣の靖国神社参拝もこれと同様に考えられ、明瞭に違憲とも断定できないのであれば、常識的な判断が考えられないであろうか。

○ ところで、衆議院正副議長の伊勢参拝はほとんど慣例となっている。これについては、昭和53年4月25日の参議院内閣委員会で真田法制局長官が私的行為である旨答弁しているが、昭和40年代までは国会において公的-私的といった議論はなく、したがってこれが宗教的活動であるという認識もなかったと思う。事実、昭和44年までは伊勢参拝は公務出張とされていたのである。

靖国神社参拝については戦没者を慰霊するという色彩があるが伊勢参拝にはない。靖国神社参拝を問題とするのであれば、伊勢参拝はより以上に問題とされてしかるべきであったのではないかと。

靖国神社参拝問題が議論となったのは昭和50年以降であり、それ以前には資格についての議論はなく、新聞も問題としていない。それがまさに常民の常識であったからではないか。

○ 総理大臣の伊勢参拝は吉田総理からである。次の鳩山総理の頃から新聞が資格を問題としたので、私的と答えている。極論すれば、資格の問題はまさにマスコミが作り出した問題である。

⑤ ○ 公式参拝が軍国主義の復活につながるものでないことを懇談会の一一致した意見としていた。

○ 靖国神社が宗教法人となっており、神道の儀式を行っているところから、形式的に違憲の議論を立てることは可能であるが、大多数の自然感情はそうではないと思う。良い意味でのアンケータを取れば良いと思うが、難しく、危険であろう。

○ 靖国神社と軍国主義が無関係であるとは言えない。

○ 本懇談会には、本来、官房長官に出席していただきたいが、それがかなわない場合には政務副長官に必ず出席してもらいたい。

— (藤森副長官) 官房長官、政務副長官とも極力出席するよう努力しており、御理解願いたい。なお、懇談会の状況は必ず報告している。

(3) 次回 (第9回) 日時等

○ 3月6日 (水) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂

○ 自由討議と平行して論点の整理も行いたい。

【776】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第10回（昭和60年3月25日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第9回懇談会議事概要
2. 論点（第2次仮案）

【777】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第10回（昭和60年3月25日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第9回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第9回） 議事概要

1. 日 時 昭和60年3月6日（水） 午後2時～4時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林（敬）座長、芦部、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林（修）、横井 の各委員（欠席：梅原委員）  
(内閣) 山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議 事

(1) 自由討議〈論点の整理に関する議論も含む〉（主な意見の要旨）

①○ 伊勢神宮や明治神宮への参拝と靖国神社への参拝とは風圧が違うが、その原因は、靖国神社と他の神社とは性格が違うからである。その意味で、靖国神社がA級戦犯を合祀したことは、そのことによつて靖国神社の性格が変わつたとは言わないが、軍及び戦争との結びつき強い神社であるというその性格が一層はつきりした。津地鎮祭最高裁判決は、靖国神社を当面の対象とした事件ではないので、靖国神社には言及していないが、神社神道が国家権力と結びつき、国民にその信仰を求め、他宗を迫害したという点では全員の意見が一致している。靖国神社は、そのような神社神道の中でも、その沿革、祭神などから見て、軍・戦争との結合が極めて強く、とりわけ第二次世界大戦に際しては戦意高揚のために利用された。

○ 第二次世界大戦で日本は敗れ多くの人命を失つており、多くの人はそういう戦争をすべきではなかったと考えている。A級戦犯は、まさにそういう戦争に日本国民を導いて行った人々であり、戦争の犠牲者であるという要素はほとんどない。ゆえに、それらの人々に対しては日本国民自身がその責任を追求すべきであった。

なお、東京裁判については日本国民自身が見方はいろいろあるが、たとえ押しつけられた条約であつてもこれを守つていかなければならないと考える。また、A級戦犯とされた人々のうちには本当は該当しない人がいたかも知れないし、A級戦犯とされた人の中に該当者がいたかも知れないが、そういう仮定を前提として議論をすることは避けたい。ゆえに、現にA級戦犯とされた人々は、程度の差はあるとしても、戦争責任者と考えざるを得ない。

○ 「スコミが閣僚の靖国神社参拝に関心を示すのも、戦争責任者までを祭神に加えた靖国神社の姿勢に戦前の靖国神社を思い浮かべ、そこに不安を感じ取っているからだと思う。

○ このような性格の靖国神社に、閣僚が閣僚として、神社側の定めた方式により、あらたまった形で、打ち揃つて参拝することは、憲法20条に、さらには憲法前文の精神に反する。信教の自由、思想の自由ひいては精神の自由については敏感でありたい。

- 靖国神社が誰を祀ろうとそれは靖国神社の自由であるが、逆に祀られない自由もある。
- A級戦犯は、連合国が訴追したものであり、日本人がしたのではない。裁判の合法性にも疑問がある。とりまじめA級戦犯というのは不正確であり、抵抗がある。
- 戦争責任と敗戦責任とは別である。後者は国民に対する責任であるが、前者についてはいかなる内容を持つのか固まっていない。
- 東京裁判の結果に対して日本人がどう反応するかについては、アメリカ側は非常な危機感を抱き、日本人に戦争はすべて日本人の責任であるという罪悪感を植えつけるため、マスコミを通じて操作を行った。昭和50年以降マスコミが靖国神社参拝を問題にするようになったというのは、まさにこのようなアメリカの考え方を植えつけられた記者が中堅となったからである。
- ただし、最近ではマスコミの一部にも異なる論調が現れ始めている。
- 太平洋戦争については軽々に言えない面があり、少なくとも戦没者の慰霊というような高次元の問題については、戦争の評価と個人個人の評価とを混同するべきではない。
- 戦犯については、必ずしも連合国の主張のとおりには世界中で理解されているわけではない。
- 国際法の学者でも、横田博士は東京裁判の合法論を主張しており、学界でも問題とされなかつたわけではない。また、伊勢神宮への衆議院議長参拝についても、宮沢博士は早い時期から問題としていた。
- 宗教的な問題については、潔癖であればよいのか。伊勢神宮への参拝については問題としていないで、靖国神社のみを批判するのは整合性が無いと思う。
- ② 議論を進める上で、「宗教」の語義が明確でないため、一語多義の誤謬に陥る恐れがある。
  - ヨーロッパの文化圏では、ラテン語のレリギオに由来する。ギリシアでは、ダイケーン又はエウセベニアと言う。南アジア文化圏では、サンズクリット語でダルマと言い、アラビアではダイーン、またインドネシアではアームガムと言う。東アジアにはレリジヨンに当たる言葉がなく、仏教から「宗教」という言葉を用いた。
  - これらの言葉の意味は、必ずしも同じではない。そのため、諸文化圏を通じた議論をするためには、共通の本質的なものを想定する必要がある、それは時代・民族の差を超えるものであるが、同時に個々の文化圏や伝統に即して、現象面では違いを生じる。
  - このように本質的なものと現象的なものと両面を持つということを確認すれば、諸宗教の協力、エキクメニズムという考えが出てくる。この考えは、現代では、キリスト教、仏教、ヒンズー教、イスラム教などの立場を越えて主張されているが、単なる複数信仰ということではなく、宗教を成層的に理解する必要がある。
  - とところで、津地鎮祭最高裁判決の中では、我が国の宗教事情について、「「雑居性」という言葉を用いているが、この言葉には知識人の自嘲が現れている。しかし、宗教の成層的構造的な理解の立場からは、このような日本人の考え方はむしろ逆に積極的な存在理由があるということになる。
- 日本の伝統的精神は、怨親平等であり、また、他宗教にも寛容であり、平和愛好的であった。この観点からすると、靖国神社は明らかに異質であった。ただし、戦前においても日本の伝統的精神が全く失われたわけではなく、例えば2.26事件慰霊碑などは、事件で命を落とした人の全てを祀っている。
- 靖国神社に対する希望としては、第1は、どの宗教の人でも参拝できるような形にできないかということ、第2は、反対論には軍国主義の恐れが強主張されているので、平和祈願、敵味方の冥福を祈る場所にできないかということである。
- 現在の靖国神社では、他宗教の祭儀は執行できず、神道の場所であると言わざるを得ない。
- ③ 靖国神社参拝が軍国主義の復活につながるという議論はやめたい。総理が靖国神社で平和祈願を行うことはつきりさせて参拝すれば良いのではないか。
  - 何をどう祈願するかは個人の内面の問題であり、平和ももちろん祈願するであろうが、何を祈願しても良いわけである。平和と戦争にすべてを二分して考えるのはポリティカル・プロパガンダであり、もっと高い次元からの議論が必要である。
  - 軍国主義の復活につながるという議論は、宗教団体が強く主張しているが、過去において靖国神社が戦争と結びついていたという事実は否定できない。靖国神社は、他に危険の念を与えないようになってもらいたい。
  - 靖国神社＝軍国主義、公式参拝＝国家神道復活、とする議論がなされているが、どううか。もっと客観的な議論・分析が必要である。
  - 靖国神社は神道の一神社であり、戦争と関係する例外的な神社とも考えられる。その靖国神社と軍国主義との関係ということは、憲法20条の一般的な国家と宗教との関係の問題ではなく、むしろ政治論であり、憲法9条あるいは憲法前文の精神との関係で批判される可能性のある問題である。
  - ④ 靖国神社問題は、まず、なぜ今頃又は未だに問題になるのか、放っておけるのかおけないのかということを考えなくてはならない。
  - 戦前においては、戦没者を靖国神社に合祀することは、国家が戦没者を遇する道として当然のことであると自然に考えられていたと思う。靖国神社が軍国主義と結びついていたことは事実であるが、それは昭和10年以降の一時期である。
  - とところが、戦後は、神道指令により神社神道も一つの宗教となった。昭和22年の憲法施行の段階で、新しい施設を作るとか靖国神社を憲法と抵触しないように改組して維持していくなどの方法もあったと思うが、結局国家は何もせず、靖国神社は一宗教法人となった。
  - そのような現状において、公式参拝とは、靖国神社に祀られている霊に対して国家が敬意を表するということであり、それは、国家が戦没者に対しいかなる行事をなし、いかなる施設を作るべきかという問題の中で考えるべきである。
  - 靖国神社というものが厳然と存在し、何か別の施設を作ることや靖国神社の性格を変えることが難しいとすれば、その事実を踏まえて、現憲法の下で、靖国神社に対して何らかの方法がないのか、そこを考えるとすべきである。別の廟を作ること、それ自体は簡単だが、靖国神社はどうかという問題は残る。



- ⑤ 論点(仮案)は、法律的な面から問題を押さえているが、政治的な面も考えたい。
- 仮案では、最初に慰霊・追悼の必要性とあるが、必要性を認めない人から見れば結論が最初に出ていることになり、政治的対決の中にまきこまれてしまうことになりかねないので、最後に議論すべきであろう。
  - 宗教とは何か、最初に議論すべきである。
  - 宗教の現象形態は、時代、民族、地域によって違うが、人間が知覚できない何かがあり、それに我々は拠るべきであるという自覚が宗教の本質であろう。
  - 宗教論を始めると、戦没者追悼式や原爆慰霊祭も議論しなければならなくなる。それらについてほとんど議論がないことは、一般的に憲法20条には違反しないと認められているからであろう。慰霊・追悼が宗教かどうかということは議論しなくてよいと思う。
  - 国家があらゆる宗教色をなくす必要はないと思う。どの程度のかかわり合いならよいのかという議論をすべきである。
- (2) 次回(第10回)日時等
- 3月25日(月)午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂
  - 自由討議と平行して論点の整理を行う。

【778】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第10回(昭和60年3月25日)  
資料2 論点(第2次仮案)

資料2

論点(第2次仮案)

1. 公的立場にある者による戦没者の慰霊・追悼について
  - (1) 公的立場にある者による戦没者の慰霊・追悼の在り方をどう考えるか。
    - ・ 我が国の基本的な考え方
    - ・ 諸外国の例
    - ・ 国民意識、各界・各政党の意見
  - (2) 現在、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が設立され、また、戦没者を追悼し平和を祈念する日(毎年8月15日)には全国戦没者追悼式が実施されているが、これらについてはどのように考えるか。
    - ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の趣旨、性格
    - ・ 戦没者を追悼し平和を祈念する日の趣旨、性格
    - ・ 全国戦没者追悼式の趣旨、性格
2. 閣僚の靖国神社公式参拝について
  - (1) 靖国神社の特殊性をどのように考えるか。
    - ・ 設立の由来、儀式行事、合祀対象等
    - ・ 戦前・戦後に果たした役割
  - (2) 公式参拝実施の基本的考え方はどうか。
    - ① 閣僚の靖国神社公式参拝を実施することの意義
    - ② 憲法適合性判断との関係(政治的判断論)
    - ③ 国家神道復活との関係
    - ④ 戦犯合祀問題、軍国主義との関係
  - (3) 閣僚の靖国神社参拝は憲法20条3項にいう宗教的活動か。
    - ① 神道・神社は宗教か。靖国神社は憲法上の宗教組織・団体か。
      - 宗教学・社会学上の宗教
      - 宗教学法である靖国神社と憲法上の宗教組織・団体
    - ② 憲法20条をどう理解するか。その際、津地鎮祭最高裁判決の位置づけ、参考となる点はあるか。
      - 憲法20条といわゆる神道指令との関係
      - 憲法20条2項と3項との関係
      - 憲法20条3項の「宗教的活動」の解釈
        - ・ 政教分離規定の理解に関する参考事例
    - ③ 閣僚の靖国神社公式参拝とは何か。私的参拝と区別することができるか。区別できる

とすればその基準は何か。

- 閣議決定の有無、玉串料の負担
- ④ 参拝の目的(慰霊・追悼そのものは憲法上の宗教上の行為、宗教的活動か)、方式、他の宗教宗派に及ぼす影響、地鎮祭と靖国神社参拝の性格上の差異はどうか。

⑤ 結論

(4) 閣僚の靖国神社参拝はいかにあるべきか。

① 公式参拝が合憲の場合

- 現在の私的参拝の形式を改めるか。改めるとすればどのような形にするか。
- 玉串料はどうするか。
- 制度化はどうするか。
- ② 公式参拝が違憲の場合、合憲・違憲の判定不能・困難の場合
  - 現在の私的参拝の形式で良いか。
  - ・ 国民意識、各界・各政党の意見

3. 戦没者の慰霊・追悼に関して他に考慮すべき事柄について

- (1) 靖国神社の宗教性排除について
- (2) 戦没者を慰霊・追悼する新たな施設を設置することについて
- (3) その他

(注) ○ 具体的な論点  
・ 参考

【779】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第11回(昭和60年4月16日)  
配布資料

配 布 資 料

1. 第10回懇談会議事概要
2. 論点(第3次仮案)
3. 論点に対する各種意見の概要(メモ)

【780】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第11回（昭和60年4月16日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第10回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第10回） 議事概要

1. 日時 昭和60年3月25日（月） 午後2時～4時  
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂  
3. 出席者 林（敬） 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、田上、知野、中村、林（修）、横井 の各委員（欠席：曾野委員）  
（官邸） 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官 ほか

4. 議事

(1) 資料説明

資料2（論点（第2次修正案））について江川内閣審議官から説明

(2) 自由討議（主な意見の要旨）

① 「論点」1-(2)の千鳥ヶ淵戦没者墓苑などは政府が現に行っている施策であり、今さらこの懇談会で議論する必要はない。3-(2)も、新たな施設を作るとするのは実際問題として机上の空論であり、また、仮にそのようなものを作ったとしても、現在反対している人はやはりそこへは行かないであろうから議論する必要はない。

- 1-(2)は参考事項として扱えば良い。
- 懇談会に与えられた問題は、今の憲法下で閣僚が公的に靖国神社に参拝することの適否である。しかし、千鳥ヶ淵戦没者墓苑や全国戦没者追悼式があるから靖国神社に参拝しなくとも良いという論に対して、それだけで十分かどうかをもう一度考えてみることは必要であり、1-(2)はそのような議論をする場であろう。

○ 国が慰霊・追悼を行うこと自体を遺憾とする者はごく少数であろうが、現在の靖国神社でそれを行うことがどうかという問題は問題であり、その意味での論理的出発点として、すなわち2以下の問題を論ずる際に念頭に置いておくという意味で1が挙げられているのであれば是認しうる。

ただし、報告書を書く段階では、靖国神社公式参拝が違憲又は違憲合憲いずれとも決定できない場合に、千鳥ヶ淵戦没者墓苑やその他の施設で国が無宗教又は汎宗教的な形で行事を行えば良いということになるので、最後に置くべき事項であると考える。

- 1-(1)は、公的立場にある者が戦没者の慰霊・追悼を行うことが、今の憲法の上から、また、国民意識の上からどうかということを、一般的抽象的に議論するための項目であろう。つまり、それは2以下の項目の前提であり、その行為が一切いけなはずれば2以下を議論する必要がなくなるというだけのことであろう。

○ 戦没者の慰霊・追悼を国家が行うことは各国共通に行われているところであり、我が国固有の問題である靖国神社問題に入る前に1の項目を置くことは是認しうる。ただし、諸外国の行事は一宗一派に偏しておらず、その意味で神道色を強く打ち出

すことは適当でない。それゆえ、2以下の問題のとらえ方としては、靖国神社が宗教かどうかという大きな問題ではなく、戦没者の慰霊・追悼ほどの程度宗教とかわりを持つかという観点から考えるべきである。

○ 1の問題は議論となるところであり、抽象的に扱うより、具体的な問題と関連させて議論する方がやりやすい。

○ 1で「公的立場にある者」とは国・政府のことか。  
—（藤森副長官）国を代表する者という意味である。

○ これは国の機関という意味であろう。なお、地方公共団体と靖国神社との関係が問題となっていないわけではないが、そこまでの懇談会で議論する必要はないと思う。  
○ 戦争を起したのが国家である以上、国家が慰霊・追悼するのは当然であり、また、その意味では、靖国神社は戦争の犠牲者を祀っているのだから国家に関する仕事をしていることになる。それゆえ、1は国に限定して考えれば良い。

○ 総理大臣の職務権限を広く考えれば、日本の重要なイベントに公式に参加することは職務として当然であるということになる。それゆえ、靖国神社へ参拝することが全国的なイベントかどうかもある必要があろう。

② 国民の意識調査によれば、国民の68%が宗教心なしと答えており、残りの32%も宗教を持っているかというところ、信仰は大切であるという意識に過ぎないという。「我が国の宗教信者数」（第6回配布資料3）によれば、信者の合計が総人口の倍近くに達しているが、この意識調査の方が実態ではないのか。

○ 宗教を信じているかという問の場合、その「宗教」は教義を有し、教団の存在するような伝統的な宗教という意味である。しかし、それを超えた「宗教」（＝冠詞なしの「RELIGION」）、すなわち宗教の本質的なものがあり、それは日本人の大部分が持っている。また、そのような本質的・基本的なものを宗教と考えれば、日本人が神社仏閣の両方に参拝し、そこに矛盾を感じないことも奇異ではない。日本の知識人はこれをおかしいとするが、エキシメニズムの立場に立てば宗教の重層的な構造を認めうる。

○ 意識調査などの場合に宗教・宗旨は何かと問われれば何かを書くとしても、その教義などを知っているわけではない。他面、宗教を信じているかと問われれば無宗教と答えるが、このようなことは日本人においては矛盾しているわけではない。そう考えると、日本人が正月や春秋に参拝や墓参などをするのは、習俗的行為と宗教的行為の両面の性質を有するのではないか。

○ たとえそうであっても、閣僚の靖国神社参拝がどうかはまた別問題である。

○ 聖と俗、宗教と非宗教を分けるのは西洋の概念であるが、東南アジアではそのような区別がなく、したがって個人ごとに異なる宗教があってもいいことになる。

③ 全国戦没者追悼式はいつから行われているか。

—（江川内閣審議官）第1回は昭和27年に新宿御苑で、第2回は昭和34年に千鳥ヶ淵戦没者墓苑の竣工とともに行われ、昭和58年からは毎年行われている。場所は、38年が日比谷公会堂、39年が靖国神社境内地、40年以降が日本武道館である。

【781】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第11回（昭和60年4月16日）

資料2 論点（第3次仮案）

資料2

論点（第3次仮案）

- 追悼式は「中立」ではあっても、「無宗教」ではないと思う。献花なども見方によっては宗教行事であろう。
  - ④ ○ 議論の順番と報告書の順番とは異なる。議論はやはりロジカルに考えて行くのが適当ではないか。
  - 報告書のスケルトンを作るのはまだ早い。また、柱立ての議論に余り時間を費やしても仕方ないので、一応この第2次仮案は大筋においてこの通りとして、個別の事項毎に濃淡をつけて議論すれば良いと思う。
- | (3) 次回（第11回）以降の日時等 | 午後2時～4時  | 内閣総理大臣官邸大客間 |
|--------------------|----------|-------------|
| 第11回               | 4月16日（火） | 大食堂         |
| 第12回               | 22日（月）   | 大客間         |
| 第13回               | 5月21日（火） | 大食堂         |
| 第14回               | 29日（水）   | 大食堂         |
| 第15回               | 6月17日（月） | 大食堂         |
| 第16回               | 25日（火）   | 大食堂         |
| 第17回               | 7月10日（水） | 大食堂         |
| 第18回               | 18日（木）   | 大食堂         |
| 第19回               | 31日（水）   | 大食堂         |

1. 公的立場にある者による戦没者の慰霊・追悼の在り方をどう考えるか。
  - ・ 我が国の基本的な考え方  
千鳥ヶ淵戦没者墓苑、戦没者を追悼し平和を祈念する日（毎年8月15日）及び全国戦没者追悼式の趣旨、性格
  - ・ 諸外国の例
  - ・ 国民意識、各界・各政党の意見
2. 閣僚の靖国神社公式参拝について
  - (1) 靖国神社の特殊性をどのように考えるか。
    - ・ 設立の由来、儀式行事、合祀対象等
    - ・ 戦前・戦後に果たした役割
  - (2) 公式参拝実施の基本的考え方はどうか。
    - ① 閣僚の靖国神社公式参拝を実施することの意義
    - ② 憲法適合性判断との関係（政治的判断論）
    - ③ 国家神道復活との関係
    - ④ 戦犯合祀問題、軍国主義との関係
  - (3) 閣僚の靖国神社参拝は憲法20条3項にいう宗教的活動か。
    - ① 神道・神社は宗教か。靖国神社は憲法上の宗教組織・団体か。
      - 宗教学・社会学上の宗教と憲法上の宗教
      - 宗教学者である靖国神社と憲法上の宗教組織・団体
    - ② 憲法20条をどう理解するか。その際、津地鎮最高裁判決の位置づけ、参考となる点はどうか。
      - 憲法20条といわゆる神道指令との関係
      - 憲法20条2項と3項との関係
      - 憲法20条3項の「宗教的活動」の解釈
        - ・ 政教分離規定の理解に関する参考事例
    - ③ 閣僚の靖国神社公式参拝とは何か。私的参拝と区別することができるか。区別できるとすればその基準は何か。
      - 閣議決定の有無、玉串料の負担
    - ④ 参拝の目的（慰霊・追悼そのものは憲法上の宗教上の行為、宗教的活動か）、方式、他の宗教宗派に及ぼす影響、地鎮祭と靖国神社参拝の性格上の差異はどうか。
  - (4) 閣僚の靖国神社参拝はいかにあるべきか。

- ① 公式参拝が合憲の場合
  - 現在の私的参拝の形式を改めるか。改めるとすればどのような形にするか。
  - 玉串料はどうするか。
  - 制度化はどうするか。
- ② 公式参拝が違憲の場合、合憲・違憲の判定不能・困難の場合
  - 現在の私的参拝の形式で良いか。
  - ・ 国民意識、各界・各政党の意見

3. 閣僚の靖国神社参拝を巡るその他諸問題について

- (1) 靖国神社の宗教性排除について
- (2) 戦没者を慰霊・追悼する新たな施設を設置することについて
- (3) 民間主催の慰霊祭等への参加について
- (4) その他

- (注) 1. [○ 具体的な論点]  
 [・ 参考]  
 2. 記載の順序は議論すべき順番を示すものではない。

【182】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第11回（昭和60年4月16日）  
 資料3 論点に対する各種意見の概要（メモ）

資料3

論点に対する各種意見の概要（メモ）

1. 公的立場にある者による戦没者の慰霊・追悼の在り方をどう考えるか。
  - (1) ○ 我が国は、明治以降、近代国家としての歩みを遂げる過程において、先の大戦に至るまで数次の戦争を経験し、多くの戦没者を出している。これらの戦没者は、国家・社会、国民のために戦地に赴き、犠牲となって斃れたものというべきである。このような戦没者の慰霊・追悼を行うことは、将来に向かって平和を願うことでもあり、宗教・宗派、民族・国家の別などを超えた普遍的な道理であり、自然の情感である。諸外国の実情を見ても、各国の法令の規定上の差異や、国家と宗教とのかわり方の相違などにかかわらず、戦没者を中心として国家のために一命を捧げた人々を慰霊・追悼する行事が、公的に行われている。我が国の今日の繁栄と平和の蔭に、かかる多くの犠牲者ともいふべき者が存在することに思いを致し、その慰霊・追悼を行うことは、現在ある国民一人一人に望まれるばかりでなく、公的立場にある者にも、当然、国民を代表するなどのそれの立場に依りてこれを行うことが要請されるものである。
  - (2) 現在、国の措置として、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が設立され、また、戦没者を追悼し平和を祈念する日（毎年8月15日）には全国戦没者追悼式が実施されているが、これらの趣旨、性格等は次のとおりである。
    - ① 千鳥ヶ淵戦没者墓苑について
      - 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、太平洋戦争における戦没者の遺骨のうち、遺族に引き渡すことのできないものを納骨する施設であり、昭和34年に竣工した。毎年4月又は5月に拝礼式が行われ、その際に新たな遺骨が納骨されている。
      - この墓苑については、全戦没者の遺骨を納めているものではないなどの問題がある。
    - ② 戦没者を追悼し平和を祈念する日（毎年8月15日）の全国戦没者追悼式について
      - 全国戦没者追悼式は、先の大戦（支那事変以降の戦争）における全戦没者（軍人軍属ばかりでなく、内外地を通ずるもろもろの戦争犠牲者を広く含む。）に対し、国をあげて追悼の誠を捧げるためのもので、昭和27年に第1回、昭和34年に千鳥ヶ淵戦没者墓苑の竣工式に合わせて第2回が行われ、さらに昭和38年からは毎年8月15日に実施されている。戦没者を追悼し平和を祈念する日（毎年8月15日）は、昭和57年の閣議決定により、先の大戦における戦没者を追悼し平和を祈念する日として、定められたものである。
      - 全国戦没者追悼式については、追悼の対象となる戦没者の範囲が先の大戦の戦没者に限られており、また、戦前の慰霊・追悼行事との連続性に欠けているなどの問題がある。

2. 閣僚の靖国神社公式参拝について

(1) 靖国神社の特殊性をどのように考えるか。

- ① 靖国神社は明治2年に設立された東京招魂社をその起源とし、明治12年に靖国神社と改称され、別格官幣社に列せられたものである。戦前は、「国事に殉じた人々を祀る」国家的施設であり、儀式行事は神道の方式で行われ、中心となる春秋例大祭や合祀祭には、天皇が親拝され、あるいは勅使が派遣され、総理大臣以下各閣僚等が参列した。祭神の合祀は上奏裁可によっており、創建以降戦争のたびごとに合祀柱数が増やされた。

このように、終戦までの靖国神社は、我が国における戦没者慰霊・追悼の中心的存在であり、特殊な地位を占める神社であった。

- ② 戦後、連合国の占領政策に基づき神道指令により、政教分離が図られ、神社神道は宗教として扱われることとなったが、靖国神社も、昭和21年に国家管理の手を離れ、宗教学法人令に基づき宗教学法人となり、同27年には宗教学法人法に基づき宗教学法人となった。これに伴い、同神社に祭神として祀られる戦没者の慰霊・追悼も国の手を離れ、宗教学法人としての同神社が主体となって行うこととなったが、合祀柱数は戦後も増え続け、現在、約246万人に及んでいる。

靖国神社は、戦後も、遺族をはじめとする国民の多くの間で、我が国における戦没者慰霊・追悼の一つの中心的存在であると考えられているものと思われる。

(2) 公式参拝実施の基本的考え方はどうか。

① 閣僚の靖国神社公式参拝を実施することの意義について

- 戦前においては、国家が戦没者を通ずる道として、戦没者を靖国神社に合祀することは当然のことであると、一般には考えられていたものと思われる。ところが、戦後、政教分離の方針により、靖国神社は宗教学法人となり、国家は従来行ってきた靖国神社における戦没者の慰霊・追悼の事業から手を引き、同神社との公的なかわり方を失った。その段階で、新しい施設を作るとか靖国神社の宗教性を排除して憲法と抵触しないようにするとかの方法もありえたが、結局具体的な方策は取られなかった。その結果として、宗教学法人である靖国神社が、国家と無関係に、戦没者慰霊・追悼の重要な役割を果たすという事態が生じた。現時点における閣僚の公式参拝実施の意義は、このような事態において、国家がこれをそのまま放置して良いか、現憲法は、国家が靖国神社に祀られる人々の慰霊・追悼に関与することを全く許されないものであるか、という問題の中で考えられるべきであり、国家が、靖国神社に祀られる人々に対して慰霊・追悼を行うことにあるということができる。
- ② 憲法適合性判断との関係について (政治的判断論)
- 戦没者慰霊・追悼の問題はすべて政治的な問題であるので、憲法適合性の議論はそれとして、まず政府が判断を下すべきである。
- 本問題については憲法の規範的な要求をまず見極める必要がある。
- ③ 国家神道復活との関係について
- 靖国神社は国家神道の代表的な神社であつただけに、靖国神社に公式参拝することにより、神道が国家権力と結びつき、戦前のように他宗教が弾圧され、神社参拝が強

制され、神道に優先的地位が与えられるおそれなしとしない。

- 神道の宗教色が薄いことや、国民の複数信仰の面を見ても、公式参拝を実施することが、神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派を圧迫・干渉したりするものではないので、国家神道の復活などということとは考え過ぎである。

④ 戦犯合祀問題、軍国主義との関係について

- 戦争責任者であるA級戦犯までも合祀し、他の者と合わせて英霊と言うことには問題がある。また、そのような靖国神社へ公式参拝することは、国がA級戦犯合祀を権威付ける意味合いを有する。

- そもそも戦犯の問題については、裁判の合法性の問題など依然として各種の論議が絶えず、軽々には言えない。また、A級戦犯の合祀そのものは、誰を祀るかという問題であるので、宗教学法人である靖国神社の信教の自由に属する。なお、A級戦犯も、援護措置の面では、以前から区別なく措置されている。

- 靖国神社は、その沿革、祭神などから見ても、軍・戦争との結びつきの極めて強い神社であり、戦意高揚に利用されてきたという歴史を有し、現在もその性格は払拭されていない。

- 靖国神社が戦前、軍国主義と結びついていたのはある程度事実であるが、結びつきが強くなったのは昭和10年前後以降の一時期である。

- 現在の靖国神社は平和的な神社であり、また、種々の歯止めがある今日、軍国主義復活論は幻想に過ぎない。

(3) 閣僚の靖国神社参拝は憲法20条3項にいう宗教的活動か。

① 神道・神社は宗教か。靖国神社は憲法上の宗教組織・団体か。

ア 神道・神社は宗教か。

- 宗教についての定義に通時的なものはなく、また、宗教の現れる形態は時代、民族、地域によって異なる。神社神道は祭祀・儀式が中心であり、宗教ではないとの考え方もあるが、確かに教義面では創唱宗教と比べれば弱い面はあるもののその面での努力はしており、また、全然布教活動をしなかったわけではなく、さらに、宗教学の見地からは祭祀は信仰とともに宗教の中核であるので、神社神道は宗教であると認めるをえない。したがって、靖国神社もやや特殊ではあっても宗教であると認めざるをえない。

イ 靖国神社が宗教学上の宗教であるとしても、それは憲法上も宗教組織・団体であるかどうか。

- 法律上の宗教の概念と宗教学上の宗教の概念とは異なる。

- 両者は一致する。

- 現実には靖国神社が宗教学法人となっており、神道による神社の形式をとる以上は、憲法上の宗教組織・団体でないとはいえない。

② 憲法20条をどう理解するか。その際、津地鎮祭最高裁判決の位置づけ、参考となる点はどうか。

ア 憲法20条といわゆる神道指令との関係

- 憲法の規定は神道指令の趣旨を受け継いでいる。

イ 憲法20条2項と3項との関係

- 両者はともに広義の信教の自由に関する規定であるが、2項の規定は多数者によっても奪うことのできない狭義の信教の自由を直接保障する規定であるのに対し、3項の規定は、直接には国家と宗教との分離を制度として保障し、もって間接的に信教の自由を保障しようとする規定である。したがって、3項の「宗教的活動」と2項の「宗教上の行為」とは範囲を異にし、2項の方が広い。すなわち、3項で禁止されていない国家の宗教上の行為がありうる。(津地鎮祭最高裁判決多数意見)
  - 両者は不可分のものとしてとらえられるべきであり、「宗教上の行為」も「宗教的活動」も同じ意味、同じ範囲のものである。
  - 信教の自由の問題と政教分離の問題とは宗教についての考え方が異なり、前者は主観の問題であるが、後者は客観的に考える必要がある。すなわち、後者においては、多数の人が宗教と考えるところのものが宗教であり、それと政治との関係の問題である。
- ウ 憲法20条3項の「宗教的活動」の解釈
- 津地鎮祭最高裁判決の多数意見
    - ・ 政教分離原則の解釈
 

政教分離原則は、信教の自由を確保するための制度的保障であり、国家と宗教とのかわりを全く許さないのではない。

      - ・ 目的効果基準
 

国家と宗教とのかわり合いが許されるかどうかは、そのかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが社会的・文化的諸条件にてらし相当とされる限度を超えるかどうかで判断すべきである。
- 20条3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう。
- ・ 社会通念
 

ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の主事者が宗教家であるかどうか、その順序作法(式次第)が宗教の定める方式に則ったものであるかどうか、当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、当該行為が行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである。
- 津地鎮祭最高裁判決の少数意見
    - ・ 政教分離原則は、国家と宗教との徹底的な分離を求めるものである。
    - ・ 宗教的少数者の人権の保護を図るべきである。
  - 地鎮祭への参列や靖国神社への参拝などその行為自体が宗教的性質を持つ行為に目的効果基準を適用できるか疑問である。
  - 目的効果基準は、政教分離原則は無色中立ではなく中立の要求に過ぎず、宗教色を持ちうるということを前提とし、その場合の限度を目的効果によって判断しよう

とするものである。しかし、我が国では従来国家と宗教との結合関係が強かったので、政教分離原則をそもそも無色中立ととらえる意見が多い。

- 国のために犠牲となって死没した人々を慰霊・追悼することは当然であるという国民の常識を基本として考えるべきである。
- 信教の自由などの精神の自由に関係する問題については、敏感かつ潔癖であるべきである。
- 憲法は国家と宗教との完全な分離を求めるものでない。それを示すいくつかの事例があるので参考とすべきである。
  - ・ 国会議長等の議院葬
  - ・ 総理大臣、衆議院議長等の伊勢神宮参拝

③ 閣僚の靖国神社公式参拝とは何か。私的参拝と区別することができる。区別できるとすればその基準は何か。

- ア 閣僚の靖国神社公式参拝とは何か。
- 閣僚が公的資格(閣僚としての資格)で参拝することである。

- 正式参拝(昇殿参拝)であるか社頭参拝であるかは問わない。また、参拝という言葉の定義にもよるが、神道方式にも限定されない。
  - 公式参拝という以上は正式参拝でなければならぬであろう。
- イ 私的参拝と区別することができるか。区別できるとすればその基準は何か。
- 政府統一見解支持
  - 公式参拝と私的参拝との区別については、閣僚自身が決定する問題であり、閣議決定、随行、官用車使用、肩書記帳、玉串料公費負担の有無等は関係ない。
  - 公私の区別は、中間段階、準公的と見るべき行為が多数あり、困難である。現在の参拝はそのような公私の区別の困難な領域のものである。

④ 参拝の目的、方式、他の宗教宗派に及ぼす影響、地鎮祭と靖国神社参拝の性格上の差異はどうか。

- ア 参拝の目的
- 慰霊・追悼である。
  - 慰霊・追悼の行為は、現在、国の主催で全国戦没者追悼式が行われ、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が設立・管理され、地方公共団体の主催で原爆慰霊祭が行われていることなどから見て、憲法によって禁止される宗教的活動には当たらない。
- イ 参拝の方式
- 神道的方式
    - ・ 正式参拝(昇殿参拝)
    - ・ 社頭参拝
    - ・ 例えは現在の私的参拝と外形的状况を同じくする参拝、あるいはその他特定ないし限定された態様の参拝
  - 神道に限定しない自由な方式
  - 無宗教方式

- ウ 他の宗教宗派に及ぼす影響
- 靖国神社に特権的な地位を与えたり、他の宗教・宗派の圧迫・干渉をしたりするものではない。
  - 参拝の態様、程度によって他の宗教・宗派に及ぼす影響は異なる。その際、参拝の目的、方式なども考慮される。
  - 現在の状況で公式参拝を推進することは靖国神社に特別な地位を認めることとなる。
- エ 地鎮祭と靖国神社参拝の性格上の差異はどうか。
- 地鎮祭は社会儀礼として世俗的な神道の行事であり、神社参拝も本質的に同性格のものである。
  - 地鎮祭と靖国神社参拝とは、一般人の受け止め方が違う。
  - 靖国神社参拝の態様、程度によって一般人の意識や社会に及ぼす影響が異なる。
- その際、参拝の目的、参拝の方式なども考慮される。
- 靖国神社は国家神道の象徴的な存在であったし、現在もそうであるので、そこに参拝する問題と地鎮祭とは異なる。
  - 靖国神社参拝は政治的対立の激しい問題であることも地鎮祭と異なる。
- (4) 関係の靖国神社参拝はいかにあるべきか。
- ① 公式参拝が合憲の場合
- ア 公式参拝を実施すべきである。
- 神道の方式
    - ・ 正式参拝 (昇殿参拝)
    - ・ 社頭参拝
  - ・ 例えば現在の私的参拝と外形的状況を同じくする参拝、あるいはその他特定のいし限定された態様の参拝
  - 神道に限定しない自由な方式
  - 無宗教方式
- イ 現状維持論 (私的参拝)
- ウ 玉串料負担
- 財政援助を目的とするものでなく、参拝に伴う儀礼行為ないし慣習であり、憲法上の問題はないので、当然公費で支出すべきである。
  - 憲法89条違反であるので公費で支出すべきではない。
- エ 制度化
- 要
  - 不要
- ② 公式参拝が違憲の場合、合憲・違憲の判定不能・困難の場合
- 現状維持論 (私的参拝)
  - その他

### 3. 関係の靖国神社参拝を巡るその他諸問題について

- (1) 靖国神社の宗教性排除について
- 靖国神社が自ら宗教法人であることをやめ、宗教性を排除すれば、すべての問題は解決するが、靖国神社自身はそれを望まないで、非現実的である。
  - 靖国神社の非宗教法人化を国家が行うことは、信教の自由を侵すこととなり、適当でない。
  - 靖国神社の境内地で他宗教の儀式が行いうる程度にまで靖国神社の宗教色が薄められれば、公式参拝も問題はなくなる。
- (2) 戦没者を慰霊・追悼する新たな施設を設置することについて
- 戦没者ばかりでなく、国家・公共のために犠牲となって死没した者すべてを慰霊・追悼する大規模な記念廟等の新たな無宗教形式の施設を設置する。
  - 新たな施設を設置しても靖国神社問題そのものの解決にはならない。
  - 新たな施設の設置は、場合によっては、靖国神社の戦没者慰霊・追悼の中心的存在である立場を失わせることになり、問題である。
- (3) 民間主催の慰霊祭等への参加について
- 遺族会等主催の慰霊祭であれば、宗教的儀式を伴っても憲法上の問題はないので、参列すべきである。
  - 慰霊祭への参列を行っても、靖国神社問題の解決にはならない。
- (4) その他



【783】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第12回（昭和60年4月22日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第11回懇談会議事概要
2. 宗教団体等の意見整理表（メモ）

【784】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第12回（昭和60年4月22日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第11回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第11回） 議事概要

1. 日 時 昭和60年4月16日（火） 午後2時～4時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大客間
3. 出席者 (委員) 林（敬）座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、田上、知野、中村、林（修）、横井 の各委員（欠席：鈴木、曾野委員）  
(官邸) 藤波官房長官、藤森官房副長官 ほか
4. 議 事

(1) 資料説明

資料2（論点（第3次修正案））及び資料3（論点に対する各種意見の概要（メモ））について吉居内閣審議室長から説明

(2) 自由討議（主な意見の要旨）

- ① 内閣官房長官決定（第1回配付資料1）及び第1回懇談会での官房長官のあいさつの中で言われていることは、①閣僚の靖国神社参拝の在り方を巡る議論が絶えないこと、②自由民主党から要望のあったこと、③国民意識にも深くかわる問題であること、の3点である。それゆえ、この懇談会に要請された問題は、憲法上の可否の問題、法制局見解の検討だけに限定されるものではないということを改めて確認しておきたい。
- 政治的判断論とは、「この問題はすべて政治的判断を要する問題であると考えますが、その判断は懇談会ではできないので、政府でやってもらいたい」という形で球を投げ返すという意味である。
- 高度な政治的判断ということは理解できるが、懇談会としては、政治家とは異なる目で、長期的な観点からこの問題を考え、その上で政治家にまかせればよいのではないか。
- ② 昭和46年3月25日の参議院予算委員会、保利官房長官は、総理の伊勢参拝について、宗教活動に当たるかどうかがや疑問である旨の答弁をしているが、この考え方は現在も生きているのか。
  - (藤森副長官) これは保利長官の個人的な考えだと思う。また、現在は閣僚の靖国神社参拝問題についての政府統一見解があり、それに従って考えている。
  - 総理大臣などの場合私的な行動であっても公的な色合いを持っていくという一つの現れと考えれば良いのではないか。
- ③ 全国戦没者追悼式の追悼の対象はどこまで含むのか。
  - (厚生省援護局庶務課) 支那事変以降の戦争による死没者であり、軍人・軍属及び準軍属のほか、外地において非命に倒れた者、内地における戦災死没者等をも

含むものである。

- ④ ○ 靖国神社は国家神道の代表的・象徴的存在であったかどうか疑問である。
    - 神社の格としては別格官幣社であり、それほど高くなかったかもしれないが、神社の格と重要性とは一致しない。明治以降に靖国神社の果たした意義を踏まえええずに議論ができないのではないか。
  - ⑤ ○ いわゆる公式参拝については、公的資格による参拝であるという以上の明確な定義がなされていない。閣議決定、玉串料の公費負担あるいは制度化などの場合は公的と考えざるをえないとされるが、はたしてそれだけがメルクマールかどうか。総理大臣が公的資格でいろいろな儀式に出席する場合に、その都度閣議決定をするわけでもなからう。総理大臣などの場合、公的か私的か明確にしないことが多く、現在の参拝もそのような領域のものであるとも考えられるが、客観的にどう見られても総理が私的か公的か言明すればよいのか、それとも客観的なメルクマールが必要なのか、その辺りをつめて考える必要があるう。
    - 公式参拝とはあくまで公的であるという資格の問題であり、玉串料とか閣議決定などはその「公的」性の現れであろう。
- (3) 次回 (第12回) 日時等
- 4月22日 (月) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂
  - 原則として論点の1から順を追って議論を進めることとする。

【785】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第12回（昭和60年4月22日）  
資料2 宗教団体等の意見整理表（メモ）

資料2

宗教団体等の意見整理表（メモ）

項目	団体	宗教学法人 神社本庁	教派神道連合会	財団法人 全日本仏教会	日本キリスト教連合会	財団法人 新日本宗教団体連合会	財団法人 日本遺族会
戦没者慰霊・追悼の在り方一般について		・国が公式に戦没者慰霊を行うべきことは、諸外国の実例を徴するまでもなく、極めて当然の道理である。	[連合体につき、統一見解不表明（以下、各項目とも同じ。）]	・戦没者、靖国の英霊への追悼供養は大切であるが、それは各人の信仰によるべきである。	[基本的には意見聴取に協力できない旨表明（以下、各項目とも同じ。）]	・戦没者を護国の英霊として祀り、その神霊を尊崇し、敬意と感謝の念を表し、その遺徳をしのび、その偉業を永遠に伝えたいということは、当然の国民感情。 ・戦没者の慰霊供養を重要視しているが、慰霊という宗教的営みは、宗教心を持つ国民が自らの意志で行うものであり、国・地方公共団体が関与すべきではない。 ・国がお祀りすることは憲法で禁止されている。	・我が国の存立のために殉じた犠牲に対し敬意と感謝の誠を尽くすことは、国及び国民として当然のつとめである。 ・英霊を公的に祀ることは世界共通の現象である。
全国戦没者追悼式について		・いわゆる無宗教儀式によるこの慰霊方式については、遺族はもちろん、宗教者の間でも甚だ不満が強い。				・昭和50年から標注の記載が「全国戦没者之霊」となったが、宗教的であり反対である。「戦没者之標」に復し、宗教界代表による献花を認めるよう望む。	
千鳥ヶ淵戦没者墓苑について				・政府あるいは墓苑奉仕会、諸宗教教団等の追悼式が行われるにつれ単なる墓苑ではない全戦没者に対する追悼施設とみなされつつあり、靖国問題上重要な存在。		・千鳥ヶ淵は全戦没者の象徴的遺骨を奉安した、特定の宗教・宗派によらない国立の唯一の墓苑である。諸外国でもこれを無名戦士の墓と認め、外国使臣等が表敬訪問している。 ・千鳥ヶ淵戦没者墓苑と靖	・千鳥ヶ淵と靖国の関係はお墓とみたまの違いである。千鳥ヶ淵は、日中戦争以降の戦没者のうち引き取り手のない遺骨を収容した墓であるが、靖国は、幕末以来国事に挺身して亡くなった人のみたまを祀っていると

	(神社本庁)	(教派神道連合会)	(全日本仏教会)	(日本キリスト教連合会)	(新日本宗教団体連合会)	(日本遺族会)	
靖国神社の性格、特殊性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の国民は、各人の信仰と靖国崇敬との間に矛盾を感じておらず、この非セクト的、全国的崇敬対象たる所に靖国の本質がある。靖国は憲法上の「宗教」ではなく、社殿・鳥居・儀式等も憲法上問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各大臣の靖国参拝は最重要(実行教)。</li> <li>殉国英霊慰霊の国民的習俗たる靖国公式参拝・国家援助はすべきものである(神道修成派・神道大教)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>靖国は、戦没者を神として祀り、伝統的な神道祭祀を行う神社であり、完全な宗教施設、宗教団体である。</li> <li>靖国は護国神社の元締的存在である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式参拝は靖国神社法案の延長線上にあり、公式参拝は次は全面的な国家維持の要求に決まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式参拝実施は靖国国家維持の既成事実化、美現的先取りである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>靖国は、神霊をあげめ、祀る行いをなすので、宗教の領域に入るものであり、墓地とは異なる。</li> <li>宗教の本質は「人間の死生観に決定的影響を与える存在」であるが、靖国は、戦前において国民の死生観を左右したばかりでなく、今でも人々の死生観に関する宗教そのものの存在である。</li> <li>戦前は軍の宗教施設であり、国民統合の精神的中核であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>靖国は宗教法人法による宗教団体であるが、戦後、存続のためにそうせざるを得なかった事情があつた一つまり、宗教法人にならせられたのである。</li> <li>靖国は王制復古の実現に尽くした人々が祀られたことから始まっているが、祭祀の基準が国の安全、防衛のために尽くした人々となるのは当然であり、敵味方の区別なく祀るという宗教的施設とは創建の趣旨が違ふ。純宗教的に解釈したり、是非の議論をする性質のものではない。</li> <li>靖国の英霊に対し、尊崇感謝の念を捧げ、国として公式儀礼を尽くすことは当然である。</li> <li>政府は速やかに国の代表並びに国賓の靖国神社公式参拝を実施すべきである。</li> <li>靖国の歴史、その国のかかわり合いを真剣に考えたならば、公的に祀る必要がある。</li> </ul>
公式参拝実施の意義、必要性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>靖国の慰霊祭儀を公的性格のものとし、天皇や国民の代表としての総理ほか公職機関が公式参拝できるようになすことが、靖国の由来、国民感情から望ましく、国として当然の態度である。</li> <li>公式参拝は、靖国に対して国が敬意を表する最低限の行為である。</li> <li>国民感情を汲んだ政府見解を確立し、公式参拝を政治決断すべきである。そのための要請運動も必要である。</li> </ul>						

<p>国家神道復活論、戦犯問題、軍国主義等について</p>	<p>(神社本庁)</p>	<p>(教派神道連合会)</p>	<p>(全日本仏教会)</p>	<p>(日本キリスト教連合会)</p>	<p>(新日本宗教団体連合会)</p>	<p>(日本遺族会)</p>
<p>津地鎮祭最高裁判法、公式参拝の憲法適合性について</p>	<p>・最高裁判決に照らせば、総理の靖国参拝は、その目的・効果から見て「宗教上の行為」ではある、「宗教的活動」ではない。また、判決が、国と宗教とのある程度のかかわりを認めつつ、「社会的・文化的諸条件」、「社会通念」から政教分離信教自由侵害の有無を判断すべきとした点も玩味すべきである。 ・さらに、総理の公式参拝は、外国国賓の例に似た「国民を代表する表敬行為」で、憲法20条の範囲外との解釈もできよう。 ・自民党見解が、公式参拝は広く諸神社・寺院等への表敬・弔慶等として、憲法の禁止する宗教的活動外にありうる、と指摘した点は極めて重視すべきであり、実例も多い。ひとり靖国神社公式参拝のみを違憲とするのは国民感情無視の偏った憲法解釈であろう。 ・現在の参拝は事実上の公式参拝である。 ・然るべき玉串料の公金支</p>	<p>・靖国公式参拝・国家援助の実現につき疑義をなくすため要改憲(神道修成派・神道大教)。 ・殉国者慰霊は国民的習俗(同上)。 ・靖国慰霊祭祀は宗教活動。公式参拝は違憲(大本教)。</p>	<p>・世俗的な一面を持つ地鎮祭と靖国の如く特殊な成り立ちを持つ神社への参拝とは一緒にはできず、違憲である。</p>	<p>・津地鎮祭最高裁判決の多数意見によっても、公式参拝は地鎮祭と同列に論ずることはできず、違憲である。</p>	<p>・公式参拝は、国家と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものである。すなわち、国が慰霊という神道的宗教活動を行うことであり、靖国神社が国家と特別な関係にある如き印象を与える。 ・最近の参拝は実質的に公式参拝である。</p>	<p>・津地鎮祭最高裁判の理論から言えば、首相等の靖国神社参拝は、宗教上の行為であつても、宗教的活動と解すべきではない。 ・首相等の靖国参拝は表敬行為であるとの解釈も成り立つ。 ・肩書を付して参拝している現状を見ると、事実上の公式参拝であるから、政府は率直にそれを認めるべきである。</p>

	(神社本庁)	(教派神道連合会)	(全日本仏教会)	(日本キリスト教連合会)	(新日本宗教団体連合会)	(日本遺族会)
靖国神社の改組、変更について	出は当然であり、不揃いな抜いこそ憲法14条、信条差別の違反である。	・靖国法案には反対。靖国神社で諸宗教共同礼拝が実施できれば大きな前進(大本教)	・靖国を改組するのであれば、いかなる宗教にも立脚せず、全宗教・宗派が自由に宗教的行事を行える廟墓的な形態をとるべきである。 ・国権による存廃は不可。		・靖国法案の実施は、国の手による靖国の解体であり、政教分離の精神に反する。 ・靖国神社から宗教性を取り除くとした場合、宗教的儀式や行事、御霊代等はどうなるのか。英霊から宗教性を剥奪することは問題である。 ・靖国は今の姿のままで神職による祭祀が行われるのが望ましい。	・神社の施設、神職の服装、作法等といったものは、神社の祭典、儀式と深くかかわる長い伝統のある慣例に基づくものであるから、全然似ても似つかぬものに変更することは無理な話である。
新施設の設置について			・国家が戦没者に哀悼の意を表するため国家的記念行事を行い、同時に遺族をも慰めるというのであれば、靖国とは別の施設を作るべきである。			

(注) 本整理表は、第3回懇談会(昭和59年10月22日)配付資料3-(1)~(7)の宗教団体等の意見を、問題点ごとに取りまとめたものである。すなわち、空白の部分につき、各宗教団体等の意見が存在しないという趣旨ではなく、回答を得た資料では不見当ということである。

【786】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第13回 (昭和60年5月21日)  
配布資料

配 布 資 料

1. 第12回懇談会議事概要
2. 閣僚の靖国神社私的参拝に関する主要国会答弁等

【787】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第13回 (昭和60年5月21日)  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第12回) 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第12回) 議事概要

1. 日 時 昭和60年4月22日 (月) 午後2時～4時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大客間
3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林 (修)、横井 の各委員 (官邸) 山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議 事

(1) 資料説明

資料2 (宗教団体等の意見整理表 (メモ)) について吉居内閣審議室長から説明

(2) 自由討議 (主な意見の要旨)

- ① 「論点」の1で「公的立場にある者による戦没者の慰霊・追悼の在り方をどう考えるか」とあるが、我が国にとつて第2次大戦とそれ以前の戦争とでは、国内が戦場になつたかどうかという点で、性格や戦没者の範囲が異なっている。これを同じように考えると議論が深まらないきらいがあるので、戦没者の範囲は、差し当たり、全国戦没者追悼式と同じように第2次大戦の戦没者に限定して考えたかどうか。
- 第2次大戦では非常に多くの戦争犠牲者が出たが、国家のために犠牲となつて倒れた人の霊を国の公的立場にある者が慰霊追悼すべきかどうかという点からは、第2次大戦だけに限定する必要はない。
- 国家として戦没者を祀るという精神的な問題については、できるだけ広く国家が責任を持つと考えるべきであり、第2次大戦の戦没者とそれ以前の戦没者を区別して、国は第2次大戦の戦没者だけを祀れば良いとする考え方は不適當である。
- 世界的に見れば、第1次大戦から全面戦争となつており、前線と銃後の区別が無くなっている。それゆえ、日本にとつては確かに第2次大戦が初めての全面戦争であったが、その点を強調するのは不適當である。
- ドイツの「国民追悼の日」における大統領の追悼の辞は、2度の大戦の犠牲者だけでなく、専制政治、人種差別の犠牲者や現代のテロリズム、内乱の犠牲者まで広く追悼の対象としている。このような、国の内外、敵味方を問わずというくらしいの広い意味であれば、誰も異存はないのではないか。
- 全国戦没者追悼式も戦没者墓苑も靖国神社に合祀された戦没者を抜きにしては考えられなかったものである。その意味で第2次大戦に限定する必要はないと考える。
- 靖国神社と全国戦没者追悼式とは追悼の対象に出入りがあり、追悼式があるから靖国神社へ公的に参拝する必要はないという議論はおかしい。また、遺族の大多数の認識は、追悼式に感謝しつつも靖国神社をより重要と思つていないのではないか。

- 全国戦没者追悼式の追悼の対象が支那事变以降に限定されている理由を教えてください。満洲事变は一旦事態が収束したということか。
- 靖国神社は明治維新期の人から第2次大戦の戦没者まで一括して祀っているが、それは靖国神社の問題であり、外部の者が介入できる問題ではない。
- 第2次大戦で非戦闘員が多数亡くなっているが、これを靖国神社が祀るべきかどうかというのは、靖国神社自身の問題であり、懇談会としては、明治維新以後の戦闘員を祀った神社としての靖国神社への公式参拝について議論すべきである。
- 一般論として、公的立場にある者が戦没者の慰霊・追悼を行うことが要請されるとしても、憲法論や靖国神社の性格をどう考えるかは別問題であり、具体的に靖国神社に即して考えるべきである。諸外国でも戦没者の追悼は無宗教方式で行われている。
- ② ○ 公式参拝とは何かということについて、まず共通認識を得る必要があるので、これを先議すべきである。
  - 公的資格とは、形式的に一定のメルクルールを持つものを言うのか、それとも、参拝する大臣の気持ちによるのか、その辺りを議論する必要がある。
  - 公的参拝かどうかというのは、信教の自由という面から考えれば、どういう立場で参拝しても個人としては問題がないのであるから、参拝する大臣の主観によって決まるものである。しかし、政教分離という観点からは、一般の国民の受け止め方が重要であり、大臣の主観ではなく、閣議決定の有無とか玉串料の金額、出所といったことが大きな意味を持つてくる。
- ③ ○ キリスト教の立場では、宗教を批判し裁くのは神のみであり、人間がしてはいけないとされている。つまり、自分の信仰は絶対であると信じていても、他人の信仰については批判しないという相対主義の立場である。それゆえ、神道方式で靖国神社の祀りが行われているが、もちろん一宗一派に偏しない形式の方が望ましいとしても、それだけの理由で反対することはない。ただし、参拝が強制されるのであれば、これは宗教に対する圧迫であり、憲法違反である。
- ④ ○ 第1に、内閣総理大臣が国内の重要なイベントに公式に出席することは常識である。そうであれば、戦没者の慰霊の式典は相当大きなイベントなので、公式参拝するのは当然である。
 

第2に、公式参拝に反対する勢力は、必ず軍国主義の復活、天皇の神格化ということとを理由とするが、これは考えられない。

第3に、神道方式で靖国神社が儀式を行っている点については、潔癖に考えるべきであるとする論と常識論でゆるやかに考えるべきであるとする論があるが、この辺りがこの懇談会の一つの大きな問題であろう。
- ⑤ ○ 公式参拝が合憲であるためには、靖国神社で自由な参拝方式を行うということが絶対条件である。
  - 宗教は個人の内面の問題であるというのは、すぐれてエダヤ、キリスト教的な考え方ではないか。
  - 宗教は個人の内面の問題であるというのは、すぐれてエダヤ、キリスト教的な考え方ではないか。
  - また、自由な参拝方式を絶対条件とすることは靖国神社に対する威圧とならないか。
  - 遺族が何故総理大臣に参拝してもらいたいと思うのか理解できない。

(3) 次回 (第13回) 日時等

- 5月21日(月) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大客間
- まず、公式参拝とは何かということについて議論する。



【788】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第14回 (昭和60年6月17日)  
配布資料

配布資料

1. 第13回懇談会議事概要
2. 昭和26年10月の吉田総理大臣の参拝についての新聞記事
3. 「靖国神社合祀事務に対する協力について」(昭和31年4月19日厚生省引揚援護局長通知) 及び「旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について」(昭和46年2月2日厚生省援護局長通知)
4. 社報「靖国」(昭和60年6月1日号)

【789】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第14回 (昭和60年6月17日)  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第13回) 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 (第13回) 議事概要

1. 日時 昭和60年5月21日(火) 午後2時～4時
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大客間
3. 出席者 (委員) 林(敬) 座長、芦部、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、田上、知野、中村、林(修)、横井の各委員(欠席：梅原、鈴木、曾野委員)  
(官邸) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長ほか

4. 議事  
(1) 前回質疑事項の説明  
全国戦没者追悼式の追悼の対象となる戦没者の範囲が支那事变以降の戦没者に限られていることについて、厚生省援護局庶務課から説明
- (2) 資料説明  
資料2 (閣僚の靖国神社私的参拝に関する主要国会答弁等) について林修三委員から説明

(3) 自由討議 (主な意見の要旨)

- ①〇 いわゆる公式参拝とは、政府の統一見解などでは、国務大臣としての資格=公的資格による参拝であると言われているが、その意味は、究極的には参拝する大臣本人の意思によるということだと考える。それゆえ、玉串料の出所や公用車使用の有無等は決定的なメルクマールとはならない。  
ところで、最近の鈴木総理や中曽根総理は公私を明確にしないので、その判断は世間にかかせるという趣旨とも考えられたが、昭和59年の政府の答弁書では従来どおり昭和53年及び55年の統一見解を踏襲している。政府の見解としては依然として私的参拝であるということになる。それゆえ、公的参拝をするのであれば、政府として従来の二つの統一見解を変更する必要がある。  
○ 総理大臣の靖国神社参拝が国会で議論となったのは、昭和50年8月の三木総理の時からであるが、その背景としては3点が考えられる。第1点は、国家護持法案が昭和49年に挫折したものの翌50年にはいわゆる藤尾私案が出されるなどの動きが残っていたこと、第2点は、来日したエリザベス女王が靖国神社に参拝されなかったこと、第3点は、5月3日の自主憲法制定国民会議に稲葉法務大臣が出席して問題となったことである。  
その後、各内閣ごとにそれぞれ議論となったが、政府の見解としては、公式参拝は違憲の疑いがある、それゆえ私的参拝にとどめるということで一応一貫しているものと思う。

なお、中曽根総理は、「たる」又は「である」と言っているが、これはむしろ公式参拝のニュアンスを込めているものと考ええる。

- 内閣法制局としては、「として」は國務大臣として、すなわち公的であるのに対し、「たる」なら私的な場合も含まれるということ、両者を区別しているものと思う。また、違憲の疑いを否定しえないという表現は、内閣法制局としては相当強くネガティブに考えているものと推測する。

○ 政府の統一見解とはいかなる性格のものか。

- (藤森副長官) 政府の統一見解とは、政府の公式見解である。閣議決定などは行っておらず、国会質問に関連し、そのやりとりの中で政府の公式な見解を明らかにするものである。

○ この懇談会がどのような意見を出そうとも、政府の統一見解は今後も変更されないものか。

- (藤森副長官) この懇談会はあらかじめ一定の方向を定めて議論をお願いしたものである。政府の現在維持している見解はそれとして、自由な立場での御意見を伺いたいと考えている。さらに、御意見によっては、政府としても統一見解の検討を考慮することもあろうかと思う。

○ 憲法解釈が時代とともに変わらうるものであるという例として、帝国憲法下において、陸海軍大臣が現役武官に限られるかどうかという点について解釈が変遷した例がある。

○ エリザベス女王は当初靖国神社でなく千鳥ヶ淵戦没者墓苑を訪問する御希望だったのではないか。

- (藤森副長官) エリザベス女王の場合は、当初、英国側から打診があった際、政府としては、国有の墓苑であり閣僚も公的に参拝している千鳥ヶ淵戦没者墓苑を考慮していたところ、議論が生じたため取りやめとなり、その代わりということでもないが、結果として伊勢神宮を訪問されるということになったものである。

○ 戦後初めての吉田総理の参拝(昭和26年)は、靖国神社からの出席要請に応えたものと推測されるが、それが私人としての参拝であったと言われるようになったのは、ずっと後のことである。この点につき、当時の唯一の報道として、朝日新聞は公の資格で参拝したと書いている。

○ その点については、法制局としては、吉田総理以来、伊勢神宮参拝も含めて、当然に私的参拝であると考えてきた。

○ 昭和53年の統一見解がおよそ参拝というのは私的なものでしかありえないというニュアンスであるのに対し、昭和55年の統一見解は公的参拝であれば問題であると言っている。公的参拝がありうることも認める。両者は若干ニュアンスが異なるのではないか。

— (藤森副長官) 昭和53年の見解は、昭和50年8月の三木総理の参拝の際には公的と言えよう。まがうようなものは一切避けようとしたが、警備上の問題など種々の理由からそれでは対応できないという事になって出されたものと考ええる。

○ 両者の差は、それぞれの見解が出されるに至った議論の経過が影響しているからで

あって、実際にはそれほど異なるものではないと思う。

- 国家護持法案→表敬法案→公式参拝という流れを踏まえると、軍国主義の復活云々は考え過ぎとしても、公的参拝がもし実現されたとして、その持つ客観的な意味合いを考えると、公的参拝が表敬法案さらには国家護持法案への1ステップではないかと疑念は払拭できない。

昭和39年8月15日に靖国神社で行われた全国戦没者追悼式に関する政府の対応はかなり大きな意味を持つと考ええる。すなわち、あの折の措置からすれば、靖国神社で無宗教方式であっても政府主催で追悼式を挙行し、そこに閣僚が公的に出席することは憲法上許されないとということであろう。そうであれば、8月15日でなくとも、例大祭に公式参拝するのでも許されないということになるのではないか。

「たる」と「である」は同じ意味だが、「たる」と「として」とは違う。鈴木総理や中曽根総理が主観的にどう考えているかは分からないし、世間がこの言い回しをどう評価しているかもよく分からない。しかし、法律論としては、後者は資格を意味するが、前者はたまたま内閣総理大臣の職務を持っているところの個人であるという解釈の余地が残されていると考える。

- 昭和39年の追悼式については、追悼式は政府主催であり、それを境内で挙行すると、神社に対する表敬を政府が公的に行った、靖国神社と政府が一体となって追悼式を挙行した、ととらえられかねないのが慎重に対応した。仮に連族会主催でもあれば、別の対応なり結論があらえたかもしれない。

② 「各種意見の概要(メモ)」2-(2)-①の記述は、戦後、国は靖国神社に一切タッチしなかったような書き方であるが、実情はそうではなかった。

具体的には、当時、合祀問題が最大の問題であったが、昭和31年に厚生省引揚援護局長から「靖国神社合祀事務に対する協力について」の通知が出されている。これによると、「復員業務関係諸機関は、……なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社合祀事務の推進に協力する」「引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は、国費負担とする」などとされ、国の関与は当然という感がある。

- 確かに間接的には靖国神社に対する援助になっているが、他に戦没者を祀るところはないし、また、他にその経費を負担するところもないので、国が合祀事務に協力し、経費を負担するのは当然と考えていたのではないか。

(3) 次回(第14回)日時等

- 当初予定していた5月29日(水)は、天皇陛下御主催の園遊会と重なったため中止する。

次回は6月17日(月)に内閣総理大臣官邸食堂で開催する。

- 次回も引き続き論点に沿って自由討議を行う。

【790】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第15回（昭和60年6月25日）  
配布資料

配 布 資 料

○ 第14回懇談会議事概要

【791】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第15回（昭和60年6月25日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第14回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第14回） 議事概要

- 1. 日 時 昭和60年6月17日（月） 午後2時～4時
- 2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂
- 3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、田上、知野、林 (修)、横井 の各委員 (欠席：曾野、中村委員) (官邸) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 資料説明

資料2（吉田総理の参拝についての新聞記事）及び資料4（社報「靖国」）について吉居内閣審議室長から説明。

資料3（靖国神社社務課に対する協力についての通知等）について厚生省援護局庶務課から説明。

(2) 自由討議（主な意見の要旨）

- ① 「公的資格の参拝」と「私人としての参拝」とは、天皇陛下の「国事行為」といわれる「公的行為」との区別と同様に、区別しようと考え。そして、後者の意味であれば、現在既に実施されているのではないか。
- 両者を区別しようとしても、その区別を一般の人に理解してもらえるかどうか疑問であろう。
- 「公式参拝」と「公的参拝」とは意味が異なると思う。「公式参拝」は、制度としての参拝であり、総理大臣が行けなければ代理の者が行かなければならないという意味において義務的であるが、「公的参拝」はそうではなく、また、日本国内の重要なイベントには総理は公的な資格で出席しているので、問題は無い。それゆえ、この懇談会に問われているのは「公式参拝」と考えるべきであり、また、それが、遺族の要望にも合致することであると思う。
- その点については、制度化の問題も含みうるが、我々に委ねられた議論のテーマは、やはり公的資格で参拝することが妥当かどうかという問題であると考えべきではないか。また、制度化せずに大臣が行きたい場合に行くことと、憲法20条2項違反となるおそれがある。
- 国家主催で靖国神社で慰霊祭等を行う場合と、単に遺族会等の主催する式典に公的参拝する場合とは区別して考えるべきである。前者は憲法20条違反となるが、後者の場合は、主催者としてではなく従属的に参加するものであり、大臣の職務権限と関連しない。それゆえ、法律論としては、政府主催でなければ参拝しても直には違憲

とはならず、あとはそこまで行う必要があるかどうかという必要性の問題となる。ただし、政治論としては、精神的な影響を考えると、大臣が公的に参拝することは政府

主催と紛らわしく疑問であり、なるべく私的参拝にとどめる方が無難だと思う。

- 国と宗教のかかわりの問題は、単に主催者かどうかという面だけでとらえられるべきではない。公的資格での参拝は、政治論だけではなく、憲法論としても問題となると思う。

- ② ○ 「論点」2-(2)-③ (国家神道復活との関係) について、公式参拝反対論者は、その理由として、軍国主義復活論とともにこの国家神道復活論を挙げることが、神職の間にあるようなことを考えている者はほとんどいないのではないか。

- 現憲法下で国家神道の復活が論理的にありえない以上、そのような主張は一種の「ロバゾンダ」であり、無視して良いのではないか。

- ③ ○ 最高裁判決の目的効果論に従っても、靖国神社公式参拝については、目的はともかく効果については疑問が多い。また、地鎮祭での習俗論は公式参拝には適用できないであろう。

- 問題は、参拝が宗教的活動かどうかということであり、そうでないとすれば公私の別は問題にはならない。法制局の見解も無難な線をいうことで「私的」と言っているのであろう。ただ、昭和50年5月29日の衆議院内閣委員会における角田第一部長(当時)の答弁は一步踏み込んでいるようにも取れる。

— (藤森副長官) 角田第一部長は、長官就任後の55年11月12日の衆議院法務委員会では、「どちらの立場をとるかということになれば、俗な言葉で言えば安全な立場を取らなければならない」と答弁している。

- 法制局の考え方を推測すれば、法制局としては、社会通念を踏まえて解釈すべきであると考えているものの、それが熟していないため、自分が突出するわけにもいかず、安全な解釈を選択しているものと思う。

- ④ ○ 今里広記氏の葬式は仏教式で行われたが、そこへの総理大臣の出席は問題とはならなかった。靖国神社参拝については、今年の春を例にとると、総理大臣の参拝は早朝であり、午前10時30分からの例大祭のプログラムの中には含まれておらず、時間的拘束も少ないので、問題はより少ないのではないか。

- 問題となっているのは、靖国神社の例大祭などの神式行事や8月15日に公的に参拝することであり、葬儀への参列とは異なる。また、葬儀でも、国が行う場合(国葬)は無宗教方式で行われている。

- 例大祭は靖国神社の主催であるが、それとは別の日に総理が思い立って行くのであれば、別の考え方がありうるのかもしれない。また、特定の日を決めるのは制度化になるという考え方もある。

- この点については、靖国神社の主催行事の日にすべきだという考え方と、靖国神社主催行事の日は避けるべきだという考え方と、両方の議論がありうるが、後者は政府がイニシアティブをとることになるというニュアンスがある。したがって、向かの行事があった場合に行く方が説明しやすいのではないか。例えば戦後40周年記念の行事を遺族会等が行うとして、そこへ国務大臣が出席することは、松平参議院議長の議院

葬に新議長が出席したのと同様に扱っても良いのではないか。

- ⑤ ○ 議事の進行について、①8月15日には国務大臣の多くが参拝し、世間的に問題とされること、②遺族の要望が強いこと、などにかんがみると、8月15日までは懇談会としての報告を出したいと思う。

- 議論はかなり尽くしたので、8月15日を別途として進め、無理なら延ばすということだろうか。

- 良い報告を作るために、議論を十分に尽くすことが重要である。

- (3) 次回 (第15回) 日時等

- 6月25日 (火) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大客間

- 次回も、「論点」に沿って、2-(3)の終わりまでを一応の別途として自由討議を続ける。

【792】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第16回（昭和60年7月10日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第15回懇談会議事概要
2. 終戦に関する詔書
3. 「東京だよおっ母さん」歌詞並びに日本放送協会国内番組基準及び日本民間放送連盟放送基準
4. 日本国憲法の宗教条項作成過程

【793】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第16回（昭和60年7月10日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第15回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第15回） 議事概要

1. 日 時 昭和60年6月25日（火） 午後2時～4時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大客間
3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、梅原、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、田上、知野、中村、林 (修)、横井 の各委員 (欠席：鈴木、曾野委員)  
(官邸) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 自由討議（主な意見の要旨）

①○ 憲法20条の解釈上重要なのは、2項と3項との関係である。津地鎮祭訴訟の名古屋高裁判決は、2項と3項とは密接不可分であるとして、2項の「宗教上の行為」と3項の「宗教的活動」とをほとんど同義とした。これに対し、最高裁判決の多数意見は、2項の「宗教上の行為」は3項の「宗教的活動」より広いものとした。学界の通説は、名古屋高裁判決と同様に解する。その根拠は、20条1項及び2項は狭義の信教自由の規定であり、3項は政教分離の規定であるが、両者は密接不可分であり、したがって、3項は個人の信教の自由を確実に保障するための制度的保障であると解するからである。

ところで、最高裁判決の多数意見が参考とするアメリカの判例の目的効果基準は、①目的、②効果、③過度のかわり合い、の3点で判断し、その中の1点にでも違反すれば違憲であるとする。多数意見は「過度のかわり合い」を一つの要件とはしていないが、かわり合いが「相当」かどうかを判断するという点にその趣旨が含まれているものと考えられる。

しかし、この多数意見によっても、靖国神社公式参拝については、目的効果基準の①目的及び②効果の要件をクリアーできたとしても、③過度のかわり合いの要件に違反しないかどうかは疑問である。何故ならば、第1に、靖国神社は過去において国家神道の象徴的存在であり、現在も神道の象徴的存在であるので、地鎮祭とは性質的に異なるからであり、第2に、靖国神社公式参拝は政治的対立を引き起こす可能性が大きいからである。それゆえ、多数意見によっても、憲法20条3項違反となる可能性が大きいと考ええる。

○ 靖国神社は一宗教法人に過ぎないということが法律的な現実である以上、それが神道の象徴であるというのは、法律論ではなく、文化論のレベルの議論ではないのか。また、政治的対立が激しければネガティブにしか法律判断をしないのかどうか。政治的対立が激しいからこそ政府が判断すべきであるという考え方もありうるのではな

- いか。
- 靖国神社は現在も神道の象徴的存在であると考える。それゆえ、そのような靖国神社への公式参拝という国家行為は、その機能から見て、一つの宗教的団体とのかかわり合いにおいて象徴的な意味を持つことになる。
  - また、政治的対立の激しい問題であるということは、靖国神社公式参拝という国家行為により重大な政治的分裂を引き起こされる可能性が大きく、そのような国家行為を解釈論で合憲ということはできない。
  - 法律解釈、特に憲法解釈の場合、社会経済の万般を考慮することが必要である。例えば、統治行為論は、純粋な法律判断はしうとしても、諸般の事情によりそれをしていないというものである。それゆえ、過度のかわり合いいかどうかを判断する際に、かわり合いの象徴性及び政治的対立の要素を考慮することも不適当とは言えず、すなわち、これらの事項は解釈論の要素として意味を持つことであり、法律論のレベルの問題であると考ええる。
  - 靖国神社を神道の象徴とするのは、国家神道や軍国主義と関連させての議論である。それゆえ、軍国主義復活の可能性、国家神道復活の可能性の有無についてまず判断する必要があるのではないか。
  - 憲法20条の2項と3項との関係については、2項は個人の信仰の自由(内心の問題)の規定であり、3項は強制されないということと制度の上から担保するものと考えられる。2項では、「祝典、儀式、行事」の他に「行為」が挙げられ、これらの中では「行為」の語が最も広義に使われているが、3項は2項の担保のための制度的保障であるから、「宗教的活動」は2項の4つの意味をすべて含むと解することが適当である。
  - この点については、憲法の後に成立した教育基本法9条の文言からも分かるように、2項の「宗教上の行為」と3項の「宗教的活動」とは区別しようと考えられる。そして、公的資格での参拝は国家的行事ではなく、公に對して禁止される宗教的活動には入らないと考える。
  - 理論的には、「行為」＝「活動」とする論と「行為」は「活動」より広いとする論と両方とも成立しようと思うが、用語の上からも両者は区別しようのではないか。
  - この点についてはまず概念規定が必要であろう。憲法はGHQの承認がなければ成立していないはずであるので、GHQに提出された段階での英訳があれば理解の助けとなる。
  - ② ○ 終戦の詔勅は現在も生きているかどうか調べてもらいたい。この詔勅には「帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク形念スル所ナリ」と述べられており、もしこれが現在も有効であるとすれば、まさに憲法典の変化と国家の伝統という問題に帰することとなるのではないか。
  - また、島倉千代子の「東京だよおっ母さん」という歌(昭和32年)の中に靖国神社に關係する歌詞の2番があり、4、5年前までは歌われていたのに、現在歌われなくなったようだが、その理由を調べて欲しい。
- 詔勅は確かに慰靈追悼を国が行うという意味のことを言っているが、問題はその方法、祀り方であると思う。
  - ③ ○ 問題は、①法律論、②常民の常識、政治論、の三つの面から考える必要がある。第1点については、違憲の疑いを否定できないとする政府の見解は賛同しよう。ただし、憲法のみが最高の価値判断基準ではないので、第2と第3の点についても考慮しなければならぬ。
  - そこで第2点については、「常民の常識」という語を用いた柳田国男博士は、第2次大戦後、日本人の信仰のなめである祖先崇拜の衰えることは心配されたが、靖国神社についてはほとんど言及していない、これはつまり、博士が、靖国神社信仰は一時の傾向に過ぎず、常民の常識ではないと考えていたためとも思われる。
  - さらに第3点については、明治政府の取った国家主義は当時の日本が生きていくための道としては必要かつ優れたものであり、その一つの結果として神道は改編され、靖国神社はそのシンボルとなった。しかし、それは、歴史的には正しい方策であったが、今後はそれだけにとどまらず、新しい国家のシンボルが必要となる時期に来ており、そのような時に古い国家主義時代のシンボルを復活させることは疑問であろう。また、金鵄勲章復活論に対する中国の反対からも窺えるように、現在、日本の進路は諸外国を考慮に入れずには決められない時代となり、そのことも政治の問題として配慮する必要がある。
  - 結論としては、第1点の法律論上の違憲の疑いを覆すに足るだけの常民の常識や政治の必要性に乏しいと考える。政府は遺族の心情を汲み取る他の方策を考えるべきであろう。
  - 柳田博士が昭和22年に靖国神社で行った文化講演に「氏神と氏子」というものがあり、その中では、特に一家をなさず死んだ霊をどう祀るかということが重視されている。これは常民の常識の一例であると思う。
  - ④ ○ 公式参拝問題が国会で議論となったのは昭和50年からであるが、以降問題となるのは常に国会の会期末であり、政府は政治的配慮をせざるをえなかった。安倍長官時代に「参拝はすなわて私的な性格を有する」としていた見解を宮沢長官時代に「違憲の疑いを否定できない」としたのも政治的配慮からであろう。しかし、その結果は、イデオロギー的立場や戦前の怨念からの少数の反対論者を鼓舞しただけであったと思う。
- (2) 次回(第16回) 日時等
- 7月10日(水) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂
  - 次回も、「論点」に沿って、最後まで(いかにあるべきかの議論)を範囲として自由討議を続ける。

【794】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第17回（昭和60年7月18日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第16回懇談会議事概要
2. 靖国神社国営化並びに国務大臣公式参拝問題に関する見解（日本弁護士連合会）

【795】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第17回（昭和60年7月18日）  
資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第16回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第16回） 議事概要

1. 日 時 昭和60年7月10日（水） 午後3時～5時
2. 場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林 (敬) 座長、芦部、江藤、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、曾野、田上、知野、中村、林 (修)、横井 の各委員（欠席：梅原委員）  
(官邸) 藤波官房長官、山崎官房副長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか

4. 議 事

(1) 資料説明

資料2（終戦に関する詔勅）、資料3（「東京だよおっ母さん」歌詞等）及び資料4（日本国憲法の宗教条項作成過程）について吉居内閣審議室長から説明

(2) 自由討議（主な意見の概要）

① 憲法20条2項は個人の自由権の規定であり、「宗教」を広くとらえており、個人が宗教と言えばそれを宗教として受け入れざるを得ない。その意味で無批判、無限定であり、宗教法人法はこの考え方に立っている。

これに対し、3項の「宗教」はもう少し限定的である。もし、3項を2項と同様に無限定であると考えると、国家は宗教と一切のかかわりを持ちえないことになり、例えば教育基本法9条に現れている寛容の態度と矛盾することになる。また、その場合は、宗教ばかりか道徳までも排斥しなければならなくなるが、そもそも、宗教には深い本質的な部分と世俗的、習俗的な道徳・倫理的部分とがあることに留意すべきである。法と道徳と社会倫理は完全に区別できるものではなからう。それゆえ、3項と2項の「宗教」は異なり、したがって、国家が宗教的色彩のある行為に関与してもいかに違憲とはならないと考える。また、逆に言えば、そもそも宗教と無関係な国家はありえないことであらう。

○ 祖国愛の観点からは、国家のために死んだ人々を祀るのは国民として当然かつ最高の道徳感情であらう。公式参拝に対しては、戦争放棄、平和主義の立場からの反対が強いが、単に軍国主義の復活につながるというのは短絡的であらう。

○ ヨーロッパなどの非他的、攻撃的な性格の宗教観のもとでの政教分離と、日本のような柔軟、寛容な宗教観を持つ国での政教分離とは、その考え方が違ってよいのではないか。憲法20条の解釈に際しては、単に峻厳だけでなく、国民感情等にも配慮すべきではないか。

○ その違いは確かにあるが、だからといって日本において問題がないとは言えない。宗教・道徳と政治を全く切り離せないというのはそのとおりであるが、宗教の力を権

- 力が利用しようとしても、逆に宗教が権力と結びついて力を得ようとしても、宗教の破壊・墮落につながるものであり、そのようなかわりあいでは認められない。宗教はあくまでも内心の問題であり、国家は外面からその自由を保障すれば良いと考える。
- ②○ 靖国神社へのいわゆる公式参拝が違憲でないとする理由付けは次の二つの論のどちらかしかない。

その一は、靖国神社は宗教ないし宗教施設でないとする。しかし、これに対しては、靖国神社は特殊ではあっても宗教ないし宗教施設であると考えられる上、また、そもそも、慰霊・追悼が宗教的性質を持つかどうかの点についても、神社や教会での慰霊・追悼は、野辺の墓標に頭を下げるのとは異なり、宗教的性質を持つと考えられる。その二は、参拝は宗教的性質を持つが、それは私的であるとす。この論は、現在までの政府の解釈であり、その限りでは問題とならないが、それではいわゆる公式参拝は実現できないので、それに替わる方式がいろいろ提案されている。

その第1は、靖国神社法案の考え方であり、これによれば、国として行事を行うわけであり、当然に公的に参拝することとなる。しかし、これは明らかに違憲と考える。第2は、表敬法案の考え方であり、法律で認める特別な場合に公的に表敬することを認めようとするものであったが、反対論があり、実現しなかった。

この第1及び第2の挫折の結果が現状であり、そこで出てきたのが、第3の論、公的参拝で実現しようとするものだが、表敬法案が適切でないのと同じ問題がある。第4は、靖国神社に公的に参拝するが、神道に限定しない自由な方式にするなどその方式を改めることであり、一つの問題になり得る。これは神道ないし宗教色を薄めようとするものであるが、あまりにも技巧的な方法であって問題の本質的解決にならない上、神道方式である以上信仰のある人にとっては自らの信仰に反する場合があり得る点が問題である。

第5は、靖国神社を宗教法人でなくしてしまうという論で、靖国神社法案が違憲である以上靖国神社が自主的にそうなるしか方法は無いが、ただ、そうしたとしても、靖国神社が宗教法人でないとは言えても、直ちに靖国神社が宗教でないとは言えないであろう。

第6は、靖国神社は現在のままとし、他に国立の施設を設置し、非宗教的、無宗教的、汎宗教的に行事を行うようにするというものである。すなわち、国の行事として慰霊・追悼を行う場合には無宗教方式で行い、各宗教団体はそれぞれ的方式で儀式を行うようにするというものである。この場合、靖国神社へ行くのは信教の自由の問題である。

- ③○ 靖国神社参拝は、政府主催ではなく、神道儀式が行われているところに総理大臣が行くものであり、主催者の方式に従って参加するという点では、ペリー記念祭への外務大臣の出席や今里氏の葬儀への総理大臣の参列などと同じである。しかるに、それらが問題とならないのに、靖国神社参拝のみが問題となるのは、国家神道復活論、軍国主義復活論、A級戦犯合祀など、すべて政治的な要素を含めて考えているからであり、そのような判断は純粋な法解釈とは言えないか。

- 靖国神社だけが問題になるのではなく、例えば、総理大臣がキリスト教の教会や仏教の寺院で追悼式を行うとすれば、同様に問題となる。また、葬式は亡くなった方の宗教に従って行うものであり、それは国が追悼の儀式を特定の宗教で行うことにはならない。ペリー記念祭は、ペリーがクリスマスチャンであり、それに従ったというところ。国の機関が宗教的活動をしてはならないという点に関しては、国の主催でなくとも同じである。

- ④○ 靖国神社で無宗教方式で行事を行うことは常識に反する非礼であり、法が文化を否定することになる。聖なる場所ではその方式に従うのが当然であろう。

- 神社の方式に従うと言っても、その方式にはある程度幅があり、その中で非礼に当たらないようにすれば良いのではないか。

- 宗教条項のワッカーサー草案と現憲法はほとんど同じであり、占領下における日本と総司令部の関係を良く示している。国家は宗教・道徳から全く透明にはなり得ない。終戦の詔書は継続的効果を持たないと言いが、これを聞いた国民の中では持続している。このような歴史を無視して政府は存立し得ない。

- 本懇談会に関して、このような諮問はそもそもしない方が良かったのではないかと考えている。つまり、合憲だから参拝するというのではなく、違憲かどうかは分からないがまず参拝して反応を見ろという方法もありえたのではないか。

(3) 次回 (第17回) 日時等

- 7月18日 (木) 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂
- 次回は、閣僚の靖国神社参拝はいかにあるべきかの議論を含め、これまでの各論点の全体にわたって議論を行い、その後、今後の運び方等について協議を行うこととする。



【796】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第17回（昭和60年7月18日）  
〔会次第〕

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第18回）

日 時 昭和60年7月31日（水）  
午後2時～4時

場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂  
議事次第 報告書（案）について

【797】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第18回（昭和60年7月31日）  
配布資料

配 布 資 料

1. 第17回懇談会議事概要
2. 報告書（案）

【798】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第18回（昭和60年7月31日）

資料1 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第17回） 議事概要

資料1

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第17回） 議事概要

1. 日時 昭和60年7月18日（木） 午後2時～4時
2. 場所 内閣総理大臣官邸 大食堂
3. 出席者 (委員) 林（敬）座長、芦部、梅原、小口、小嶋、佐藤、末次、鈴木、田上、知野、中村、林（修）、横井 の各委員（欠席：江藤、曾野委員）  
(官邸) 藤波官房長官、藤森官房副長官、吉居内閣審議室長 ほか
4. 議事

(1) 自由討議（主な意見の要旨）

- ① 靖国神社に公式参拝するが、神道に限定しない自由な方式にするなどその方式を改めるという方法は、公式参拝費成・反対の両方にとって不満が残り、何ら問題の解決、方向付けにならない。

また、靖国神社という神道場で儀礼を行う以上、それは神となって祀られている者に対して行うのであり、その行為が黙禱であれ宗教的儀式と言わざるを得ない。

- 国務大臣が国務大臣として参拝することを強制できない以上、参拝の方式も決められる訳がない。参拝の方式を変えるということできなく、大臣の意思にまかせるということなら、問題はないのではないか。

- 神社等に参拝する場合、礼を失しない範囲ならどのような方式でも良いのではあつて、むしろ逆に、その宗教を信じない者がその方式を取つたら非礼に当たると思う。また、参拝する人の中には、信仰を持つておまいりする人と、祀られている者に敬意を表したおまいりする人と両方あり、後者の場合は、その行為自体が宗教的行為なのかどうか疑問に思う。

- 例えば、今後、レーガン大統領やエリザベス女王が靖国神社に参拝されたとして、その際に神道の方式を強要できないであろう。それは我が国の天皇陛下や総理大臣がウェストミンスター寺院に行つても同じであろう。

- 由緒あるお宮が自由な参拝形式を認めている例として、阿蘇神宮（官幣大社）がある。ここでは、仏教徒がお経を詠んで参詣するのを認めているが、それが歴史の上ではむしろ普通であり、靖国神社のように厳格に考えるのは特異であろう。

- 参拝の方式は、基本的に個々人の思うところの方式で行えば良いと思うが、宗教団体にも寛容な態度のところとそうでないところがあるので、それぞれの許容する範囲内であれば良いと考える。

- 靖国神社は排他的な性格になっており、自由な方式という考え方を受け入れるかどうか疑問に思う。

- ② 最高裁判決の目的効果論は靖国神社参拝問題にも当てはめられると考えるが、内実

において宗教的信仰の伴わないものは宗教的活動ではないというのは、最高裁判所の考え方と同じなのではないか。例えば、クリスチャンの大平氏が総理大臣となって参拝しても、本人も他人もそれにこだわらなかつた。

- ベリー記念祭や今里氏の葬儀への参列が問題とされないのは、その目的が宗教的意義を有しないからであると考えるが、靖国神社参拝も慰霊・表敬のためにおまいりするのであり、その点で異なるところはない。また、それは、寺社を文化財として保護するのが文教行政として許され、初詣等のための交通整理が警察行政として許されるのと同じではないのか。

- ③ 現在の参拝は実質的に公式参拝であると考ええる。総理大臣が国内の相当大きな儀式に参列するのは当然だからである。

ところで、公式参拝反対には2点理由があり、その1は軍国主義復活論であるが、これは政治運動であり、無視して良い。

その2は憲法論であるが、神社の場へ行くこと自体が違憲とするならともかく、靖国神社へおまいりする人は神道の信者だけではなく、その目的は慰霊であつて神道の普及のためではなく、また、効果も、神道を援助等しないので問題はないと考える。方式については、神道の形式に従うと異論が出る可能性があるので、厳粛かつ中立的な方式を考えれば良い。また、玉串料も、問題になりそうな点は避けられれば良い。

いずれにしても、現在の参拝は率直に見れば公式参拝であり、ただそれを明言しただけであると考える。そうであれば、公式参拝に反対する立場の者は現状においてすでに違憲であると言うべきであろう。

- 靖国神社の特殊性を考えれば軍との結びつきを考えざるを得ない。それは何も政治論としてだけではなく、憲法論の中にも政治的判断は含まれ得ると考える。

- 目的、効果の点では問題はないが、過度のかわり合いの点で問題となる。すなわく、公式参拝を実施すると政治的対立が激化し、典型的な政治的分裂を引き起こす。
- ④ 政教分離原則は信教の自由を実現するためのものであるが、憲法は必ずしも宗教を阿片と考えているわけではなく、むしろ宗教にプラスの評価を与えているものとも考える。そうであれば、宗教の社会的意義も考える必要があり、あまり分離を強調するのはどうか。

(2) 次回（第18回）日時等

- 7月31日（水） 午後2時～4時 内閣総理大臣官邸大食堂
- 次回までに、林修三座長代理と事務局で報告書の第1次草案を作つてもらうこととする。

【799】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第18回（昭和60年7月31日）  
資料2 報告書（第1次案）

資料2

目次（案）

60. 7. 31	
1.	はじめに
2.	閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯
(1)	靖国神社の概要等
(2)	靖国神社公式参拝問題の発生
3.	戦没者慰霊・追悼の在り方
(1)	国及びその機関による戦没者の慰霊・追悼
(2)	靖国神社における戦没者の慰霊・追悼
4.	閣僚の靖国神社公式参拝の考え方
(1)	公式参拝の意味
(2)	公式参拝と政教分離原則
(3)	公式参拝の方式
5.	靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項
(1)	靖国神社公式参拝の憲法適合性の問題
(2)	合祀対象の問題
(3)	国家神道・軍国主義復活の問題
(4)	信教の自由との関係
6.	新たな施設の設置
7.	終わりに
	報 告 書（案）
60. 7. 31	
1.	はじめに
	我々は、去る昭和59年8月3日、藤波内閣官房長官から、内閣総理大臣その他の国務大臣

の靖国神社参拝の在り方を巡る問題について、幅広く検討し、意見を述べるよう要請を受けた。そこで、今日まで約1年間、合計〇〇回にわたり懇談会を開催し、宗教団体等の意見や諸外国の実情など、この問題全般について調査を行い、自由な立場から討議を積み重ね、検討を行った結果、以下のように、我々の意見を取りまとめた。

2. 閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯

(1) 靖国神社の概要等

靖国神社は、明治2年に創建された東京招魂社にその起源を有しており、明治12年、靖国神社と改称、別格官幣社に列せられた。

戦前は、国事殉難者を祀る国の中心的施設として、国家管理の下に置かれ、戦争のたびごとに戦没者を合祀した。

戦後、連合国の占領政策（いわゆる神道指令）に基づき厳密な政教分離が図られて、神社に対する財政援助、公務員の公的資格における神社参拝等は禁止され、靖国神社は昭和21年に国家管理の手を離れて宗教法人となった。なお、公葬等の宗教的儀式及び行事につき、我が国の独立回復までの間、段階的にやや緩和された。

また、日本国憲法には、信教の自由・政教分離に関する規定（第20条・第89条）が置かれた。

しかしながら、宗教法人靖国神社は、戦後も、引き続き、先の大戦における多数の戦没者の合祀を行っており、同神社における合祀柱数は、昭和60年7月末現在で、246万4151柱となっている。

(2) 靖国神社公式参拝問題の発生

昭和27年4月28日、いわゆるサンフランシスコ対日平和条約の発効により我が国が独立を回復し、神道指令が効力を失った後、日本遺族厚生連盟（後の日本遺族会）を中心に、国民の間で、靖国神社を国営化しないし国家護持すべきであるとの運動が生じた。

昭和50年頃から、上記の運動に替わり、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に私的資格で参拝していたことについて、公的資格で参拝（いわゆる公式参拝）すべきであるとの運動が展開され、様々な反響を呼ぶに至った。

3. 戦没者慰霊・追悼の在り方

(1) 国及びその機関による戦没者の慰霊・追悼

祖国や父母、妻子、同胞等を守るために一命を捧げた戦没者の慰霊・追悼を行うことは、祖国や世界の平和を祈念し、家族を失った遺族を慰めることでもあり、人間として自然の感情であって、宗教・宗派・民族・国家の別などを超えて認められるところである。このような慰霊・追悼を、国民の要望に即し、国及びその機関が国民を代表する立場で行うことも、当然であり、諸外国の実情を見ても、各国の法令上の差異や、国家と宗教とのかわり方の相違などにかかわらず、自ら慰霊・追悼のための行事を行い、あるいは、民間団体が行うこれらの行事に参列するなど、戦没者の慰霊・追悼を公的に行う多数の例が存在する。

我が国においても、この間の事情は、これら諸外国と異なるところはない。先の大戦に至るまでの数次の戦争における戦没者に対し慰霊・追悼の念を表すことは、国民感情にも合致し、遺族の心情にも沿うものであって、国民として当然の所為というべきである。また、内閣総理大臣その他の國務大臣も、国民を代表する立場において、行事主催又は行事参列等の形で、戦没者の慰霊・追悼を行うことが適当であろう。

(2) 靖国神社における戦没者の慰霊・追悼

戦後、戦没者を慰霊・追悼するために、国は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設立し、また、同所で納骨及び拝礼式や8月15日に日本武道館において全国戦没者追悼式を主催して、これら式典に内閣総理大臣その他の國務大臣等が公的資格で参列している。

しかし、国民や遺族の多くは、戦後40年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者慰霊・追悼の中心的施設であるとし、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による慰霊・追悼の途が講ぜられること、更に言えば、内閣総理大臣その他の國務大臣が同神社に公式参拝することを望んでいるものと思われる。

そこで、政府においては、この際、このような大方の国民感情や遺族の心情を酌み、何らかの形で内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社への公式参拝を実施すべきであると考えらる。

#### 4. 閣僚の靖国神社公式参拝の考え方

(1) 公式参拝の意味

それでは、内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社公式参拝とは、どのような参拝を言うのだろうか。それは、閣僚が公的資格（閣僚としての資格）で行う参拝のことであり、したがって、閣議決定などは特に必要ではなく、玉串料について、これを私費で負担したとしても、資格が公的であればやはり公式参拝であると考えらる。

その際、参拝の形式については、いわゆる正式参拝（靖国神社の定めた方式に従った参拝であり、昇殿を伴う。）又は社頭参拝等の形式に左右されるものではなく、さらに、あえて言えば、神道の形式にも限定されない。閣僚が自らの思うところの方式に従って拜礼するとしても、その資格が公的であればやはり公式参拝であると考えらる。また、靖国神社で行われる儀式・行事（例えば、多数の遺族によって行われる慰霊・追悼のための儀式・行事も含む。）に公的資格で参列して拜礼するような場合も公式参拝と言い得るであろう。

(2) 公式参拝と政教分離原則

ところで、公式参拝の実施については、憲法第20条及び第89条の政教分離原則との関係が問題となるが、本懇談会において慎重に検討した結果、違憲とならない何らかの形で公式参拝を実施することは、以下の理由により不可能ではないと判断した。

すなわち、憲法の政教分離原則に関する解釈等について、津地鎮祭事件に関する最高裁判所判決（昭和52年7月13日）（以下単に最高裁判決と言う。）は、いわゆる目的効果論を展開し、おおむね次のように述べている。

政教分離原則は信教の自由を確保するための制度的保障であり、国家と宗教とのかわり合いを全く許さないものではない。国家と宗教とのかわり合いが許されるかどうかは、そのかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるかどうかで判断すべきである。憲法第20条第3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである。本件地鎮祭は、宗教とかわり合いを持つものであることを否定し得ないが、目的は専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、又は、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないので、この宗教的活動に該当しない。

これによれば、最高裁判決で問題となった地鎮祭のように、憲法第20条第3項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明らかである。

もちろん、靖国神社に参拝する問題を地鎮祭と同一に論ずることはできないとの意見もあろう。しかし、この点については、例えば、国家、社会のために功績のあった者について、その者の遺族、関係者が行う特定の宗教上の方式による葬儀・法要等に、内閣総理大臣等閣僚が公的に参列しても、社会通念上別段問題とされていないという事実もある。なお、戦没者の慰霊・追悼それ自体は宗教的意義を持つものではないということも考慮すべきである。

したがって、最高裁判決に言う目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離の原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得るものと考えらる。

(3) 公式参拝の方式

靖国神社への公式参拝を実施する場合には、儀式の主権者の問題（例えば遺族会主催の行事にするか）であるとか、順序作法（式次第）、当該行為の行われる場所（例えば社頭で行うか）等、具体的問題について詰めるべき点は多々あろうが、政府は、我々の意のあるところを理解して、社会通念に照らし、慰霊・追悼の行為としてふさわしいものである。当該行為の態様が政教分離の原則に抵触しないと認められる適切な方式を考慮すべきである。

さらに、政府は、公式参拝を実施するに当たり、以下の「靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項」に記載した事項についても、十分検討し、配慮すべきである。

#### 5. 靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項

(1) 靖国神社公式参拝の憲法適合性の問題

靖国神社公式参拝に関して最も問題となるこの点については、討議の過程において、多様な考え方が示された。代表的なものとしては、その1は、憲法第20条第3項の政教分離原則は国と宗教との完全な分離を求めるものではなく、靖国神社公式参拝は同項で禁止される宗教的活動には当たらないとする論、その2は、最高裁判決の目的効果論に従えば、公式参拝は神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えたりすることにはならないので、違憲ではないとする論、その3は、最高裁判決の目的効果論に

従えば、現在の正式参拝の形であればともかくとして、他の適当な形での参拝であれば違憲とまでは言えないとする論、その4は、靖国神社公式参拝は憲法第20条第3項に言う宗教的活動に当たり違憲であるとする論、その5は、最高裁判決の目的効果論に従ったとしても、公式参拝は相当とされるかわり合いの限度を超え、違憲であるとする論、などである。

しかし、憲法との関係をどう考えるかということは、重要な問題ではあるが、我々は憲法解釈を有権的に行える立場にあるわけではないので、憲法第20条の解釈についての最高裁判決を基本として考えることとし、その結果として前記4の結論を得たものである。

なお、靖国神社公式参拝について、違憲とされない方式はほとんど考えられないとの意見もあるが、政府はかかる意見が存在することにも留意の上、最高裁判決が言う目的・効果に関し、同判決が問題とするように、宗教的意義を有するか、靖国神社、あるいは、同神社の活動を援助、助長、促進し、又は、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えるなどのおそれのないよう、十分慎重な態度で対処されたい。

#### (2) 合祀対象の問題

一部のメンバーから、靖国神社に合祀される対象については、「国事に殉じた人々」とされているものの、例えば、明治維新前後のいわゆる賊軍が祀られていることや、A級戦犯が合祀されていることなど、問題があるとの意見があった。

しかし、合祀者の決定は靖国神社の行うところであり、また、多数のメンバーは、合祀者の決定に仮に問題があるとしても、現に祀られている大部分の者は、国家、社会、国民のためと思って尊い生命を捧げた人々であり、それらをおろそかにして良いことにはならないと考えた。

ただし、政府は、公式参拝を実施する場合、これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう。

#### (3) 国家神道・軍国主義復活の問題

国民の一部に、靖国神社公式参拝は国家神道の復活、軍国主義の復活に結びつくおそれがあるとの意見があり、懇談会においても、そのようなところへ公式参拝することは問題であるとの意見があった。

しかし、多数のメンバーは、現在、靖国神社は宗教法人であり、また、これらの問題に対して憲法上の歯止めがある今日、そのような懸念はないと考えた。ただし、靖国神社がたとえ戦前の一時期にせよ、軍国主義の立場から利用されたことは事実であるし、また、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとしてそれに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられたことも事実であるので、政府は、公式参拝の実施に際しては、そのような不安を招くことのないよう、将来にわたって十分配慮すべきである。

#### (4) 信教の自由との関係

靖国神社への参拝という行為は、宗教とのかかわり合いを持つ行為である。したがって、政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に当たっては、憲法第20条第2項（信教の自由）との関係に留意すべきである。

### 6. 新たな施設の設置

靖国神社公式参拝の問題に関連して、一部のメンバーから、この際、戦没者のみならず、社会や人々のために平時の生活の中で自らの生命を犠牲、人命救助や安全確保などに尽くして亡くなった人々をも併せ祀る公的な慰霊・追悼施設を新たに設置してはどうかという意見が出された。

このことについて、靖国神社がそのような性格のものに変化することは不可能であろうとの意見や、この新たな施設においては、宗教・宗派の別なく全く自由な慰霊・追悼の方式が認められるべきである等の意見があった。

多数のメンバーは、この新たな施設の設置そのものは十分考慮に値することしつつも、かかる施設が設置されたからといって、大方の国民感情や遺族の心情において靖国神社の存在意義が失われるわけではないので、それのみでは本問題の解決にはならないのではないかと考えた。また、このことは、我々に課せられた要請に必ずしも直接関係する問題ではないと思われたので、具体的な検討は行わなかった。

### 7. 終わりに

我々以上のように懇談会の意見を取りまとめた。政府はこれを検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取られたい。

【800】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第19回（昭和60年8月3日）  
〔会次第〕

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第19回）

日 時 昭和60年8月3日（土）  
正午～午後5時

場 所 ホテルオークラ 銀扇の間

議事次第 報告書（第2次案）について

【801】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第19回（昭和60年8月3日）  
配布資料

配 布 資 料

- 報告書（第2次案）
- 報告書（第1次案）に関する各委員の意見

【802】閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第19回 (昭和60年8月3日)  
 【報告書 (第2次案)】

〔第二次案〕

目次 (案)	60. 8. 3
1. はじめに .....	1
2. 閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯 .....	1
(1) 靖国神社の概要等 .....	1
(2) 靖国神社公式参拝問題の発生 .....	1
3. 戦没者追悼の在り方 .....	2
(1) 国及びその機関による戦没者の追悼 .....	2
(2) 我が国における戦没者の追悼 .....	2
(3) 靖国神社における戦没者の追悼 .....	2
4. 閣僚の靖国神社公式参拝の考え方 .....	3
(1) 公式参拝の意味 .....	3
(2) 公式参拝と政教分離原則 .....	3
(3) 公式参拝の方式 .....	4
5. 靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項 .....	4
(1) 靖国神社公式参拝の憲法適合性の問題 .....	4
(2) 合祀対象の問題 .....	5
(3) 国家神道・軍国主義復活の問題 .....	6
(4) 信教の自由との関係 .....	6
(5) 政治的対立、国際的反応の問題 .....	6
6. 新たな施設の設置 .....	6
7. 終わりに .....	7

報 告 書 (案)

60. 8. 3

1. はじめに

我々は、昭和59年8月3日、藤波内閣官房長官から、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝の在り方について、憲法上の論点、国民意識とのかかわりなどを幅広く検討し、意見を述べるよう要請を受けた。

そこで、今日まで約1年間、合計〇〇回にわたり懇談会を開催し、宗教団体等の意見や諸外国の実情を含め、この問題全般について調査を行い、自由な立場から討議を積み重ね、検討を行って来たが、ここにその結果を報告する。

なお、我々の間には、いくつかの点について意見の対立があり、必ずしも、すべての点について全員の一致した意見を得ることはできなかった。そのため、この報告においては、意見の大勢を示すことに主眼を置くこととし、意見の一致を見るに至らなかった点のうち、重要なものについては、その旨を特に掲げることとした。

2. 閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯

(1) 靖国神社の概要等

靖国神社は、明治2年に創建された東京招魂社にその起源を有しており、明治12年、靖国神社と改称、別格官幣社に列せられた。

戦前は、国事殉難者を祀る国の中心的施設として、国家管理の下に置かれ、戦争・事変等による戦没者を合祀した。

戦後、連合国の占領政策の一環として、いわゆる神道指令 (昭和20年12月15日) に基づき、さらには、思想・言論の自由及び信教の自由に対する要求を背景として、厳密な政教分離が行われ、公務員の公的資格における神道の保証、支援等、公の財源による神社に対する財政援助等は禁止され、靖国神社は昭和21年に国家管理の手を離れて宗教法人となった。なお、地方公共団体等が行う戦没者に対する公葬等の宗教的儀式及び行事は厳しく禁止されていたが、我が国の独立回復の際、緩和された。

また、日本国憲法には、信教の自由・政教分離に関する規定 (第20条・第89条) が置かれることとなった。

しかしながら、宗教学法人靖国神社は、戦後も、引き続き、先の大戦における多数の戦没者の合祀を行っており、同神社における合祀柱数は、昭和60年7月末現在で、246万4151柱となっている。

(2) 靖国神社公式参拝問題の発生

昭和27年4月28日、日本国との平和条約の発効により、連合国の占領が終了して我が国が独立を回復し、神道指令は効力を失うこととなった後、日本遺族厚生連盟 (後の日本遺族会) を中心に、国民の間に、靖国神社を再び国営化ないし国家維持すべきであるとの運動が生じた。

昭和50年頃から、上記の運動に替わり、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に私的資格で参拝していたことについて、公的資格で参拝 (いわゆる公式参拝) すべきであるとの運動が展開された。これに対し、このような公式参拝は、憲法第20条第3項の禁止する国の機関の宗教的活動に当たり、違憲であるとの憲法論からする反対論も主張され、様々な政治的、社会的反響を呼ぶに至った。また、公式参拝に関連して、昭和53年10

月17日及び昭和55年11月17日の2度にわたり、政府の統一見解が表明され、この見解を巡る論議も活発となった。

### 3. 戦没者追悼の在り方

#### (1) 国及びその機関による戦没者の追悼

祖国や父母、妻子、同胞等を守るために一命を捧げた戦没者の追悼を行うことは、祖国や世界の平和を折念し、また、肉親を失った遺族を慰めることでもあり、宗教・宗派、民族・国家の別を超えた人間自然の普遍的な情感である。このような追悼を、国民の要望に即し、国及びその機関が国民を代表する立場で行うことも、当然であり、諸外国の実情を見ても、各国の法令上の差異や、国家と宗教とのかわり方の相違などにかかわらず、国が自ら追悼のための行事を行い、あるいは、例えば、大統領等の公的機関が民間団体の行うこれらの行事に公的資格において参列するなど、戦没者の追悼を公的に行う多数の例が存在する。

#### (2) 我が国における戦没者の追悼

我が国においても、この間の事情は、これら諸外国と同様に考えることができる。先の大戦に至るまでの数次の戦争における戦没者に対し追悼の念を表すことは、国民多数の感情にも合致し、遺族の心情にも沿うものであって、国民として当然の所為というべきである。また、内閣総理大臣その他の国務大臣も、国民を代表する立場において、国民の多数が支持し、受け入れる形で行事を主催し、又は、行事に参列することによって、戦没者の追悼を行うことが適当であろう。

戦後、戦没者を追悼するために、国は、昭和27年5月2日、新宿御苑において、全国戦没者追悼式を実施した。以後、昭和34年3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設立し、その竣工式に併せ、同所において、昭和38年8月15日、日比谷公会堂において、昭和39年8月15日、靖国神社境内地において、昭和40年以降毎年8月15日(昭和57年以降「戦没者を追悼し平和を折念する日」)に、日本武道館において、全国戦没者追悼式を主催し、また、昭和40年以降、毎春、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において納骨並びに拜礼式を主催して、これらの式典には内閣総理大臣その他の国務大臣等が公的資格で参列している。

#### (3) 靖国神社における戦没者の追悼

しかし、国民や遺族の多くは、戦後40年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており、したがって、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内閣総理大臣その他の国務大臣が同神社に公式参拜することを望んでいるものと認められる。

そこで、政府においては、靖国神社が宗教法人であることにかんがみると、同神社に公式参拜することについては、信教の自由及び政教分離に関する憲法の規定上疑義があるとの意見もあるが、この際、大方の国民感情や遺族の心情を汲み、このような憲法の規定の趣旨に反することなく、また、国民の多数により支持され、受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拜を実施する方途を検討すべきであると考えられる。

### 4. 関係の靖国神社公式参拜の考え方

#### (1) 公式参拜の意味

それでは、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拜とは、どのような参拜を言うのだろうか。それは、閣僚が公的資格(閣僚としての資格)で行う参拜のことであり、したがって、閣議決定などは特に必要ではなく、また、玉串料についても、これを私費で負担したとしても、資格が公的であればやはり公式参拜であると考えられる。

その際、参拜の形式については、いわゆる正式参拜(靖国神社の定めた方式に従った参拜であり、昇殿を伴う。)又は社頭参拜等の形式に左右されるものではなく、さらに、神道の形式にも限定されない。すなわち、閣僚が自らの思うところの方式に従って拜礼するとしても、その資格が公的であればやはり公式参拜であると考えられる。また、靖国神社で行われる儀式・行事(例えば、多数の遺族によって行われる追悼のための儀式・行事も含む。)に公的資格で参列して拜礼するような場合も公式参拜と言いつても可いであろう。

#### (2) 公式参拜と政教分離原則

ところで、公式参拜の実施については、憲法第20条及び第89条のいわゆる政教分離原則との関係が問題となる。この問題については、以下の理由により、違憲とならない何らかの形が考えられるならばその形で公式参拜を実施することが可能であると考えられる。ただし、この点については、違憲であるとの疑いを禁じ得ないとの意見があることを付記する。

憲法の政教分離原則に関する解釈等については、津地鎮祭事件に関する最高裁判所判決(昭和55年7月13日)(以下単に最高裁判決と言う。)は、おおむね次のように述べている。

「いわゆる政教分離原則は信教の自由を制度的に確保するための原則であり、国家と宗教とのかわり合いを全く許さないものではない。国家と宗教とのかかわり合いが許されるかどうかは、そのかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるかどうかによって判断すべきである。憲法第20条第3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである。本件地鎮祭は、宗教とかわり合いを持つものであることを否定し得ないが、目的は専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、又は、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないので、この宗教的活動に該当しない。」

これによれば、最高裁判決で問題とされた地鎮祭のように、憲法第20条第3項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明らかである。

この点については、最高裁判決の解釈として、靖国神社に参拜する問題を地鎮祭と同一に論ずることはできないとの意見もあった。しかし、戦没者に対する追悼をそれ自体は、地鎮祭の場合と同様に、必ずしも宗教的意義を持つものとは言えないのであろうし、また、例えば、国家、社会のために功績のあった者について、その者の遺族、関係者が行う特定の宗教上の方式による葬儀・法要等に、内閣総理大臣等閣僚が公的な資格において参列し



ても、社会通念上別段問題とされていないという事実があることも考慮されるべきである。

したがって、最高裁判決に言う目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得るものと考えられる。

(3) 公式参拝の方式

靖国神社への公式参拝を実施する場合には、儀式の主催者の問題（例えば遺族会主催の行事が行われる場合にするか）であるとか、その他、追悼の方式の問題、当該行為が行われる場所の問題（例えば社頭で行うか）等、具体的に検討を要する点は多々あるが、政府は、社会通念に照らし、追悼の行為としてふさわしいものであって、かつ、その行為の態様が政教分離原則に抵触しないと認められる適切な方式を考慮すべきである。

さらに、政府は、公式参拝を実施するに当たり、以下の「靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項」に記載した事項についても、十分検討し、配慮すべきである。

5. 靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項

(1) 靖国神社公式参拝の憲法適合性の問題

靖国神社公式参拝に関して最も問題となるこの点については、討議の過程において、多様な意見が主張された。これらの意見の対立は、おおよそ次のように集約することができる。

(その1) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国と宗教との完全な分離を求めるものではなく、靖国神社公式参拝は同項で禁止される宗教的活動には当たらないとする意見

(その2) 最高裁判決の目的効果論に従えば、公式参拝は神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えたりすることにはならないので、違憲ではないとする意見

(その3) 最高裁判決の目的効果論に従えば、現在の正式参拝の形であれば問題があるとしても、他の適当な形での参拝であれば違憲とまでは言えないとする意見

(その4) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国と宗教との完全な分離を求めるものであり、宗教法人である靖国神社に公式参拝することは、どのような形にせよ憲法第20条第3項の禁止する宗教的活動に当たり、違憲と言わざるを得ないとする意見（その5）最高裁判決の目的効果論に従ったとしても、宗教団体である靖国神社に公式参拝することは、たとえ、目的は世俗的であっても、その効果において国と宗教団体との深いかわり合いをもたらし象徴的な意味を持つので、国家と宗教とのかわり合いの相当とされる限度を超え、違憲と言わざるを得ないとする意見

しかし、憲法との関係をどう考えるかについては、最高裁判決を基本として考えることとし、その結果として、前記4の(2)、すなわち、目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離の原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得る旨の結論を得たものである。

ただし、この点については、上記（その4）・（その5）記載のとおり、異論があり、特に、（その5）の立場から、「靖国神社がかつて国家神道の一つの象徴的存在であり、戦争

を推進する精神的支柱としての役割を果たしたことは否定できないために、多くの宗教団体をはじめとして、公式参拝に疑念を寄せる世論の声も相当あり、公式参拝が政治的・社会的な対立ないし混乱を引き起こす可能性は少なくない。これらを考え合わせると、公式参拝の場合は、地鎮祭と異なるものがあり、「過度のかわり合い」に当たるとの主張があった。

政府はかかる意見が存在することにも留意し、最高裁判決に言う目的・効果に関し、同判決が問題とするように、相当とされる限度を超え、宗教的意義を有するとか、靖国神社、あるいは、同神社の活動を援助、助長、促進し、又は、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えるなどのおそれのないよう、十分慎重な態度で対処する必要がある。

(2) 合祀対象の問題

討議の過程において、靖国神社に合祀される対象については、「国事に殉じた人々」とされているものの、例えば、明治維新前後においていわゆる賊軍と称せられた人々が祀られていないことや、極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることなどには問題があるとの意見があった。

しかし、合祀者の決定は、現在、靖国神社の自由になし得るところであり、また、合祀者の決定に仮に問題があるとしても、現に祀られている大部分の者は、国家、社会、国民のためと思って尊い生命を捧げた人々であり、それらをおろそかにして良いことにはならないであろう。

ただし、政府は、公式参拝を実施する場合、これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう。

(3) 国家神道・軍国主義復活の問題

国民の一部に、靖国神社公式参拝は戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくおそれがあるとの意見があり、討議の過程においても、そのような靖国神社へ公式参拝することとは問題であるとの意見があった。

しかし、現在、靖国神社は他の宗教と同じ地位にある宗教法人であり、戦前の国家神道の復活は憲法上あり得ない。また、いわゆる軍国主義の問題に対しても憲法上の歯止めが存在する今日、そのような懸念はないと言わなければならない。ただし、靖国神社がたとえ戦前の一時期にせよ、軍国主義の立場から利用されていたことは事実であるし、また、国家神道に対し事実上宗教的地位が与えられ、時としてそれに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられたことも事実であるので、政府は、公式参拝の実施に際しては、いささかもそのような不安を招くことのないよう、将来にわたって十分配慮すべきであることは当然である。

(4) 信教の自由との関係

靖国神社への参拝という行為は、宗教とのかわり合いを持つ行為である。したがって、政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に当たっては、憲法第20条第2項（信教の自由）との関係に留意し、閣僚の個人としての意思を尊重し、制度化によって強制する等、信教の自由を侵すことのないよう配慮すべきである。

(5) 政治的対立、国際的反応の問題

討議の過程において、靖国神社公式参拝の実施は過度の政治的対立を招き、あるいは、

国際的にも非難を受けかねないとの意見があった。  
政府は、この点についても、そのような対立の解消、非難の回避に十分努めるべきであらう。

#### 6. 新たな施設の設置

靖国神社公式参拝の問題に関連して、一部のメンバーから、この際、戦没者のみならず、社会や人々のために平時の生活の中で自らの生命を犠牲、人命救助や安全確保などに尽くして亡くなった人々をも併せ祀る公的な追悼施設を新たに設置し、この新たな施設においては、宗教・宗派の別なく全く自由な追悼の方式が認められるべきである等の意見があった。  
しかし、この新たな施設の設置そのものは十分考慮に値することではあるが、かかる施設が設置されたからといって、大方の国民感情や遺族の心情において靖国神社の存在意義が置き換えられるものではないし、また、このことは、我々に課せられた要請に必ずしも直接関係する問題ではないと思われるので、具体的な検討は行わなかった。

#### 7. 終わりに

政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取らねばならない。

【803】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第20回（昭和60年8月7日）  
〔会次第〕

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第20回）

日 時 昭和60年8月7日（水）  
午後2時～4時

場 所 内閣総理大臣官邸 大客間

議事次第 報告書（第3次案）について

【804】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第20回（昭和60年8月7日）  
配布資料

【805】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第20回（昭和60年8月7日）  
〔報告書（第3次案）〕

60. 8. 7

昭和60年8月 日

配 布 資 料

内閣官房長官

藤 波 孝 生 殿

○ 報告書（第3次案）

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会

敬 信 三 喜 猛 淳 一 司 功 郎 雄 子 治 雄 元 三 井  
林 部 原 藤 口 嶋 藤 次 木 野 上 野 村 井  
芦 梅 江 小 小 佐 末 鈴 曾 田 知 中 林 横  
敬 信 三 喜 猛 淳 一 司 功 郎 雄 子 治 雄 元 三 井

我々は、昨年8月3日、内閣官房長官から内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝の在り方を巡る問題について意見を述べるよう要請を受け、今日まで検討を続けて来たが、別添のとおり意見を取りまとめたので、報告する。

〔第三次案〕

60. 8. 7

目 次 (案)

1. はじめに	1
2. 閣僚の靖国神社公式参拜問題の経緯	1
(1) 靖国神社の概要等	1
(2) 靖国神社公式参拜問題の発生	1
3. 戦没者追悼の在り方	2
(1) 国及びその機関による戦没者の追悼	2
(2) 我が国における戦没者の追悼	2
4. 閣僚の靖国神社公式参拜の意味	3
5. 閣僚の靖国神社公式参拜の憲法適合性	3
(1) 政教分離原則に関する最高裁判所判決	3
(2) 公式参拜の憲法適合性に関する考え方	4
6. 閣僚の靖国神社公式参拜に関して配慮すべき事項	5
(1) 公式参拜の方式の問題	5
(2) 合祀対象の問題	5
(3) 国家神道・軍国主義復活の問題	6
(4) 信教の自由の問題	6
(5) 政治的対立、国際的反応の問題	6
7. 新たな施設の設置	6
8. 終わりに	7

報 告 書 (案)

60. 8. 7

1. はじめに

我々は、昭和59年8月3日、藤波内閣官房長官から、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拜の在り方について、憲法上の論点、国民意識とのかわりなどを幅広く検討し、意見を述べるよう要請を受けた。

そこで、今日まで約1年間、合計〇〇回にわたり懇談会を開催し、宗教団体等の意見や諸外国の実情を含め、この問題全般について調査を行い、自由な立場から討議を積み重ね、検討を行ってきたが、ここにその結果を報告する。

なお、我々の間には、いくつかの点について意見の対立があり、必ずしも、すべての点について全員的一致した意見を得ることはできなかった。そのため、この報告においては、意

見の主なものを示すことに主眼を置くこととし、意見の一致を見るに至らなかった点のうち、重要なものについては、その旨を特に掲げることとした。

2. 閣僚の靖国神社公式参拜問題の経緯

(1) 靖国神社の概要等

靖国神社は、明治2年に創建された東京招魂社にその起源を有しており、明治12年、靖国神社と改称、別格官幣社に列せられた。

戦前は、国事殉難者を祀る国の中心的施設として、国家管理の下に置かれ、戦争・事変等による戦没者を合祀した。

戦後、連合国の占領政策の一環として、いわゆる神道指令（昭和20年12月15日）に基づき、さらに、思想・言論の自由及び信教の自由に対する要求を背景として、厳密な政教分離が行われ、公務員の公的資格における神道の保証、支援等、公の財源による神社に対する財政援助等は禁止され、靖国神社は昭和21年に国家管理の手を離れて宗教法人となった。なお、地方公共団体等が戦没者に対する葬祭等に関与することも厳しく禁止されていたが、我が国の独立回復の際、緩和された。

また、日本国憲法には、信教の自由・政教分離に関する規定（第20条・第89条）が置かれることとなった。

しかしながら、宗教法人靖国神社は、戦後も、引き続き、先の大戦における多数の戦没者の合祀を行っており、同神社における合祀柱数は、昭和60年7月末現在で、246万4151柱となっている。

(2) 靖国神社公式参拜問題の発生

昭和27年4月28日、日本国との平和条約の発効により、連合国の占領が終了して我が国が独立を回復し、神道指令は効力を失うこととなった後、日本遺族厚生連盟（後の日本遺族会）を中心に、国民の間に、靖国神社を再び国営化しないし国家護持すべきであるとの運動が生じた。

昭和50年頃から、上記の運動に代わり、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に私的資格で参拜したことについて、公的資格で参拜（いわゆる公式参拜）すべきであるとの運動が展開された。これに対し、このような公式参拜は、憲法第20条第3項の禁止する国の機関の宗教的活動に当たり、違憲であるとの憲法論からする反対論も主張され、様々な政治的、社会的反響を呼ぶに至った。また、公式参拜に関連して、昭和55年10月17日及び昭和55年11月17日の2度にわたり、政府の統一見解が表明され、この見解を巡る論議も活発となった。

3. 戦没者追悼の在り方

(1) 国及びその機関による戦没者の追悼

祖国や父母、妻子、同胞等を守るために一命を捧げた戦没者の追悼を行うことは、祖国や世界の平和を祈念し、また、肉親を失った遺族を慰めることでもあり、宗教・宗派、民族・国家の別などを超えた人間自然の普遍的な情感である。このような追悼を、国民の要望に即し、国及びその機関が国民を代表する立場で行うことも、当然であり、諸外国の実

情を見ても、各国の法令上の差異や、国家と宗教とのかわり方の相違などにかかわらず、国が自ら追悼のための行事を行い、あるいは、例えば、大統領等の公的機関が民間団体の行うこれらの行事に公的資格において参列するなど、戦没者の追悼を公的に行う多数の例が存在する。

(2) 我が国における戦没者の追悼

我が国においても、この間の事情は、これら諸外国と同様に考えることができる。先の大戦に至るまでの数次の戦争における戦没者に対し追悼の念を表すことは、国民多数の感情にも合致し、遺族の心情にも沿うものであって、国民として当然の所為というべきである。また、内閣総理大臣その他の国務大臣も、国民を代表する立場において、国民の多数が支持し、受け入れる形で行事を主催し、又は、行事に参列することによって、戦没者の追悼を行うことが適当であろう。

戦後、戦没者を追悼するために、国は、昭和27年5月2日、新宿御苑において全国戦没者追悼式を実施した。以後、昭和34年3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設立し、その竣工式に併せて、同所において、昭和38年8月15日、日比谷公会堂において、また、昭和39年8月15日、靖国神社境内地において、昭和40年以降毎年8月15日(昭和57年以降「戦没者を追悼し平和を祈念する日」)に日本武道館において、それぞれ全国戦没者追悼式を主催し、さらに、昭和40年以降、毎春、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において納骨並びに拜礼式を主催して、これらの各式典には内閣総理大臣その他の国務大臣等が公的資格で参列している。

しかし、国民や遺族の多くは、戦後40年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており、したがって、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内閣総理大臣その他の国務大臣が同神社に公式参拝することを望んでいるものと認められる。

4. 閣僚の靖国神社公式参拝の意味

それでは、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、どのような参拝を言うのであるか。それは、閣僚が公的資格(閣僚としての資格)で行う参拝のことであり、したがって、閣議決定などは特に必要ではなく、また、玉串料についても、これを私費で負担したとしても、資格が公的であればやはり公式参拝であると考えられる。

その際、参拝の形式については、いわゆる正式参拝(靖国神社の定めた方式に従った参拝であり、昇殿を伴う。)又は社頭参拝等の形式に左右されるものではなく、さらに、神道の形式にも限定されない。すなわち、閣僚が自らの思うところの方式に従って拜礼するとしても、その資格が公的であればやはり公式参拝であると考えられる。また、靖国神社で行われる儀式・行事(例えば、多数の遺族によって行われる追悼のための儀式・行事も含む。)に公的資格で参列して拜礼するような場合も公式参拝と言い得るのである。

5. 閣僚の靖国神社公式参拝の憲法適合性

(1) 政教分離原則に関する最高裁判所判決

ところで、内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に公式参拝するについては、憲法

第20条及び第89条のいわゆる政教分離原則との関係が問題となる。

この政教分離原則に関する解釈等については、津地鎮祭事件に関する最高裁判所判決(昭和52年7月13日)(以下単に最高裁判決と言う。)が参考となるが、同判決は、特に、憲法第20条第3項の「宗教的活動」に関して、おおむね次のように述べている。

いわゆる政教分離原則は信教の自由を制度的に確保するための原則であり、国家と宗教とのかわり合いを全く許さないものではない。国家と宗教とのかわり合いが許されるかどうかは、そのかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるかどうかによって判断すべきである。憲法第20条第3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである。本件地鎮祭は、宗教とかわり合いを持つものであることを否定し得ないが、目的は専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、又は、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないので、この宗教的活動に該当しない。

これによれば、憲法第20条第3項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明らかである。

(2) 公式参拝の憲法適合性に関する考え方

靖国神社公式参拝が憲法第20条第3項で禁止される「宗教的活動」に該当するかどうかについては、討議の過程において、多様な意見が主張された。これらの意見の対立は、おおよそ次のように集約することができる。

(その1) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国と宗教との完全な分離を求めるものではなく、靖国神社公式参拝は同項で禁止される宗教的活動には当たらないとする意見

(その2) 最高裁判決の目的効果論に従えば、公式参拝は神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えたりすることにはならないので、違憲ではないとする意見

(その3) 最高裁判決の目的効果論に従えば、我が国には複数信仰の基盤があることもあり、公式参拝は現在の正式参拝の形であれば問題があるとしても、他の適当な形での参拝であれば違憲とまでは言えないとする意見

(その4) 公的地位にある人の行為を公的、私的に二分して考えることに問題があり、  
 ①私的行為、②公人としての行為(総理大臣たる人が内外の公葬その他の宗教行事に出席するとき行為)、③国家制度の実施としての公的行為、の三種に分けて考えるべきであるが、閣僚の参拝は②としてのみ許され、その故に、私的信仰を理由とする不参加も許されるとする意見

(その5) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国と宗教との完全な分離を求めるものであり、宗教法人である靖国神社に公式参拝することは、どのような形にせよ憲法第20条第3項の禁止する宗教的活動に当たり、違憲と言わざるを得ないとする意見

(その6) 本来は(その5)の意見が正当であるが、最高裁判決の目的効果論に従ったとしても、宗教団体である靖国神社に公式参拝することは、たとえ、目的は世俗的であっても、その効果において国と宗教団体との深いかかわり合いをもたらす象徴的な意味を持つので、国家と宗教とのかかわり合いの相当とされる限度を超え、違憲と言わざるを得ないとする意見

しかし、憲法との関係をどう考えるかについては、最高裁判決を基本として考えることとし、その結果として、最高裁判決に言う目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得ると考えるものである。

この点については、最高裁判決の解釈として、靖国神社に参拝する問題を地鎮祭と同一に論ずることはできないとの意見もあつたが、一般に、戦没者に対する追悼それ自体は、必ずしも宗教的意義を持つものとは言えないであろうし、また、例えば、国家、社会のために功績のあつた者について、その者の遺族、関係者が行う特定の宗教上の方式による葬儀・法要等に、内閣総理大臣等閣僚が公的な資格において参列しても、社会通念上別段問題とされていないという事実があることも考慮されるべきである。

以上の次第により、政府は、この際、大方の国民感情や遺族の心情を汲み、政教分離原則に関する憲法の規定の趣旨に反することなく、また、国民の多数により支持され、受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべきであると考えらる。

ただし、この点については、前記(その5)、(その6)記載のとおり異論があり、特に(その6)の立場から、「靖国神社がかつて国家神道の一つの象徴的存在であり、戦争を推進する精神的支柱としての役割を果たしたことは否定できないために、多くの宗教団体をはじめとして、公式参拝に疑念を寄せる世論の声も相当あり、公式参拝が政治的・社会的な対立ないし混乱を引き起こす可能性は少なくない。これらを考え合わせると、公式参拝の場合は、地鎮祭と異なる政教分離原則の根幹にかかわるものがあり、国家と宗教との『過度のかかわり合い』に当たる。」との主張があつたことを付記する。

## 6. 閣僚の靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項

政府は、公式参拝を実施するに当たっては、以上のような反対の立場からの意見が存在することに留意するとともに、以下の事項についても、十分検討し、配慮すべきである。

### (1) 公式参拝の方式の問題

靖国神社への公式参拝を実施する場合には、儀式の主催者の問題(例えば遺族会主催の行事が行われる場合にするか)、追悼の方式の問題(例えば正式参拝以外の方式にするか)、当該行為が行われる場所の問題(例えば社頭で行うか)等、具体的に検討を要する点は多々あるうが、政府は、社会通念に照らし、追悼の行為としてふさわしいものであつて、かつ、その行為の態様が、宗教との過度の癒着をもたらすなどによって政教分離原則に抵触することがないと認められる適切な方式を考慮すべきである。

なお、その際、最高裁判決が言う目的・効果に関し、同判決が問題とするように、相当とされる限度を超えて、宗教的意義を有するとか、靖国神社、あるいは、同神社の活動を

援助、助長、促進し、又は、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えるなどのおおそれのないよう、十分慎重な態度で対処する必要がある。

### (2) 合祀対象の問題

討議の過程において、靖国神社に合祀される対象については、「国事に殉じた人々」とされているものの、例えば、明治維新前後においていわゆる賊軍と称せられた人々が祀られていないことや、極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることなどには問題があるとの意見があつた。

しかし、合祀者の決定は、現在、靖国神社の自由になし得るところであり、また、合祀者の決定に仮に問題があるとしても、国家、社会、国民のために尊い生命を捧げた人々をおろそかにして良いことにはならないであろう。ただし、政府は、公式参拝を実施する場合、これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう。

なお、一般の戦争犠牲者及び人命救助や災害時の安全確保などに尽くして亡くなった人々も、靖国神社に祀られるべきであるとの意見があつた。

### (3) 国家神道・軍国主義復活の問題

国民の一部に、靖国神社公式参拝は戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくおそれがあるとの意見があり、討議の過程においても、そのような靖国神社へ公式参拝することは問題であるとの意見があつた。

しかし、現在、靖国神社は他の宗教法人と同じ地位にある宗教法人であり、戦前とは性格を異にし、また、憲法上も、国家神道の復活はあり得ない。いわゆる軍国主義の問題に対しても憲法上の歯止めが存在する今日、そのような懸念はないと言ふべきであろう。ただし、靖国神社がたとえ戦前の一時期にせよ、軍国主義の立場から利用されていたことは事実であるし、また、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、時としてそれに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しき迫害が加えられたことも事実であるので、政府は、公式参拝の実施に際しては、いささかもそのような不安を招くことのないよう、将来にわたつて十分配慮すべきことは当然である。

### (4) 信教の自由の問題

靖国神社への参拝という行為は、宗教とのかかわり合いを持つ行為である。したがつて、政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に当たっては、憲法第20条第2項(信教の自由)との関係に留意し、制度化によつて参拝を義務付ける等、信教の自由を侵害することのないよう配慮すべきである。

### (5) 政治的対立、国際的反応の問題

討議の過程において、靖国神社公式参拝の実施は過度の政治的対立を招き、あるいは、国際的にも非難を受けかねないとの意見があつた。政府は、この点についても、そのような対立の解消、非難の回避に十分努めるべきであろう。

## 7. 新たな施設の設置

靖国神社公式参拝の問題に関連して、一部のメンバーから、この際、戦没者のみならず、社会や人々のために平時の生活の中で自らの生命をなげうち、人命救助や安全確保などに尽

くして亡くなった人々をも併せ追悼する公的な施設を新たに設置し、この新たな施設においては、宗教・宗派の別なく全く自由な追悼の方式が認められるべきである等の意見があった。しかし、この新たな施設の設置そのものは十分に考慮に値することではあるが、かかる施設が設置されたからといって、大方の国民感情や遺族の心情において靖国神社の存在意義が置き換えられるものではないし、また、このことは、我々に課せられた要請に必ずしも直接関係する問題ではないと思われるので、具体的な検討は行わなかった。

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会（第21回）

【806】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第21回（昭和60年8月9日）  
〔会次第〕

8. 終わりに

政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取られたい。

日 時 昭和60年8月9日（金）  
午後3時～3時30分

場 所 内閣総理大臣官邸 大食堂

議事次第 報告書（案）について

【807】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第21回（昭和60年8月9日）  
配布資料

【808】 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会第21回（昭和60年8月9日）  
〔閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会〕 報告書（案）

配 布 資 料

報 告 書（案）

昭和60年8月9日

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会

○ 報告書（案）

昭和60年8月9日

内閣官房長官  
藤 波 孝 生 殿

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会

林 部 敬 信 三 喜 猛 淳 一 司 功 郎 雄 子 治 雄 元 三 三  
芦 部 梅 原 藤 口 嶋 藤 小 江 小 佐 未 鈴 曾 田 知 中 林 横  
井 大 修 虎 元 三 三

我々は、昨年8月3日、内閣官房長官から、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝の在り方をめぐる問題について意見を述べるよう要請を受け、今日まで検討を続けて来たが、別添のとおり意見を取りまとめたので、報告する。



目 次

1. はじめに ..... 1

2. 閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯 ..... 1

(1) 靖国神社の概要等 ..... 1

(2) 靖国神社公式参拝問題の発生 ..... 2

3. 戦没者追悼の在り方 ..... 3

(1) 国及びその機関による戦没者の追悼 ..... 3

(2) 我が国における戦没者の追悼 ..... 3

4. 閣僚の靖国神社公式参拝の意味 ..... 4

5. 閣僚の靖国神社公式参拝の憲法適合性 ..... 4

(1) 政教分離原則に関する最高裁判所判決 ..... 5

(2) 公式参拝の憲法適合性に関する考え方 ..... 6

6. 閣僚の靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項 ..... 9

(1) 公式参拝の方式の問題 ..... 9

(2) 合祀対象の問題 ..... 10

(3) 国家神道・軍国主義復活の問題 ..... 11

(4) 信教の自由の問題 ..... 11

(5) 政治的対立、国際的反応の問題 ..... 12

7. 新たな施設の設定 ..... 12

8. 終わりに ..... 12

1. はじめに

我々は、昭和59年8月3日、藤波内閣官房長官から、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝の在り方について、憲法上の論点、国民意識とのかかわりなどを幅広く検討し、意見を述べるよう要請を受けた。

そこで、今日まで約1年間、合計21回にわたり懇談会を開催し、宗教団体等の意見や諸外国の実情を含め、この問題全般について調査を行い、自由な立場から討議を積み重ね、検討を行って来たが、ここにその結果を報告する。

なお、我々の間には、いくつかの点について意見の対立があり、必ずしも、すべての点について全員的一致した意見を得ることはできなかった。そのため、この報告においては、意見の主なものを示すことに主眼を置くこととし、意見の一致を見るに至らなかった点のうち、重要なものについては、その旨を特に掲げることとした。

2. 閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯

(1) 靖国神社の概要等

靖国神社は、明治2年に創建された東京招魂社にその起源を有しており、明治12年、靖国神社と改称、別格官幣社に列せられた。

戦前は、国事殉難者を祀る国の中心的施設として、国家管理の下に置かれ、戦争・事変等による戦没者を合祀した。

戦後、連合国の占領政策の一環として、いわゆる神道指令(昭和20年12月15日)に基づき、さらに、思想・言論の自由及び信教の自由に対する要求を背景として、厳密な政教分離が行われ、公務員の公的資格における神道の保証、支援等、公的財源による神社に対する財政援助等は禁止され、靖国神社は昭和21年2月2日に国家管理の手を離れて宗教法人となった。なお、地方公共団体等が戦没者に対する葬祭等に関する行事を行うことも厳しく禁止されていたが、我が国の独立回復の際、緩和された。

また、日本国憲法には、信教の自由・政教分離に関する規定(第20条・第89条)が置かれることとなった。

しかしながら、宗教学法人靖国神社は、戦後も、引き続き、先の大戦における多数の戦没者の合祀を行っており、同神社における合祀社数は、昭和60年7月末現在で、246万4151柱となっている。

(2) 靖国神社公式参拝問題の発生

昭和27年4月28日、「日本国との平和条約」の発効により、連合国の占領が終了して我が国が独立を回復し、神道指令は効力を失うこととなった後、日本遺族厚生連盟(後の日本遺族会)を中心に、国民の間に、靖国神社を再び国営化しない国家護持すべきであるとの運動が生じた。

昭和60年頃から、上記の運動に代わり、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に私的資格で参拝していたことについて、公的資格で参拝(いわゆる公式参拝)すべきであるとの運動が展開された。これに対し、このような公式参拝は、憲法第20条第3項の禁止する国の機関の宗教的活動に当たり、違憲であるとの憲法論からする反対論も主張され、様々な政治的、社会的影響を呼ぶに至った。また、公式参拝に関連して、昭和53年10月17日及び昭和55年11月17日の2度にわたり、政府の統一見解が表明され、この見解をめぐる論議も活発となった。

3. 戦没者追悼の在り方

(1) 国及びその機関による戦没者の追悼

祖国や父母、妻子、同胞等を守るために一命を捧げた戦没者の追悼を行うことは、祖国や世界の平和を祈念し、また、肉親を失った遺族を慰めることでもあり、宗教・宗派、民族・国家の別などを越えた人間自然の普遍的な情感である。このような追悼を、国民の要望に即し、国及びその機関が国民を代表する立場で行うことも、当然であり、諸外国の実情を見ても、各国の法令上の差異や、国家と宗教とのかかわり方の相違などにかかわらず、国が自ら追悼のための行事を行い、あるいは、例えば、大統領等の公的機関が民間団体の行うこれらの行事に公的資格において参列するなど、戦没者の追悼を公的に行う多数の例

が存在する。

(2) 我が国における戦没者の追悼

我が国においても、この間の事情は、これら諸外国と同様に考えることができる。先の大戦に至るまでの数々の戦争における戦没者に対し追悼の念を表すことは、国民多数の感情にも合致し、遺族の心情にも沿うものであって、国民として当然の所為といふべきである。また、内閣総理大臣その他の国務大臣も、国民を代表する立場において、国民の多数が支持し、受け入れる形で行事を主催し、又は、行事に参列することによって、戦没者の追悼を行うことが適当であろう。

戦後、戦没者を追悼するために、国は、独立回復直後の昭和27年5月2日、新宿御苑において全国戦没者追悼式を実施した。以後、昭和34年3月28日には千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設立し、その竣工式に併せて同所において、また、昭和38年8月15日には日比谷公会堂において、昭和39年8月15日には靖国神社境内地において、昭和40年以降毎年8月15日(昭和57年以降「戦没者を追悼し平和を祈念する日」)には日本武道館において、それぞれ全国戦没者追悼式を主催し、さらに、昭和40年以降、毎春、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において納骨並びに拜礼式を主催して、これらの各式典には内閣総理大臣その他の国務大臣等が公的資格で参列している。

しかし、国民や遺族の多くは、戦後40年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており、したがって、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内閣総理大臣その他の国務大臣が同神社に公式参拝することを望んでいるものと認められる。

4. 閣僚の靖国神社公式参拝の意味

内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とはどのような参拝を言うかについては、内閣総理大臣その他の国務大臣が公的資格(内閣総理大臣その他の国務大臣としての資格)で行う参拝のことであり、したがって、閣議決定などは特に必要ではないと考える。

その際、参拝の形式については、いわゆる正式参拝(靖国神社の定めた方式に従った参拝であり、早殿を伴う。)又は社頭参拝等の形式に左右されるものではなく、さらに、神道の形式にも限定されない。すなわち、閣僚が自らの思うところの方式に従って拜礼するとしても、その資格が公的であればやはり公式参拝であると考えられる。また、靖国神社で行われる儀式・行事(例えば、多数の遺族によって行われる追悼のための儀式・行事も含む。)に公的資格で参列して拜礼するような場合も公式参拝と言うべきであろう。

5. 閣僚の靖国神社公式参拝の憲法適合性

(1) 政教分離原則に関する最高裁判所判決

内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に公式参拝するについては、憲法第20条及び第89条のいわゆる政教分離原則との関係が問題となる。

この政教分離原則に関する解釈等については、津地鎮祭事件に関する最高裁判所判決(昭和52年7月13日)(以下単に最高裁判決と言う。)が参考となるが、同判決は、特に、

憲法第20条第3項の「宗教的活動」に関して、おおむね次のように述べている。

いわゆる政教分離原則は信教の自由を制度的に確保するための原則であり、国家と宗教とのかわり合いを全く許さないものではない。国家と宗教とのかわり合いが許されるかどうかは、そのかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるかどうかによって判断すべきである。憲法第20条第3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである。本件地鎮祭は、宗教とかわり合いを持つものであることを否定し得ないが、目的は専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、又は、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないので、この宗教的活動に該当しない。

これによれば、憲法第20条第3項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明らかである。

(2) 公式参拝の憲法適合性に関する考え方

靖国神社公式参拝が憲法第20条第3項で禁止される「宗教的活動」に該当するか否かについては、討議の過程において、多様な意見が主張された。これらの意見の対立は、おおむね次のように集約することができる。

(その1) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国家と宗教との完全な分離を求めるものではなく、靖国神社公式参拝は同項で禁止される宗教的活動には当たらないとする意見

(その2) 最高裁判決の目的効果論に従えば、靖国神社公式参拝は神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えたりすることにはならないので、違憲ではないとする意見

(その3) 最高裁判決の目的効果論に従えば、我が国には複数の宗教信仰の基盤があることもあり、靖国神社公式参拝は現在の正式参拝の形であれば問題があるとしても、他の適当な形での参拝であれば違憲とまでは言えないとする意見

(その4) 公的地位にある人の行為を公的、私的に二分して考えることに問題があり、①私的行為、②公人としての行為(総理大臣たる人が内外の公葬その他の宗教行事に出席するとき行為)、③国家制度の実施としての公的行為、の三種に分けて考えるべきであるが、閣僚の参拝は②としてのみ許され、その故に、私的信仰を理由とする不参加も許されるとする意見

(その5) 憲法第20条第3項の政教分離原則は、国家と宗教との完全な分離を求めるものであり、宗教法人である靖国神社に公式参拝することは、どのような形にせよ憲法第20条第3項の禁止する宗教的活動に当たり、違憲と言わざるを得ないとする意見

(その6) 本来は(その5)の意見が正当であるが、最高裁判決の目的効果論に従ったとしても、宗教団体である靖国神社に公式参拝することは、たとえ、目的は世俗的

であっても、その効果において国家と宗教団体との深いかかわり合いをもたらす象徴的な意味を持つので、国家と宗教とのかかわり合いの相当とされる限度を超え、違憲と言わざるを得ないとする意見

しかし、憲法との関係をどう考えるかについては、最高裁判決を基本として考えることとし、その結果として、最高裁判決に言う目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得ると考えるものである。

この点については、最高裁判決の解釈として、靖国神社に参拝する問題を地鎮祭と同一に論ずることはできないとの意見もあったが、一般に、戦没者に対する追悼それ自体は、必ずしも宗教的意義を持つものとは言えないであろうし、また、例えば、国家、社会のために功績のあった者について、その者の遺族、関係者が行う特定の宗教上の方式による葬儀・法要等に、内閣総理大臣等閣僚が公的な資格において参列しても、社会通念上別段問題とされていないという事実があることも考慮されるべきである。

以上の次第により、政府は、この際、大方の国民感情や遺族の心情をくみ、政教分離原則に関する憲法の規定の趣旨に反することなく、また、国民の多数により支持され、受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべきであると考ええる。

ただし、この点については、前記（その5）、（その6）記載のとおり異論があり、特に（その6）の立場から、靖国神社がかつて国家神道の一つの象徴的存在であり、戦争を推進する精神的支柱としての役割を果たしたことは否定できないために、多くの宗教団体をはじめとして、公式参拝に疑念を寄せた世論の声も相当あり、公式参拝が政治的・社会的な対立を巻き起こす可能性は少なくない、これらを考え合わせると、靖国神社公式参拝は、政教分離原則の根幹にかかわるものであって、地鎮祭や葬儀・法要等と同一に論ずることのできないものがあり、国家と宗教との「過度のかかわり合い」に当たるとしたが、この点については、現在行われているものとどめるべきであるとの主張があったことを付記する。

#### 6. 閣僚の靖国神社公式参拝に關して配慮すべき事項

政府は、前記靖国神社への公式参拝を実施するに当たっては、以上のような種々の立場からの意見が存在することに留意するとともに、以下の事項についても、十分検討し、配慮すべきである。

##### (1) 公式参拝の方式の問題

靖国神社への公式参拝を実施する場合には、儀式の主催者の問題（例えば遺族会主催の行事が行われる場合にするか）、追悼の方式の問題（例えば正式参拝以外の方式にするか）、当該行為が行われる場所の問題（例えば社頭で行うか）等、具体的に検討を要する点は多々あるが、政府は、社会通念に照らし、追悼の行為としてふさわしいものであつて、かつ、その行為の態様が、宗教との過度の癒着をもたらすなどによって政教分離原則に抵触することがないと思われる適切な方式を考慮すべきである。

なお、その際、最高裁判決が言う目的・効果に關し、同判決が言及するように、相当と

される限度を超えて、宗教的意義を有するか、靖国神社、あるいは、同神社の活動を援助、助長、促進し、又は、他の宗教・宗派に圧迫、干渉等を加えるなどのおそれのないよう、十分慎重な態度で対処する必要がある。

##### (2) 合祀対象の問題

討議の過程において、靖国神社に合祀される対象については、「国事に殉じた人々」とされているものの、例えば、明治維新前後においていわゆる賊軍と称せられた人々が祀られていないことや、極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることなどは問題があるとの意見があった。

しかし、合祀者の決定は、現在、靖国神社の自由になし得るところであり、また、合祀者の決定に仮に問題があるとしても、国家、社会、国民のために尊い生命を捧げた多くの人々をおろそかにして良いことにはならないであろう。ただし、政府は、公式参拝を実施する場合、これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう。

なお、一般の戦争犠牲者及び人命救助や災害時の安全確保などに尽くして亡くなった人々も、靖国神社に祀られるべきであるとの意見があった。

##### (3) 国家神道・軍国主義復活の問題

国民の一部に、靖国神社公式参拝は戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくおそれがあるとの意見があり、討議の過程においても、そのような靖国神社へ公式参拝することは問題であるとの意見があった。

しかし、現在、靖国神社は他の宗教法人と同じ地位にある宗教法人であり、戦前とは性格を異にし、また、憲法上も、国家神道の復活はあり得ない。いわゆる軍国主義の問題に對しても、憲法上の歯止めが存することや、現在の靖国神社は戦没者追悼と平和祈念の場となつていふことを見れば、そのような懸念はないと言ふべきであろう。ただし、靖国神社がたとえ戦前の一時期にせよ、軍国主義の立場から利用されていたことは事実であるし、また、国家神道に對し事実上宗教的地位が与えられ、時としてそれに対する信仰が要請され、あるいは一部は宗教団体に對し厳しい追害が加えられたことも事実であるので、政府は、公式参拝の実施に際しては、いささかもそのような不安を招くことのないよう、将来にわたつて十分配慮すべきであることは当然である。

##### (4) 信教の自由の問題

靖国神社への参拝という行為は、宗教とのかかわり合いを持つ行為である。したがつて、政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に当たっては、憲法第20条第2項（信教の自由）との関係に留意し、制度化によつて参拝を義務付ける等、信教の自由を侵すことのないよう配慮すべきである。

##### (5) 政治的対立、国際的反応の問題

討議の過程において、靖国神社公式参拝の実施は過度の政治的対立を招き、あるいは、国際的にも非難を受けかねないとの意見があった。政府は、この点についても、そのような対立の解消、非難の回避に十分努めるべきであろう。

#### 7. 新たな施設の設置

靖国神社公式参拜の問題に関連して、一部のメンバーから、この際、戦没者のみならず、社会や人々のために平時の生活の中で自らの生命をなげうち、人命救助や安全確保などに尽くして亡くなった人々をも併せ追悼する公的な施設を新たに設置し、この新たな施設においては、宗教・宗派の別なく全く自由な追悼の方式が認められるべきである等の意見があった。しかし、この新たな施設の設置そのものは十分に考慮に値することではあるが、かかる施設が設置されたからといって、大方の国民感情や遺族の心情において靖国神社の存在意義が置き換えられるものではないし、また、このことは、我々に課せられた要請に必ずしも直接関係する問題ではないと思われるので、具体的な検討は行わなかった。

#### 8. 終わりに

政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拜について適切な措置を取らねばならない。